

令和6年12月3日  
山口県報号外第58号  
監査公表第5号別冊

## 包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山 口 県 監 査 委 員



## 平成 12 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

(その2)財政的援助団体の財務事務及び事業の管理

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第6 山口宇部空港ビル株式会社</p> <p>3 外部監査の結果</p> <p>(3) 意見</p> <p>国際線ビルは、当面、国際線としての利用では十分な利用が見込めず、県による支援はやむを得ないものと考えられるが、いつまでも県の支援を受けることは妥当ではなく、なるべく早い時点で第三セクターによる運営で収支がとれるよう検討する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課)</p> <p>国際線ビルは、「山口宇部空港の国際化」という県の目的のため山口宇部空港ビル(株)が所有していることから、公共輸送力増強対策事業に係る国際線ターミナル賃借料により県から継続的に支援行っているところだが、監査人意見のとおり、テナント運営をはじめとした収入によって、国際線ビルが同法人により独立運営されることが望ましいと言える。</p> <p>このため、県としては、国際線の運航を促進するための取組を進めてきたところであり、監査対象年度（H12年度）当時に4便だった国際線の運航状況は、コロナ禍前のH29年度には開港以来最多となる166便となるなど、取組の効果が表れているが、過去最多の運行便数を記録したH29においても国際線ビルを独立運営できるだけの山口宇部空港ビル(株)の財政基盤の構築はかなわず、県が支援を止めれば、同法人の存続、ひいては、本県の主要な交通窓口である山口宇部空港の運営そのものを脅かすこととなる。</p> <p>このため、県としては、今後とも国際線の積極的な運航誘致に取り組みつつ、引き続き山口宇部空港ビル(株)への支援を行うこととする。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成 14 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

(その1) 土木建築部が行った公共用地の取得

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 監査結果のうち重要と考える指摘事項 (4) 取得した用地の登記について 過去に取得した土地で、登記手続が完了していないものが多数残存している。長年未登記のままであった用地の登記手続を行うためには、再度の調査費用等相当な費用負担を強いられることは十分予測されることである。 これらについては、計画的に処理しているとのことであるが、未登記原因の解消が複雑困難であり、予算の制約もあることから、1年間の処理件数は限られているのが実状である。残存未登記物件については、予算の制約のあることは理解できるが、早急に処理することが必要である。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部監理課) 包括外部監査での指摘及び意見も踏まえ、関係所属において、「未登記解消方針」等に基づいて、未登記の解消に向けた対応を進めているところである。 また、毎年度の会議や研修において、公共事業における取得用地の登記の徹底を図ることにより、新たな未登記物件の発生抑止にも取り組んでいる。 なお、政府が推進する土地政策の一環である、令和6年4月1日に施行された相続登記の申請義務化や地籍調査の加速化等が今後の未登記解消の一助になることから、これらの対応がさらに進むことで、引き続き残存する登記物件の解消に努めていく。</p>	措置済み
<p>3 岩国土木建築事務所 (2) 岩国土木建築事務所についての指摘事項 (エ) 昭和50年代に取得した用地の未登記について 未登記の処理を先延ばしすると困難性が増大し、費用も更に増える可能性もあることから重点項目として早急な対応が望まれる。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部監理課) 同上</p>	措置済み
<p>5 宇部土木建築事務所 (2) 宇部土木建築事務所についての指摘事項 ア 宇部土木建築事務所全般に関する指摘事項 (ア) 事業の進捗状況の管理について d 未登記の登記進捗状況 未登記の処理を先延ばしすると困難性が増すばかりであり、費用も更に増える可能性があることから、早急な処理が望まれる。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部監理課) 同上</p>	措置済み

## 平成 16 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

一般会計の補助金の財務事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 個別事項</p> <p>(1) 学事文書課が所管する補助金</p> <p>ア 私立学校運営費補助事業</p> <p>(ウ) 意見</p> <p>e 特色教育について</p> <p>平成15年度から計画により金額が補助金として支出されているが、実績報告書によると差異が発生している。</p> <p>各校の予算がそのまま認められており、実績が不足したり、全く実施されなくても精算されず翌年度の減額要因とされている。検討の必要があると考える。</p>	<p>(主務課・室 総務部学事文書課)</p> <p>私立学校運営費補助金の総額は、単価×生徒数で決定し、その総額を各学校法人に配分する際には、「特色教育分」と「一般分」という区分により配分する。</p> <p>特色教育分の事業には、全国大会出場経費への支援や部活動指導員等の非常勤の外部人材活用への支援等、年度末まで事業が実施されるものが含まれており、年度の途中でこれらの実績額を確定させることは実務上困難となっている。</p> <p>また、特色教育分も私立学校運営費補助金を各学校法人に配分する際の区分の一つであることから、事業計画の金額の増減は、増減があった学校法人以外も含めた各学校法人の配分額の変更となり、年度末まで配分額を随時変更することは、各学校法人の収支見通しに大きな影響を及ぼすこととなる。</p> <p>監査人による指摘以降、より適切な処理方法がないか長年にわたって検討を続け、例年12月にも書類提出により実施状況の確認を行うよう改善も講じてきたが、是正に向けては、補助金の交付対象である県内学校法人にとって非常に大きな負担を強いることは不可避であることから、現状の対応を継続する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(1) 観光交流課が所管する補助金</p> <p>コ 物産振興対策事業</p> <p>(イ) 監査の結果</p> <p>c 専務理事の本来の業務とは、当該社団法人の経営全般を行うことが主たる業務と考えるべきであり、この事業だけの補助という観点からも問題があると考え。</p> <p>事業の必要性は認められるが、要綱の見直しが必要。</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部観光政策課)</p> <p>物産協会では、本事業以外にも観光物産を基軸とした首都圏関係人口創出事業、やまぐち特産品販売戦力強化事業等の県委託事業に加え、協会独自事業も取り組んでおり、包括外部監査での指摘のとおり専務理事はこうした事業や協会の運営全般に関わる業務に従事している。</p> <p>指摘を踏まえた、補助のあり方についてであるが、本事業は、県の特産品の魅力発信・特産品産業の育成を行うため、県の物産振興の中心的役割を担っている(一社)山口県物産協会を支援するものであり、当協会の財政基盤は脆弱であるため、当協会人件費の補助を行うことで、魅力発信、育成に向け、実施している事業である。</p> <p>監査人からの提案に則って本事業からの人件</p>	<p>措置済み</p>

	<p>費補助を定額から一定割合の範囲内に見直し、委託事業から当該事業に要する人件費を捻出する場合、観光物産行政を取り巻く業界の動きに合わせて、事業のスクラップアンドビルドも流動的に行っている中で、その都度、委託事業から専務理事の給与を捻出することとなると、安定した支出ができない可能性もある。</p> <p>このため、人件費という固定的な経費に係る補助金を安定的に協会へ支出するには、各委託事業から確保するより、特定事業から支出することが最善であると考えられることから、必要な人件費を精査しながら、引き続き現状の対応で行うこととする。</p>	
--	---	--

## 平成 20 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

情報システムに係る財務事務の執行及び事業の管理について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>4 情報システムの有効性</p> <p>(4) 個別的事項</p> <p>ア 行政事務の効率化を主たる目的とするシステム</p> <p>(エ) 物品管理システム (物品管理課) の有効性評価 (意見)</p> <p>C 有効性評価の改善案</p> <p>事務処理の効率化等を目的としたシステムの有効性については、人員の削減による評価とともに、事務処理ごとの作業短縮時間等の定量評価を行う必要がある。</p> <p>現に開発された当該システムを有効に活用し、事務事業の効率化を図るためには、作業短縮時間等の定量評価を行うとともに、財務会計システムとの連携を検討し、実行することが求められる。</p>	<p>(主務課・室 会計管理局物品管理課)</p> <p>物品管理システムは、令和6年度末をもって廃止の予定であるが、今後、システム構築の際は、意見の趣旨を踏まえ、全国自治体情報システムの標準化等を注視しながら、財務会計システムとの連携や事務の効率化を図っていくこととする。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成 21 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>4 行政財産の有効利用</p> <p>(7) 高校統廃合と未利用・低利用財産</p> <p>ウ 個別的事項</p> <p>(ウ) 徳山商工高等学校 (旧徳山商業高等学校のグラウンド及び校舎等)</p> <p>a 旧徳山商業高等学校のグラウンド等土地の利活用の検討 旧徳山商業高校のグラウンドは、現在、陸上競技部だけが利用しており、一部の利用となっている。未利用部分の有効活用について具体的検討はされていないため、当該グラウンドが低利用状態のまま放置される可能性がある。 従って、グラウンドの未利用部分については、このまま放置し荒地とするより、一時的でも、利用が可能かどうか検討する必要がある。</p> <p>c 旧徳山商業高等学校の校舎等の建物の利活用の検討 旧徳山商業高校の校舎は、現時点においては全く使用されていないが、定時制での利用も検討されているとのことである。 しかし、高等学校の統廃合は数年前から決まっていたことであり、このような状態になることは十分予想できたはずであるから、校舎の有効活用の検討時期が遅いと言える。 今後、高校の再編整備計画を第二次、第三次と策定検討するときは、廃校となった学校のグラウンドや校舎、体育館等の有効利用も併せて考えるべきである。</p> <p>e 今後の方針・計画 旧徳山商業高校での利用は、主にグラウンドであるが、現実には、今後の利用あるいは処分方針は何も決まっていないのと同じであり、現状の利用状態に合理性があるかどうか疑問がある。 管理棟の一部については、国体関係物品の保管場所として利用しているが、旧校内では、部活のため、かなりの生徒が活動しており、交通事故や盗難等はもとより、建物の窓ガラスの破損など、財産の管理については十分な対策を講じる必要がある。</p>	<p>(主務課・室 教育庁教育政策課)</p> <p>旧徳山商業高校の跡地利用については、監査人意見も参考としながら、検討を行った結果、周南警察署の移転建替場所として活用することを決定した。なお、令和6年度の当初予算において、用地測量や既存建物解体設計等の経費を計上しており、今後、移転建替に向けた整備を進めていくこととしている。</p> <p>(主務課・室 教育庁教育政策課) 同上</p> <p>(主務課・室 教育庁教育政策課) 同上</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>(9) 警察署再編と未利用・低利用施設 エ 個別的事項</p> <p>(ア) 山口警察署 阿東幹部交番 (旧阿東警察署) 警察署の統廃合に伴い生じた低利用・未利用の幹部交番について、どのような有効利用を図るか全体的な見直しを図り、対応を決定する必要がある。 幹部交番については、未利用・低利用部分がかなりあるが、警察施設という特殊性を前提に、どのような有効利用を図るのか、県警察としての考え方をまとめる必要がある。 ここで、隣接する山口土木建築事務所阿東分室も組織再編により低利用となっており、警察施設という特殊性はあるが、施設の統合利用についても検討する必要があるのではないか。</p> <p>5 公有財産 (土地・建物) 管理に関する過年度包括外部監査の是正措置の状況</p> <p>(3) 措置状況が「改善途中」とされているもの エ 土木建築部</p> <p>(ア) 過年度取得用地の未登記物件の解消 (平成 14 年度) 未登記となっている経緯には、いろいろなケースがあり、登記の困難性は理解できる。予算的な制約の中で新規未登記の発生防止を最優先するのは、未登記に起因する問題が特に想定できない現状においては、やむを得ない対応であり、合理的理由があると考えられる。 しかし、未登記のまま長期間放置しておくことは、公有財産の管理上良いとは言えない。</p>	<p>(主務課・室 警察本部会計課) 警察署の統廃合に伴い生じた低利用・未利用の幹部交番については、未利用部分の県施設の移転場所としての活用や、近隣施設による統合利用及び施設利用等の活用方策を、関係機関とともに個別に検討しながら、今後とも有効な利用に努める。</p> <p>(主務課・室 土木建築部監理課) 包括外部監査での指摘及び意見も踏まえ、関係所属において、「未登記解消方針」等に基づいて、未登記の解消に向けた対応を進めているところである。 また、毎年度の会議や研修において、公共事業における取得用地の登記の徹底を図ることにより、新たな未登記物件の発生抑止にも取り組んでいる。 なお、政府が推進する土地政策の一環である、令和 6 年 4 月 1 日に施行された相続登記の申請義務化や地籍調査の加速化等が今後の未登記解消の一助になることから、これらの対応がさらに進むことで、引き続き残存する登記物件の解消に努めていく。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	---	-------------------------

## 平成 22 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査結果に係る措置状況について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>5 出資金の管理</p> <p>(4) 錦川鉄道株への出資金の管理</p> <p>ウ 出資金管理の見直し案（意見）</p> <p>当該出資法人については、近年、経常損失が続き、補助金収入でカバーしている状態であり、県は、当該出資法人が地元市や地域住民等と連携して、利用促進を図るなど、今後の経営改善や効率化を進めるよう指導する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課)</p> <p>以前から、当該出資法人の取締役会などを通じて指導・助言を行っているが、意見を踏まえて、「錦川鉄道対策連絡協議会」などにおいても助言等を行ってきた。</p> <p>また、令和5年2月に発足した「岩国市錦川清流線あり方について意見を聞く会」などで助言を行うとともに、更なる取組として令和5年度からは、地方ローカル線活性化事業において、当該出資法人と連携し、「やまぐちローカル線応援団」への登録の募集など、新たに利用促進の取組を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

商工労働部が所管する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の財務事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 個別監査結果</p> <p>9 商工労働部 関連団体</p> <p>(6) 山口宇部空港ビル株式会社</p> <p>ウ 監査結果</p> <p>(ア) 国際線ビルは、平成 13 年度以降県が賃借して各種イベントや県民の交流の場にも対応できるスペースの確保や空港関係機関の事務室など「空港会館」として活用している。会社が、国際線旅客ターミナルビルとして採算に合う運営を行うためには、国際定期路線が開設航空会社・C I Q (税関出入国管理検疫の国の機関) 及び売店等各種テナントが入居して施設が賃貸され、十分な家賃収入の確保が必要である。そのためには、国際チャーター便の運航を促進し、利用実績をさらに積み重ねる必要がある。これからも、県として利用促進の対策を講じる必要があると考える。(意見)</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課)</p> <p>東アジア地域からの観光客誘致に併せて、韓国や台湾等の航空会社等に対しエアポートセールスを実施し、国際定期便及び国際チャーター便の運航に取り組むとともに、県の補助制度の活用により、国際定期便の定着・拡大を図っているところである。</p> <p>今後とも、こうした国際線の誘致に積極的に取り組み、国際線の利用実績の積み上げることにより、国際線ビルにおける家賃収入の確保に努める。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成 29 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

教育の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>Ⅷ 総務部 学事文書課</p> <p>1 私立学校運営費補助事業</p> <p>【指摘事項】補助事業変更申請について（合规性） 私立学校運営費補助金の総額は、上記(1)イ(イ)の表で示した単価×生徒数で決定する。 運営費補助金の総額を各学校に配分する際には、「特色教育分」と「一般分」という区分により、学校ごとの「特色教育分」を先に確定して、県の補助金総額から特色教育分を控除した金額が「一般分」としての配分対象となる。「特色教育分」は、特色ある学校づくり事業等を実施する場合に、その補助対象経費の一部を補助するものである「一般分」は、学生生徒数やその他の数値を用いて各学校に配分される。</p> <p>運営費補助金について、山口県補助金等交付規則の第8条第1項においては、「補助事業者等は、補助事業等の内容若しくは補助事業等に関する経費の配分を変更し、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ申請書を知事に提出してその承認を得なければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更についてはこの限りでない。」とある。</p> <p>「特色教育分」については、特色ある学校づくり事業等に要する補助対象経費の一部を補助するものであるが、年度当初に事業計画書が提出された後に、9月、12月に実施状況の確認および変更分の確認をして補助金額を確定して交付しており、12月の確認以降に補助対象経費の金額等に増減があっても補助事業の変更申請書が提出されていない。山口県補助金等交付規則に従って、変更申請書の提出を求める必要がある。</p>	<p>(主務課・室 総務部学事文書課)</p> <p>私立学校運営費補助金の総額は、単価×生徒数で決定し、その総額を各学校法人に配分する際には、「特色教育分」と「一般分」という区分により配分する。</p> <p>特色教育分の事業には、全国大会出場経費への支援や部活動指導員等の非常勤の外部人材活用への支援等、年度末まで事業が実施されるものが含まれており、年度の途中にこれらの実績額を確定させることは実務上困難となっている。</p> <p>また、特色教育分も私立学校運営費補助金を各学校法人に配分する際の区分の一つであることから、事業計画の金額の増減は、増減があった学校法人以外も含めた各学校法人の配分額の変更となり、年度末まで配分額を随時変更することは、各学校法人の収支見通しに大きな影響を及ぼすこととなる。</p> <p>監査人による指摘以降、より適切な処理方法がないか長年にわたって検討を続け、12月にも実施状況の確認を行うよう改善も講じてきたが、是正に向けては、補助金の交付対象である県内学校法人にとって非常に大きな負担を強いることは不可避であることから、現状の対応を継続する。</p>	措置済み
<p>【意見】特色教育の補助金額と実績額の差額について（合规制）</p> <p>県は、各学校の特色教育（「特色ある学校づくり事業」および「教育改革推進」）の取組に対して補助金を交付しているが、5月に計画の提出を受けて9月、12月に実施状況の確認および変更分の確認をして補助金額を確定して交付するため、12月の確認以降の変更が補助金額に反映されず実績額との差額が</p>	<p>(主務課・室 総務部学事文書課)</p> <p>私立学校運営費補助金の総額は、単価×生徒数で決定し、その総額を各学校法人に配分する際には、「特色教育分」と「一般分」という区分により配分する。</p> <p>特色教育分の事業には、全国大会出場経費への支援や部活動指導員等の非常勤の外部人材活用への支援等、年度末まで事業が実施されるものが</p>	措置済み

<p>生じてしまう。当該差額は、当年度内に精算されず翌年度の補助金額を増減させて調整をしている。</p> <p>このことについては平成 16 年度の包括外部監査でも以下のような意見が述べられている。</p> <p>また、平成 15 年度から計画による金額が補助金として支出されているが、実績報告書によると差異が発生している。</p> <p>各校の予算がそのまま認められており、実績が不足したり、全く実施されていなくても精算されず翌年度の減額要因とされている。検討の必要があると考える。</p> <p>(出典：平成 16 年度包括外部監査報告書)</p> <p>県は、上述した平成 16 年度包括外部監査報告書の意見に対して平成 18 年度に措置内容を公表している。措置内容は以下のとおりである。</p> <p>当年度内精算が実務上困難であることから、翌年度の補助金の配分において精算額を調整しているものであるが、より適切な処理方法がないか検討していく。</p> <p>(出典：平成 18 年 7 月 14 日 山口県報)</p> <p>県は、平成 18 年 7 月に公表した措置内容では措置が未済であると認識しており引き続き検討をしていくことが必要である。</p> <p>年度内の精算をするには、12 月の確認以降に計画に変更があった場合は速やかに変更申請書の提出をするように周知徹底し、県は実績額を適時に把握するように努める必要がある。</p>	<p>含まれており、年度の途中でこれらの実績額を確定させることは実務上困難となっている。</p> <p>また、特色教育分も私立学校運営費補助金を各学校法人に配分する際の区分の一つであることから、事業計画の金額の増減は、増減があった学校法人以外も含めた各学校法人の配分額の変更となり、年度末まで配分額を随時変更することは、各学校法人の収支見通しに大きな影響を及ぼすこととなる。</p> <p>監査人による指摘以降、より適切な処理方法がないか長年にわたって検討を続け、例年 12 月にも書類提出により実施状況の確認を行うよう改善も講じてきたが、是正に向けては、補助金の交付対象である県内学校法人にとって非常に大きな負担を強いることは不可避であることから、現状の対応を継続する。</p>	
---	--	--

## 平成 30 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>II 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども家庭課</p> <p>7 児童扶養手当支給事業費</p> <p>(3) 監査の結果及び意見</p> <p>【意見】児童扶養手当返納金の不納欠損処分について（合规性）</p> <p>不納欠損処分については、総務部税務課に事前協議する必要がある。税務課は「債務の承認」を債務の存在を知っていることを表示した時点で承認とみなし、時効中断としており、担当課は時効成立させるため支払意思が全く感じられない債務者に対して、5年間、臨戸訪問や催告書の送付により、時効を完成させている。</p> <p>債務者の返済意思がない場合であっても返済能力がある場合、県の取りうる手段としては訴訟が考えられる。訴訟が効率性や経済性に照らして妥当であるか個別の案件ごとに検討すべきであるが、検討過程は残されていない。</p> <p>返金してもらわなければならない金額は安易に消滅させるべきではなく、訴訟も一手段であるのだから不納欠損処理を実施する前に、訴訟の可否について個別に検討過程を記すべきである。</p>	<p>（主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども家庭課）</p> <p>児童扶養手当返納金については、定期的な催促を行い、債務者の返済意思及び返済能力の有無、次回の納付予定等を都度把握し、適切な債務管理に努めていることから、当時の監査結果報告から現在までに該当案件は発生していない。</p> <p>今後においても、意見を踏まえ、時効完成に伴う不納欠損処分が生じないように、必要に応じて個別に課内方針協議を行い、訴訟についての可否を含めて検討するとともに、検討過程を残すよう努める。</p>	<p>措置済み</p>

# 令和元年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

## 1 包括外部監査の特定事件

観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

## 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>I 観光スポーツ文化部 観光政策課</p> <p>3 魅力ある観光地域づくり推進事業</p> <p>3-1 本庁</p> <p>【意見】当初予算と決算額の乖離について（有効性）</p> <p>補助金交付先である一般社団法人山口県観光連盟が実施するツーリズム振興補助金・官民連携クラウドファンディング活用事業の利用実績が平成29年度及び平成30年度ともに当初予算作成時の想定よりも少なかったため当初予算に比べて決算額が少なくなっている。</p> <p>平成30年度は、ツーリズム振興補助金9,925千円（通常分9件、重点支援枠0件）、官民連携クラウドファンディング活用事業については実績なしであった。</p> <p>官民連携クラウドファンディング活用事業については平成29年度も利用実績なしであり、利用促進に向けて取り組む必要がある。</p>	<p>官民連携クラウドファンディング活用事業については、既に事業廃止しているが、意見を踏まえ、今後の他事業において当初予算と決算額に大きな乖離が生じないように適切な予算計上に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>4 「クルーズやまぐち」地域活性化推進事業</p> <p>【意見】調査結果報告書の活用について（有効性）</p> <p>当事業の「クルーズ旅客等の消費動向、観光ニーズ調査に係る業務」の委託先から提出された調査結果報告書には乗客等のアンケート結果がまとめられており、乗客等の消費額や経済波及効果、満足度なども記載されている。</p> <p>県は、毎年でなくとも数年後に調査を実施して消費額や経済波及効果、満足度などがどのように変化したかを検証して当事業の効果測定に利用することも検討していただきたい。</p>	<p>（主務課・室 観光スポーツ文化部観光政策課）</p> <p>令和5年度より、県で把握している各寄港時の乗船客数等と観光庁「インバウンド消費動向調査」における乗船客の費目別支出金額等の活用により、クルーズ乗船客の消費動向等について検証することとした。</p> <p>今後は同検証の結果も踏まえ、効果的な施策展開を検討していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>VI 観光スポーツ文化部 スポーツ推進課</p> <p>4 スポーツイベント誘致開催事業</p> <p>【意見】新たなスポーツイベント誘致について（有効性）</p> <p>中国山口駅伝競走大会については、平成31年1月をもって廃止となってしまったが、県民のスポーツに関する関心を高め、また、誘客という視点も含め、県が後押しをする新たなスポーツイベントの誘致を可能な限り早い時期に実現することが望まれる。</p>	<p>（主務課・室 観光スポーツ文化部スポーツ推進課）</p> <p>予算の確保や交通安全対策等の面で課題があることから、当該事業で同様の大会を誘致することは難しい状況であるが、県ではみらいふスタジアムの改修等を通じて、山口陸上競技協会が開催するイベント誘致を支援しており、令和6年9月に、みらいふスタジアムにおいて全日本実業団対抗陸上競技選手権大会が開催された。</p>	<p>措置済み</p>

## 令和3年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

中小企業者等の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>10. 山口発！水産インフラ輸出構想展開支援事業</p> <p>【意見】水産インフラ輸出構想の具現化について（有効性）</p> <p>本事業は、漁獲、加工など一連の水産関連企業の立地がある本県の強みを活かし、県内企業による、ベトナム国キエンザン省に対する漁獲から流通に至る一連の鮮度管理システムのパッケージでの輸出に向けた取組を支援するために、平成30年度に県内企業3社のJVによるJICA事業採択のための、申請書作成支援等を委託事業として実施している。</p> <p>また、本事業では、水産インフラ輸出構想研究会やマッチング商談会も行われているが、現状では実際の参加者はJICA採択の上記3社に加え、1、2社にとどまっている。3年前の事業開始時から増加も見られず、本事業に関しては他の県内企業への広がりが見られない（マッチング会開催の案内は行われたようだが、結果的に十分な実績に結びついていない）。そこで、例えば、輸出に関する現状やベトナムの状況等、水産業を中心に関連業種へ向けても講習会等で広く周知する必要があると思われる（現状では、特定の事業者のための事業となっている）。</p> <p>今後も3年間は事業が続くとのことであるが、本来の最終目標である水産インフラの輸出を実現できるような今後の事業展開が期待される。</p> <p>【意見】事業の成果指標について（有効性）</p> <p>本事業の成果指標は、JICAなど国等の支援メニューを活用した事業件数（累計）として、目標：5件（令和2年度末）、実績：4件（令和2年度末）となっている。そして、例えば、今回実施したオンライン研修について、国（経済産業省）の事業としての支援メニューを活用したため、件数として計上されているが、それは本事業の目的である水産インフラの輸出や事業展開実現のための手段の一つであり、成果とはなりえないと思われる。また、当該件数は、成果というよりはアウトプット（活動）である。やはり、成果としては、水産インフラ輸出の実現件数やマッチングの実現件数とすべきである。</p>	<p>（主務課・室 産業労働部イノベーション推進課）</p> <p>本プロジェクトは鮮度管理システムの輸出という特定の分野を対象とすることから、元々参画企業が限定的であったが、キエンザン省から水産分野の新たなニーズを聞き取り、山口フィナンシャルグループのネットワークも活用して、ニーズに関連する企業への働きかけを行った結果、令和5年度に、養殖事業者及びフグ加工事業者の2社が新たに水産インフラ輸出構想研究会に参画し、業種及び企業数の面で参画企業の裾野拡大を行った。</p> <p>（主務課・室 産業労働部イノベーション推進課）</p> <p>令和5年度に県内企業がJICA事業を活用した実証事業を開始し、今後、本事業が実証段階からビジネス展開段階に移行していくことを踏まえ、令和6年3月に策定したやまぐち産業イノベーション戦略（第2次改定版）において、取組目標（指標）を「水産インフラ輸出に係る成約件数」とした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>29. 九州・山口ベンチャーマーケット開催事業</p> <p>【意見】本県経済団体との協体制構築について（有効性）</p>	<p>（主務課・室 産業労働部経営金融課）</p>	<p>措置済み</p>

<p>九州・山口ベンチャーマーケット開催時の参加者募集について、より多くの参加者を募集し得る体制の整備が必要である。具体的には、例えば、本県には経済団体の一つとして、山口経済同友会が存在する。当該同友会は、県内の企業経営者の有志で組織した団体であり、様々な利害を超えて自由闊達に活動を行い、より良い経済社会の実現を目指している。このような経済団体等との協力体制を構築し、九州・山口ベンチャーマーケットに本県の事業者が積極的に参加することで、世界に羽ばたく成長性の高いベンチャー企業が輩出される土壌が醸成されることを望む。</p>	<p>推薦依頼時期との兼ね合いや、新たな推薦依頼関係団体の検討・連絡調整に期間を要したものの、意見を踏まえ、九州・山口ベンチャーマーケット2024の参加者募集に当たって、従来の推進依頼先に加え、新たに、山口経済同友会及び（一社）山口県中小企業経営者協会に対し、令和6年6月3日に、文書による参加者の推薦依頼を行うことにより、協力体制を構築した。</p>	
--	--	--

## 令和4年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>14. やまぐちの農林水産物デジタル販促推進事業</p> <p><b>【意見】</b>ぶちうまアプリの出口戦略について（経済性・効率性）</p> <p>当事業の主要施策の1つは、アプリを活用して県産品の販路拡大・消費増加を目指すことである。アプリではポイント制度を主要機能と位置づけており、県産品取扱店舗への来店及び県産品の購入に際し、ポイントを付与し一定数貯まると県産品購入時に値引きを受けることができる仕組みである。ポイントによる値引き額の補填は、補助金交付先で当事業の実施主体であるやまぐちの農林水産物需要拡大協議会（以下、「協議会」という）が行っているが、協議会における当アプリ運用に要する経費の2/3は県の補助金であることから、今後アプリ利用者が増加し、ポイント付与数が増加すると、協議会から参加店舗に対するポイント値引き額の補填金額は増加し、その結果、県からの補助金額も増加が見込まれる。</p> <p>アプリについては、開発に要する経費は全額、運用に要する経費は2/3以内の補助率で補助金を交付することが本補助金の根拠となる流通対策等事業補助金交付要綱に規定されているが、補助金とは本来、公益上の必要がある場合に交付するものであり、受益者が偏ることなく公平でなければならない。当事業についても本来は協議会が自主財源で取り組むべきところ、県産品の販路拡大・消費増加という公益性の高い事業であり、事業の立ち上げ段階ではアプリ開発に多額の経費を要することから補助金による支援を行っている。令和4年度以降本格化するアプリの運用に関しては、補助金による支援期間が長期化することに伴う、補助金の既得権益化や協議会による自立した事業運営を妨げるようなことがあってはならない。担当者によると、アプリに表示する広告を募集してポイント値引き額補填の財源を確保する、アプリで実施するキャンペーンの景品をアプリ参加店舗からの提供品とするなど、協議会の自主財源により運用できる方策を検討しているとのことである。県からの補助金による支援をいつまで継続するのか、また自主財源への移行後の財源確保の方法等、当事業の今後の運営方針・スケジュールについて早期に計画を作成し、協議会とすり合わせをする必要がある。なお、目的達成以外で補助金による支援終了と同時に、アプリ運用も終了するようなことは決してあってはならない点を申し添える。</p> <p><b>【意見】</b>協議会における県の関与について（経済性・効率性）</p> <p>当事業の補助金交付先である、協議会は、県内の消費者団体、外食・食品産業、流通・観光・物産、生産者・輸出支援</p>	<p>（主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課）</p> <p>アプリを活用した地産・地消の拡大について、協議会やぶちうま！アプリ参加店舗等と定期的な意見交換を実施しているところであり、令和6年度からは、ぶちうま！アプリの運用に関する補助金の補助率を1/2以内に引き下げ、協議会自主財源である団体負担金を中心とした運営に移行した。</p> <p>なお、ぶちうま！アプリの運営に関しては、特に若者世代を中心として地産・地消の意識が低いという課題があることから、事業目的が達成されるまでは、県からの補助金による支援を継続し、アプリ機能を活かした企画などを行うこととしている。</p> <p>今後も、協議会の自主財源により運用できる方策を模索しつつ、協議会による自立した事業運営の促進を図ることとする。</p>	措置済み
<p><b>【意見】</b>協議会における県の関与について（経済性・効率性）</p> <p>当事業の補助金交付先である、協議会は、県内の消費者団体、外食・食品産業、流通・観光・物産、生産者・輸出支援</p>	<p>（主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課）</p> <p>意見を踏まえ、協議会事務局により定</p>	措置済み

<p>団体等 26 団体で構成された協議会であり、県産品の需要拡大の取り組みを推進する団体であり、事務局は山口県農業協同組合、山口県漁業協同組合、(一社)山口県木材協会及び山口県農林水産部の 4 団体に置かれている。</p> <p>協議会の事務処理については山口県農林水産部が窓口となっており、当該部署担当者が県業務と兼務している。県産品の販路拡大・消費増加の対策はあくまでも生産者・販売者の自発的な活動によるものでなければならず、県が協議会での事業運営の中心となり、また事務局業務についても大部分を担うことは、協議会に対する過剰な支援になりかねない。協議会に所属する各団体が、生産・販売・流通等各自の置かれた立場から意見を出し合い事業の方向性を決定し、施策を企画・立案することが重要であり、県も協議会の一構成員として他団体と対等の立場で意見を述べ、会務についても県に業務が偏在することのないように各団体で分担することが必要である。協議会を構成する全てのメンバーが当事者意識を持ち、一体となって県産品の消費拡大にまい進するような体制を構築すべく、県としての望ましい関与の在り方について検討されたい。</p>	<p>期的に会議を開催し、協議会事業の実施等に関する事務局間の役割分担等について協議を重ねてきたところで、令和 6 年 5 月に事務局会議を開催し、各団体の事務分掌と取組内容の徹底を図った。</p>	
<p>26. デジタル化対応産業教育装置整備事業</p> <p>【意見】やまぐちデジタル改革基本方針との関連性について(有効性)</p> <p>水産校舎に今回導入された装置 6 件(契約額合計 159,694 千円(税込))のうち 4 件(契約額合計 122,771 千円(税込))は新規装置ではなく更新装置である。更新前の装置はどれも老朽化が進み、かつ、近年のデジタル化に対応されたものではなかったが、更新された装置はどれも新品であり、最新のデジタル化に対応したものであった。</p> <p>ここでデジタル化対応産業教育装置整備事業の目的は先述のとおりであり、その背景には県が推進する「やまぐちデジタル改革基本方針」がある。当該基本方針における基本姿勢では①地域課題の解決、②新たな価値の創造、③デジタルデバイド(情報格差)の排除、④多様な主体との連携・協働、⑤スピード・柔軟性・持続性の 5 つが推進されている。特に地域課題の解決と新たな価値の創造は目指すべきビジョンとして重要である。</p> <p>このように考えると、今回導入された装置はどれもデジタル化に対応されたものではあるものの、大部分は装置の更新であり、今回のデジタル化対応装置が地域の産業界をけん引する職業人材の育成にどのように関連し、その先にある新たな価値の創造という観点から、改革にどのように寄与するのか現時点で具体性を欠いている。学校教育及び人材育成という面で、短期的に成果が出るものではなく、今回導入された装置による人材育成がきっかけとなり将来新たな価値の創造につながる可能性はあるが、現時点での関連性は、少なくとも水産校舎の認識としては、やはり曖昧であり、現状では予算財源確保を好機とした、デジタル化を名目とする単なる装置の更新であることを明確に否定できる要素はなかった。</p> <p>そのため、今回導入した装置によりどのようにして地域の産業界をけん引する職業人材の育成を行い、そして最終的に新たな価値の創造につながるかという水産校舎としてのロードマップ等を明確にし、当該装置の利用方法に反映すべきと考える。</p>	<p>(主務課・室 教育庁教育政策課)</p> <p>大津緑洋高校水産科は県内唯一の水産教育を推進する高校として、地域・社会に貢献できる人間性豊かな人材を育成することをスクール・ミッションとしており、また、産業界からは、卒業後、企業において即戦力として活躍できる生徒の育成が期待されている。</p> <p>そのため、実験・実習を中核とした職業教育を行っているが、加速度的な産業・社会の変化に対応した職業教育のため、技術革新の進展、デジタル化に対応した、学習環境の整備が急務となっていた。</p> <p>今回導入装置については、そういった課題に対応するものであり、企業ニーズに対応した実験・実習を行っていくとともに、社会、特に県内の水産関係者の育成・発掘に向け、生徒募集では県内全域の中学校を訪問しており、その中でデジタル化が進む大型実習船の教育にも対応できる機器があることを紹介することで興味・関心を得ている。</p> <p>このように、導入したデジタル機器を当校で実施する教育へ活用するとともに、広く人材募集の広報にも活用しており、将来の水産関係者の育成・発掘にも資するものと考えている。</p>	<p>措置済み</p>

## 令和5年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 1 包括外部監査の特定事件

環境保全対策に関する財務事務の執行

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>1. ぶちエコやまぐちCO<sub>2</sub>削減加速化事業（うち、普及啓発）</p> <p>【意見】アプリの利用促進プロモーションの展開について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>「ぶちエコアプリ」は、日常生活に伴うCO<sub>2</sub>を削減することによって地球温暖化を防止するという目標に向けて導入されたアプリである。しかし「ぶちエコアプリ」の利用者数は山口県全体の人口129.8万人（令和5年8月1日現在）の内、僅か3,151人（令和5年7月31日現在）に過ぎない。このため、更なる利用者の増加を図るべく、例えばスーパーでの食品トレイの回収、コンビニエンスストア等で買い物袋を持参することによるレジ袋の削減、バス、駅での電車利用によるガソリン消費量の低減等、日常生活の中で全ての県民に対してQRコード読取りの機会を増やす必要があると考える。アプリポイントを取得しやすくすることがアプリ利用促進につながり、その結果、県民全体がCO<sub>2</sub>を削減することに関心を持ち、最終的にCO<sub>2</sub>削減が促進されるという好循環が生まれるのではないかと考える。さらにポイント獲得増加キャンペーンの頻度を上げる等の追加対策も極めて有効と考える。</p> <p>県は、アプリの利用にて県民に地球温暖化対策へ関心を持ってもらい、結果としてCO<sub>2</sub>の削減目標を達成しようとするならば、その目的を達成するための効果的手段を考案し、導入する義務と責任を有する。県民の税金を使う事業は、最小の費用で最大の効果を発揮しなければならず、想定の結果が伴っていない場合は、事業が有効的、経済的かつ効率的に実施されたとは言いがたい。</p> <p>当該事業については、令和4年度包括外部監査（報告書P161）において利用者数の少なさと、今後の利用者数増加のために事例を挙げての【意見】を述べているにも係わらず、未だ成果が現れていないため是非とも改善していただきたい。（ただし、令和4年8月31日時点の利用者数1,908人からは1.7倍の増加となっている。）</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 環境政策課）</p> <p>更なる利用者の増加を図るべく、令和5年度に、県内バス会社と連携し、県内の路線バスを「ぶちエコスポット」に登録した。</p> <p>また、他部局等と連携し、アプリを活用したキャンペーンを実施するなど、アプリ利用者を増やすような仕掛けに取り組んでいる。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】アプリのランキング表記について（有効性）</p> <p>各参加者が、参加者全体の中で、自分が一体何番目なのか、順位が簡単に分かる機能が追加されると良いと考える。現在の</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 環境政策課）</p> <p>意見を踏まえ、今後のバージョンアップにおいて、意見を踏まえた機能追加に</p>	<p>措置済み</p>

<p>「ぶちエコアプリ」のランキング表記は、ポイント獲得数にて上位1位から100位までとなっており、かなりのポイント数を獲得しなければ、参加者ランキングに表示されない設定となっている。</p> <p>一方で同様に県が主催している他のアプリ、「やまぐち健幸アプリ」（ウォーキングアプリ）は、参加者自身が、現在、参加者全体の何番目に位置しているのか表記される機能を有しており、その結果、自分の順位が常に明確となり、日々もしくは毎週、毎月の目標設定の強い動機付けにつながり、参加者自身も目標達成による満足感を得ることができる仕組みとなっている。</p> <p>したがって、「ぶちエコアプリ」においても参加者全体における参加者自身の順位を知ることができる機能を追加することが望ましいと考える。</p> <p>【意見】各取組の評価指標について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>ぶちエコやまぐちCO<sub>2</sub>削減加速化事業（うち、普及啓発）においては、令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標として平成25年度比17.8%削減を掲げている。</p> <p>当該最終目標を達成するために、上記各取組についても、令和12年度末時点での最終達成目標値を設定し、各年度においても当該評価指標の進捗などは確認している。しかし、最終目標達成に向けての明確なロードマップは設定されていない。無論、明確なロードマップが無くとも、令和12年度において最終目標値を達成できれば問題は無いが、令和12年度において最終目標値を確実に達成するためにも、各年度において実績との比較分析を行い、目標達成に向け取組を着々と進めていただきたい。</p> <p>2. ぶちエコやまぐちCO<sub>2</sub>削減加速化事業（うち、導入支援・普及啓発）</p> <p>【意見】委託契約の妥当性について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>令和4年度のぶちエコやまぐちCO<sub>2</sub>削減加速化事業は本事業を含む全体の委託金額15,954,727円の一部、決算額9,588千円として、家庭や事業所における普及啓発、実践行動の促進、設備の導入促進までの取組を一体的に推進し、CO<sub>2</sub>排出削減を加速化することを目的に実施された。ただし、当該決算額は、当初の県の予算上の金額でコーディネーターの配置2,766,935円と20～40代のファミリー層を対象としたZEHの啓発委託費6,820,806円を足したものであり、実際の決算額の内訳は定かではない。</p> <p>本事業は、上述のように、ZEHの導入支援や普及啓発によりCO<sub>2</sub>排出削減を加速化する事業であり、令和3年度からの事業である。また仕様書等及び予算の積算資料の内容を確認したところ、従来の事業の延長として含めるのではなく、本事業のみを</p>	<p>についても検討することとしたい。</p> <p>（主務課・室 環境生活部 環境政策課） 令和5年度に「2050ゼロカーボン・チャレンジ推進事業」へ見直しした際に「県民運動とし県民一人ひとりが気候変動の現状や既に顕在化している影響を認識し、県民や事業者自らによる脱炭素型ライフ・ビジネススタイルや事業活動での地球温暖化対策の取組（ゼロカーボン・チャレンジ）を推進」とした事業趣旨に即した目標（ぶちエコやまぐち宣言者数（家庭・事業所）、環境学習参加者数）とし、各年度、環境白書等において比較分析を実施し、目標達成に向け取組を進めることとしている。</p> <p>（主務課・室 環境生活部 環境政策課） 意見を踏まえ、今後、業務委託先について、関係団体の情報を収集し、検討していく。</p>	<p>措置済み</p> <p>改善途中</p>
---	---	-------------------------

独立した委託契約として事業を行うことは十分可能と思われる。さらに他事業も含めた委託契約となっているため、本事業における実際の決算額は不明であり、経済性の効果把握が困難なものとなっている。

さらに、「公共調達適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」平 23 会計第 321 号によれば、「1 適正化のための措置 公共調達に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）において、一般競争入札によることが原則とされていることを踏まえ、競争性・透明性・公平性のより一層の確保を図ること」と定められている。これに基づけば、従来の追加事業として随意契約を締結するのではなく、事業を区分し、原則通り、一般競争入札によるべき事業であると考えられる。また入札にはプロポーザル方式等を導入し、合理的な競争を以てより良い方策を提案できる委託先が選定されることが必要と考える。

この意見に対し、県は、①山口県予防保健協会（地球温暖化防止活動推進センター）は、地球温暖化対策推進法第 38 条に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発等を行う機関として県が指定した唯一のセンターである。②また、センターが行う事業については、同法第 38 条第 2 項に記載されており、「地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動」、「地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること」等と定められている。③ZEH の普及啓発は、民間住宅の建築促進を目的とする事業ではなく、CO<sub>2</sub>排出削減効果が高く、長期間継続する新築 ZEH を広く普及し、削減目標の達成を目指す事業の一つであり、地球温暖化対策に係る専門性や特定のハウスメーカーに限定されない中立性を鑑みると、本協会が業務を請け負える県内で唯一の機関である。以上の主に 3 つの根拠にて、一般競争入札には適さず、随意契約の正当性を主張するが、山口県予防保健協会が地球温暖化防止推進センターとして指定されたのは、平成 13（2001）年であり、当該事業年度の約 21 年前である。国が 2050 年カーボンニュートラル宣言を行ったのは、2020 年でありこの時点で既に 19 年もの月日が経過しており、地球温暖化防止対策は地球規模で大変革を迎えている。さらに、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、「環境対策は国家成長戦略の要」との位置付けが明確化されたという事実を踏まえれば、単に「県内で唯一の機関」という固定観念にとらわれることなく、前述したように合理的な競争を以てさらに一層、良い方策を提案できる委託先が選定されることが経済的かつ効率的であり、県民にとって有効であると考えられる。

【意見】補助金の評価指標について（有効性）

本補助金における評価指標は、山口県地球温暖化対策実行計

（主務課・室 環境生活部 環境政策課）

意見を踏まえ、今後、本補助金の効果

改善途中

<p>画（第2次計画）（2021（令和3）年3月）において掲載されている。それによれば、ZEH 等省エネ住宅への支援件数（累計）として、－（2018 年度）→1,500 件（2030 年度）とされている。</p> <p>この評価指標は、「山口県ゼロ・エネルギー・ハウス導入支援補助金」の申込数62件（令和4年度）ではなく、国のZEH補助金の山口県内への交付決定件数及び本補助金の交付決定件数である（令和4年度交付実績24件/募集枠25件）。</p> <p>ZEHの導入増加だけを目的にした補助金であれば、交付決定数を評価指標とすることも妥当と思われるが、本補助金の環境基本計画における施策区分は「1 気候変動対策の推進」及び「6 やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくり」に位置付けられており、本補助金の補助要件として、「山口県産省・創・蓄エネ関連設備を1設備以上導入すること」とある以上、本補助金はZEH住宅の導入増加数のみではなく同時に山口県産設備の普及促進である。</p> <p>以上のように考えると、本補助金における評価指標としては、現在示されている国のZEH補助金の山口県内への交付決定件数及び本補助金の交付決定件数ではなく、本補助金の申込件数といった本補助金による効果が明確となる評価指標も用いるべきである。</p> <p><b>【意見】補助金の効果測定について（有効性、経済性・効率性）</b></p> <p>補助金の効果測定として、ハウスメーカー等にヒアリングを行い、内覧会1件の開催につき、参加者がZEHを購入した割合が約3.5組というヒアリング結果に基づき、内覧会開催件数24件×3.5組＝84件のZEH増加としている。</p> <p>補助金の直接的な効果測定は困難であり、上記のように、ZEHの導入増加だけを目的にした補助金であれば、この効果測定方法としても妥当な部分もあるかもしれないが、本補助金はZEHの導入増加のみではなく、同時に山口県産設備の普及促進である。本補助金による効果として、山口県産設備を使用したZEHの選択割合の増加率や経済効果、山口県産設備として太陽光発電システムや給湯システム等の存在の確認、さらに補助金申請者が選択する設備の現状を分析することで単にZEHの導入増加数のみだけではなく、山口県産設備の競争力増加のための方策を立案していただきたい。</p> <p>3. EVによる分散型エネルギー活用推進事業</p> <p><b>【指摘事項】再委託手続の適正性について（合規性）</b></p> <p>県は当事業の実施のために分散型エネルギー活用実証プロジェクトチーム（以下、当項目において「PT」あるいは「受託者」という。）との間で委託契約を締結し、受託者に対して分散型エネルギー活用実証業務を委託している。</p> <p>業務仕様書に記載の委託内容は、①分散型エネルギー活用実</p>	<p>が明確となる評価手法について検討していく。</p> <p>（主務課・室 環境生活部 環境政策課） 意見を踏まえ、今後、本補助金の効果が明確となる評価手法について検討していく。</p> <p>（主務課・室 環境生活部 環境政策課） 分散型エネルギー活用実証プロジェクトチームによる実証業務は令和5年3月に終了しているが、意見の趣旨を踏まえ、類似事業を含めて業務委託契約を締結する際には、再委託に係る確認を厳密</p>	<p>改善途中</p> <p>措置済み</p>
--	--	-------------------------

証 PC の運営および②分散型エネルギー活用実証業務の実施の 2 項目となっている。

ここで、令和 4 年 3 月 31 日付で作成された委託契約書の第 13 条（再委託の制限）において、「受託者は本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならないが、予め書面にて県の承認を得たときはこの限りではない」旨が規定されている。

「令和 4 年度分散型エネルギー活用実証 PT 出納簿」を閲覧したところ、令和 5 年 3 月 20 日付けで「実証試験委託費（4,488,000 円）」の摘要が記載された支出 4,488,770 円があったため、再度確認したところ、令和 4 年 4 月 1 日付けで、PT と中国電力（株）間で「分散型エネルギー活用推進事業の実証システム運用業務」の委託契約を交わしていた。

ここに再委託の事実があり、委託契約書第 13 条の規定に基づき、県は受託者に対して予め書面にて再委託の承認を行う必要があったはずだが、県は受託者に所属する委員が受託者として業務を行っているという認識であり、再委託であるという認識がそもそもなかったことから、実際にはそのような予め書面による承認は行われていなかった。再委託に該当する場合には委託契約書の規定に基づき、事前に書面にて再委託の承認を行うべきである。

【指摘事項】稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）

当事業に関連する各種「伺」を閲覧したところ、決裁年月日が未記入となっていた「伺」が複数見受けられた。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日を「伺」にも適切に記入すべきである。

#### 4. オゾン層保護対策事業

【意見】成果指標の設定について（有効性）

本事業は山口県環境基本計画における数値目標については、「温室効果ガスの排出量」に包含され、当該事業単独ではフロン類の大気中への排出抑制を目的としている。しかし、フロン類の空気中への放出量等を実際に計測するという、アウトプットの観点から成果指標を設定することはかなり難しいと考えられる。

そこで、成果指標の設定について担当者にヒアリングしたところ、県独自の目標値として各事業者に 5 年に 1 回の頻度で立入検査を行い各事業者にフロン類の管理の適正化に関する指導を行っている旨の回答を得た。事業として 5 年に 1 回の立入検査を想定しているのであれば、インプットの観点になってしまうものの、その活動数値を毎期の目標値とし、本事業の活動内容の成果をより明確に示すべきである。

【意見】立入検査件数について（有効性、経済性・効率性）

に行い、委託契約書の規定を的確に履行するよう、課内で周知徹底し改善を図った。

（主務課・室 環境生活部 環境政策課）  
意見を踏まえ、委託契約を締結する際には、「伺」への決裁年月日の記載の確実に実施し、確認を厳密に行うよう、課内で周知徹底し改善を図った。

措置済み

（主務課・室 環境生活部 環境政策課）  
意見を踏まえ、事業場リストを基に 5 年計画で立入検査の計画を作成するとともに、令和 6 年度より、各事業者への立入検査の活動数値を本事業における成果指標とし、事業活動の成果を明確に示すこととした。

措置済み

（主務課・室 環境生活部 環境政策課）

措置済み

<p>令和5年度第一種フロン類充填回収登録事業者等への立入検査実施要領によると、第一種フロン類充填回収業者に対しては「登録更新が行われるまでの間(5年)に1度は、立入検査を実施する」と記載されているが、令和4年度は県内登録事業者約262件に対して立入検査件数は40件であった。事業者の登録の有効期間内(5年)に1度は県の検査を受け法令順守の指導を受けることが必須であるなら、県としては年間52件を目標に検査を実施しなければならないことになり、登録事業者数に対しては、20%を目安に実施しなければならないことになるが、実施件数は15%程度に留まっている。また、20%を超えているのは、平成30年度のみである。(下記表参照)</p> <p>登録事業者に対して5年に1度の立入検査を実施できるような体制を急ぎ構築・整備するためには、毎年度の立入実施件数を正確に把握し、予定目標件数と実績に乖離があるのであれば出先機関と綿密な連携を取り、対象事業者の選定を行い、効率的に検査を実施すべきである。</p> <p>また、例えば、特に処理ガス量の多い施設を選別し、重点的に立入検査を実施し、指導を行うという、めりはりをつけた手法が現実的でより効率的と考える。</p> <p>5. 大気汚染常時監視事業</p> <p><b>【指摘事項】見積書の徴求について(合規性)</b></p> <p>執行伺に添付の見積書と契約締結伺に添付の見積書が同一の見積番号となっており、執行伺に添付のものはコピーとなっていた。</p> <p>予定価格の積算根基としての見積書と契約締結時における契約金額の確認のための見積書は各々事業者から徴求すべきである。</p> <p><b>【指摘事項】稟議書等における決裁日の記入漏れについて(合規性)</b></p> <p>当事業に関連する各種「伺」を閲覧したところ、決裁年月日が未記入となっていたものが散見された。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日を「伺」にも適切に記入すべきである。</p> <p><b>【意見】備品購入費に係る入札における予定価格と落札価格等の乖離について(経済性・効率性)</b></p> <p>備品購入費に計上されている機器の購入に関する「物品購入決議書」、「物品調達等審査会」、「物品調達等入札執行伺」等を閲覧したところ、予定価格の半値以下で落札された案件があった。</p> <p>予定価格は、入札に参加する事業者から見積書を入手し、決定されているが、予定価格と落札価格との乖離が大きい場合、予定価格の意味が薄れてしまう結果となる。また逆に予定価格決定に際して入手する見積書の金額が取引価格の相場よりも高</p>	<p>意見を踏まえ、事業場リストを基に5年計画で立入検査の計画を作成し、出先機関と連携して事前に立入調査事業場数を調整することとした。</p> <p>(主務課・室 環境生活部 環境政策課) 措置済み</p> <p>受監後、速やかに契約担当者に対し指導を行うとともに、予定価格の積算時と契約締結時にそれぞれ見積書を徴求するよう、会計事務職員研修資料を用いて所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>(主務課・室 環境生活部 環境政策課) 措置済み</p> <p>指摘以降、複数人で決裁書類の決裁日の記載を確認するなど、決裁日の記載を徹底している。</p> <p>(主務課・室 環境生活部 環境政策課) 措置済み</p> <p>意見を踏まえ、過去において予定価格と落札価格の乖離が大きい備品に係る予定価格の決定に際しては、過去の落札状況・実際の契約金額・直近の価格動向を勘案し、実際の取引価格に近づけるよう、会計事務職員研修資料を用いて所属職員への周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
---	---	-------------------------------------

い可能性も考えられる。

過去において予定価格と落札価格の乖離が大きい備品の購入に係る予定価格の決定に際しては、事業者からの見積書だけではなく、過去の落札状況・実際の契約金額を勘案し、実際の取引価格に近づける仕組となるように改善が望まれる。

#### 6. 騒音振動悪臭対策事業

【意見】測定機器移設後の局舎解体・撤去について（有効性、経済性・効率性）

令和4年度に工事請負費として岩国市立愛宕小学校大気測定局舎の解体・撤去工事を実施している。局舎内に設置されていた測定機器は、平成30年1月に同小学校内の別の場所に移設済とされていたが、何らかの事情にて局舎のみが残置されており、今回、その大気測定局舎が解体・撤去された。当該大気測定局舎は小学校敷地内にあり、設置から既に約40年近くが経過しており、老朽化による建屋の倒壊リスクのみならず、建物死角にて児童に対して危険をもたらすリスクを考えると早期での撤去が必要であったと考えられるが、予算策定時点では局舎解体・撤去の予算措置はされていなかった。そこで、令和4年度に予定されていたパンザマスト設置工事が、当初予算2,090,000円であったのに対し、実際には721,820円で措置できたことから、予算残額を転用し、当該工事を実施している。

当該大気測定局舎は測定機器専用のため、機器移設後は不要となることから、機器移設に伴い、自ずと解体・撤去が必要となるが、「何らかの事情」にて当該局舎は解体・撤去されずにそのままの状態が残されていた。このような場合は、測定機器移設が計画され、移設後、不要となる局舎についても、移設時に解体・撤去等の適切な対応を取る予算措置が必要であった。

今回の事例を基に、今後使用見込が無い不要建物がそのまま残置されていないか、否かについて再度、総点検を行い、残置されたままの状態があれば、各々の危険度について適切に評価を行い、危険度が高い順に計画的に解体・撤去を実施されたい。

【意見】事業経過の記録について（有効性、経済性・効率性）

当該工事は、対象となる大気測定局舎の設置場所や設置後の経過年数を鑑み、過年度から適切な対応を取る必要性が認識されるべきであった。しかし予算策定時には解体・撤去の工事費は計上されていなかったにも関わらず、解体・撤去の工事を実施するに当たり、なぜその解体・撤去の工事が追加で実施されることになったのか、さらに未だ実施を待つ事業は他にも幾多ある中で、この解体・撤去事業が第一に選択された理由について適切な合理性の存在が求められる。しかし、この解体・撤去事業に関してそれらの合理性を適切に検証した記録は全く無く、したがって客観的に第三者が本解体・撤去事業について合理性の判断を下すことが出来ない。

（主務課・室 環境生活部 環境政策課）  
使用見込みのない不要建築物について、優先度等を整理したリストを新たに作成し、それにより点検を行い、危険度を評価した上で、危険度の高い順に計画的に解体・撤去を実施していく。

措置済み

（主務課・室 環境生活部 環境政策課）  
意見を踏まえ、臨時的な事業が発生する際には、資産の状況を含めて事業の優先度、危険度等を協議し、詳細な記録を残すよう、周知徹底を図った。

措置済み

今回のこの解体・撤去工事については、小学校敷地内に残された老朽化建物として「緊急性」があったと推察できるが、必然性や緊急度について他の工事事業との比較・検討を行わなければ、果たして本解体・撤去事業を最優先させるべきであったか、否かについては判別不能の状態である。さらに、今回、当該大気測定局舎が解体・撤去されず、そのままの状態に残置されていた理由についても同様に全く記録が存在せず、「何らかの事情」とのみしか説明を受けていない。

県としては、県民の安心安全な暮らしを守る義務があり、それらに対しては限られた予算で有効かつ効率的に事業を実施されなければならない。したがって、県民への十分な説明責任を果たすためにも、また業務を有効かつ効率的に遂行するためにも検討過程を含めた詳細な記録を全て残しておく必要がある。さらに、資産に関する費用は、減価償却費と維持補修費を合わせて検討することが重要であることを申し添える。

【意見】 航空機騒音計の計画的な更新について（有効性、経済性・効率性）

航空機騒音の実態調査は県民の生活環境を保全するために不可欠な調査である。当該調査に使用している騒音計（現在、10台保有）は、更新計画に基づき、定期的に更新を進め、5年で一巡するように計画されている。航空機騒音計メーカーによると、通常、騒音計の設計寿命は8～10年間であるが、海岸近くでの使用の場合、状況によって耐用年数は5年間程度に短縮する可能性もあるといわれている。現在、順次更新している既存の騒音計は、平成21年度に更新されたものであり、既に設置後10年以上が経過している。

耐用年数を超えて使用すれば、急な故障等により測定ができなくなる可能性も高くなり、耐用年数を考慮した更新計画を作成し、騒音調査が継続して行われるようにすべきである。限られた予算額の中で、他の調査用機器の更新との兼ね合いもあり、耐用年数通りの更新は現実的には難しいかもしれないが、その点は日々の保守管理にて早めに機器の異常を把握し、修理等の対応を取ることで補い、適切な更新計画及び日々の保守管理の「両輪」で騒音調査に欠測等の支障をきたさぬよう、引き続き取り組んでいただきたい。

#### 8. 環境保全管理運営対策事業

【指摘事項】 やまぐち環境 WEB コンテンツ管理業務の実施状況確認について（合規性、有効性、経済性・効率性）

やまぐち環境 WEB 内において、再生可能エネルギーに関する補助金を紹介する県 HP へのリンクが切れている等、リンク切れが発生している箇所が複数見られた。リンク先となる県 HP の情報が期間限定の公開であり、情報公開期間終了後はリンクを終了する必要があるが、委託業者への連絡を怠ったため、当該リンクを終了する処理ができていないとのことであった。また

(主務課・室 環境生活部 環境政策課)  
更新計画のリストを新たに作成し、また保守点検項目についても消耗品交換の頻度等の見直しを行い、早期の異常検知を把握することとした。

措置済み

(主務課・室 環境生活部 環境政策課)  
やまぐち環境WEB内において、適時かつ適切に情報提供できるよう、委託業者との連絡・連携体制の再確認等を行った。

措置済み

「News お知らせ」ページでは最新情報が9月8日時点で7月7日のままとされており、約2ヶ月間、新しい情報がやまぐち環境WEB内に追加されていなかった。

この2か月間に「お知らせ」の更新がなかったことについて、後日、担当課から「その間、新たに記載するお知らせがなかったため」との回答を得た。そこで、再度HPを確認したところ、9月25日に「ぶちエコIoTチャレンジLife」について参加者募集中の情報が新規に掲載されていた。これは、第2回目の参加者募集を周知するためと思われるが、募集は既に9月1日から始まっており、募集喚起の情報をタイムリーに実行するためには、8月末頃には前もって情報提供をすることが合理的であり、県の主張する「単にその間、新たに掲載する内容がなかった」との理由は「最新の情報を利用者に提供する」という基本認識が欠如していると考えられる。

HPを閲覧した際、リンク切れ情報や、最新の情報に更新されていないとアクセスした利用者が、最新の欲しい情報を得られないHPだと認識してしまい、その後、アクセスすることがなくなってしまう可能性もある。

当該業務仕様書には、目的として「県民に対して最新の情報提供を行うことを目的とする。」との記載がある以上、適正に当初の目的が果たしているとは言いがたく、最少の費用で最大の効果を発揮するという行政の使命を果たしているとも言いがたい。委託業者との連絡・連携を密にし、HPにて常に適時かつ適切に情報を提供すべきである。

【意見】電気自動車急速充電器の普及について（有効性、経済性・効率性）

県が設置した電気自動車急速充電器は、県が株式会社e-Mobility Powerと加盟店契約を締結し、株式会社ミントウェブに保守管理業務を委託していた。それら5基のうち、3基は株式会社e-Mobility Powerが利用者から徴収する利用料で保守管理できるようになったため、当初に締結した8年間の加盟店契約を更新時に保守管理を含む契約に変更し、株式会社ミントウェブとの保守管理契約を解約している。

また残り2基については充電器の立地もあり、保守管理が可能となる水準の利用状況にないため、これまで同様の保守管理契約を継続している。引き続き保守管理業務の内容を注視し、充電器の利用状況に合わせて縮小・削除等の見直しが可能な項目があれば、委託事業者と交渉し、最少のコストで保守管理業務が実施できるよう努めていただきたい。

【意見】実態調査票等データエントリー業務の今後の取扱いについて（経済性・効率性）

データエントリー業務を委託している実態調査は、いずれ電子化されるため、当委託事業は将来的には終了する業務との認識であるが、当該委託事業に係る委託料及び契約事務に係る工

（主務課・室 環境生活部 環境政策課）  
意見を踏まえ、今後、委託業者と交渉し、最小のコストで保守管理業務が実施できるよう検討していく。

改善途中

（主務課・室 環境生活部 環境政策課）  
紙面で実施していた調査を一部電子化へ変更した。紙面で回答した事業者に対しては、個別に連絡を入れる等、電子での回答を促すこととする。

措置済み

数など考慮すると、できるだけ早く本委託事業を終了すべきである。例えば電子化の手順を記したチラシを作成し配布する、前年度紙で回答した事業者に対しては個別に連絡を入れる等、紙面の調査票で回答した事業者に対しては、回答の電子化を促す取組を実施し、紙による回答件数をできるだけ減少させる必要がある。その際、同様のデータエントリー業務を実施している他の事業部門とも連携し、回答の電子化に対して共通の対策を進める等、効率的な取組も積極的に取り入れていただきたい。

#### 9. 水道施設整備促進事業

【指摘事項】 契約変更の適切性について（有効性、経済性・効率性）

山口県水道広域連携シミュレーション業務委託においては、指名競争入札を行い、予定価格（19,817,600円）に対して契約金額（15,854,080円）であったが、契約内容に変更があるとの理由で変更後契約金額（19,017,900円）となり、結果的に契約金額は予定価格に近似した金額となった。これは水道事業の将来見通しを整理する上で必要となった検討項目の追加という委託業務の追加と、当該業務の追加に伴う業務期間の延長による契約金額の変更に由来する内容である。無論、委託後、想定外の事象の発生によって契約金額が変更されることも考えられ、そのような場合は適正な手続きを経れば、契約金額が変更されること自体に問題はない。しかし、本契約変更は想定外な事象の発生ではなく、検討項目の追加であることから、事前に委託業務内容を慎重に検討していれば当該検討項目を含めた上で委託業者選定を実施することは可能であったと考えられる。

特に指名競争入札である本委託事業の場合には、当該追加部分も含めて再度入札を行えば、同じ委託業者が選定される結果になったとは言い切れず、著しく公平性に欠けた結果ではないかと考えられる。さらに結果として変更後契約金額は予定価格に近似した金額となっており、当初より当該追加部分は想定されていた、あるいは予定価格ありきの委託であった等のあらぬ疑義が持たれる状況は好ましくない。

そのため公平性という観点からも事前により慎重に委託業務の内容を精査すべきである。

【意見】 当初予算額と決算額の乖離要因について（有効性、経済性・効率性）

水道施設整備促進事業において当初予算額 415,035千円に対して、決算額 272,862千円と大きく乖離した結果（当初予算比 65.7%）となっており、当該乖離額および乖離率は他の事業と比較しても小さくはない。ここで予算の適切な配分という観点から考えると、国からの交付が大部分を占めるとはいえ、予算は可能な限り正確に積算し、決算額との乖離は可能な限り僅少にすべきである。

（主務課・室 環境生活部 生活衛生課）  
本業務は、令和4年度限りであり、既に終了したものであるが、今後、類似業務の実施に当たっては、指摘を踏まえ、契約の適切性を確保するため、審査会等においてより入念な確認を行うなど、委託業務の内容の精査を徹底することとした。

措置済み

（主務課・室 環境生活部 生活衛生課）  
従来から、補助対象者の事業内容について詳細に聞き取りを行っているが、令和6年度当初予算の積算にあたっては、乖離を生む要素となる不確定要素について、より詳細な聞き取りを行い、要望額の精査を行った。

措置済み

なお、令和7年度から、当該補助事業は、国が水道事業者へ直接交付すること

<p>当該乖離の主な理由は、①当初予算額策定時には山口県生活基盤施設耐震化等補助金に申請予定であった事業者の一部が、地元調整の難航により当該年度の工事着手が困難となったため最終的に申請を取りやめた、②一部工事で工事現場への搬入路の地盤が脆弱であることが工事着手後に判明し、工事の計画期間内での実施の見通しが立たなくなった、という2点である。</p> <p>このように乖離した要因は外部要因による内容でもあり、当初から完全に想定することは容易ではないということは多少、考えられるが、事業者選定の段階において事前に事業者の状況等を慎重に検討・分析すると共に、県として工事内容または場所についても慎重に検討・分析する等の対応で、事前に想定できた可能性も考えられる。</p> <p>そのため、県としては今後、事業者及び事業者の計画を事前に検討を加えるとともに、より慎重な調査に基づいて予算を積算し、決算額との乖離を最小限にするという適切な姿勢で臨む必要がある。</p> <p><b>【意見】</b> 補助事業における効果測定について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>山口県生活基盤施設耐震化等補助金においては基幹管路の耐震化率について効果測定指標の目標値を60%、目標年度を2028（令和10）年度としている。しかし実績値は近年3期間において目標を下回り、目標値を達成できていない（上記効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移参照）。また、今後については、目標達成に向けての各年度における数値目標（令和10年度末までに目標達成）はあるが、目標達成に向けた具体的なロードマップは明確に示されていない状況である。</p> <p>水道事業は市町が事業者として運営するため、県だけで目標達成に向けて独自に推進できるものではないため、目標達成が容易ではないことは理解できる。しかし当該補助事業は、従来の各市町に予算を割り当てる方式ではなく、県が各事業者の策定した整備計画を取りまとめた事業計画に対して一括して補助金が交付される方式である。事業者間の予算の流用も県に一任されているという画期的な事業内容であり、県の裁量が水道事業の進捗や成果に大きく作用する設計となっている。そのため、少なくとも補助対象の事業計画の進捗及び、当該事業が効果的かつ効率的に実施されるかについては各事業者への県の指導、調整及びリーダーシップの発揮無くしては達成しえない事業とも言える。したがって、目標達成のためにまずは県が市町と密に連携し、リーダーシップを発揮し、目標達成に向け、ロードマップを明確にすべきである。</p> <p>また当該補助金は耐震化以外にも基盤強化事業を実施しているため、耐震化率のみならず、基盤強化等の効果測定目標指標等の新たな指標を設定し、当該目標指標結果も含め、総合的に成果を判定することも必要である。</p>	<p>となったため、県予算には計上しないこととなる。</p> <p>（主務課・室 環境生活部 生活衛生課）</p> <p>当該補助事業は、水道整備・管理行政の省庁移管に伴い、令和7年度以降、国から水道事業者へ直接交付することとなり、成果目標についても、水道事業者が個別に設定することとなった。</p>	<p>措置済み</p>
--	--	-------------

<p>10. ぶちエコやまぐち3R推進事業</p> <p>【指摘事項】再委託の合理性について（合規性、経済性・効率性）</p> <p>当事業における委託契約8件について再委託の状況を確認したところ、8件中2件について再委託が行われていたが、2件とも随意契約であった。</p> <p>再委託されていた委託契約のうち「ワンウェイプラスチック代替製品導入モデル事業実施業務」に係る委託先業者は、「消費者団体、事業者、行政の各分野において、ワンウェイプラスチック等の削減について取り組む者で構成された部会であり、本業務を実施しうる唯一の者であるため」として随意契約となっている。もう1件の「令和4年度プラスチックごみ削減コンテスト運営業務」に係る委託契約については、公募型プロポーザルによる業者選定が行われていたが、再委託契約2件ともが、委託契約に係る契約金額に占める再委託金額の割合が50%を超過していた。</p> <p>山口県の令和4年度包括外部監査の結果報告書「第3外部監査の結果及び意見（概要）4. 指摘事項及び意見の総評（2）指摘事項及び意見の要約 III. 再委託について」において、再委託に関する問題点が記載されている。令和4年度包括外部監査の結果報告書において記載されているとおり、次のような対応を行うべきである。</p> <p>①再委託の承認審査は、再委託（予定）金額が漏れなく把握されるようにすべきであり、その記載目的の実質を理解した上で、当該再委託が一括再委託等に当たらない旨の具体的な検証が判断過程とともに示されるべきである。</p> <p>②一般的に、合理的経済人が行う取引において、量的・質的両面から業務内容の対価が貨幣的価値に反映される点を踏まえると、金額基準での再委託割合が高ければ高いほど、外観上は一括再委託や業務の主要な部分が再委託されたのではないかとの疑念が生じやすい。その上で、再委託割合が50%を超えるという、一括再委託や主要な業務の再委託と見られかねない状況下において、当該再委託が丸投げ等に該当しないとする県の説明責任が十分に果たしているかという観点からは、監査を通じて得た再委託の承認審査書類等からは否定せざるを得ない。したがって、再委託の妥当性（再委託承認申請の審査過程で、再委託業務の範囲や金額、管理・監督の手法等の是非）を慎重に検証し、当初委託契約における経済性の観点からも、最小の経費で最大の効果を得る委託業務の履行について、その検証過程や検証結果が客観的に示される必要がある。</p> <p>③唯一の契約相手と認めて委託契約を締結した者以外の第三者が契約関係に登場する場合、慣例的な判断を排除し、当初委託契約の業者選定過程に問題点等はなかったかについて、具体的かつ客観的な検証結果を記録し、再委託の合理性を立証する責任がある。</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課）</p> <p>指摘を踏まえ、今後、委託契約における再委託の承認審査を行う際は、「公共調達に適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」に基づき、一括再委託や主要な部分の再委託に当たらないか慎重に検証するとともに、再委託の妥当性が認められた場合には、その検証過程や検証結果を具体的かつ客観的に記録することとする。</p>	<p>措置済み</p>
--	--	-------------

<p>【意見】 予定価格の算定方法について（合規性、経済性・効率性）</p> <p>協定している（株）レノファ山口（以下「レノファ」という。）に関連する事業については、委託先がレノファのグループ会社（株）DERESI（以下「DERESI」という。）に指定されていることから、委託先は自ずと特定の事業者限定される結果となっている。</p> <p>その結果、予定価格算定に関しては、委託先である DERESI から入手した見積書のみに基づいてその予定価格が決定されるプロセスとなっている。</p> <p>経済性の観点からは、協定にて委託先が指定（限定）されている場合は尚更、予定価格の決定に際しては過年度若しくは当年度における類似又は同内容の他の事業における予定価格及び決算額の情報と入手した見積書が比較・検討され、予定価格が算定されるように努めるべきである。</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課）</p> <p>委託先が指定されている場合における委託料の予定価格算定に当たっては、今後、広報広聴課が取りまとめている広報予算一覧との比較等により、予定価格の適正性の確保に努めることとする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>11. やまぐち海洋ごみアクションプラン推進事業</p> <p>【意見】 住民ボランティア清掃活動支援事業委託対象経費について（経済性・効率性）</p> <p>住民ボランティア清掃活動支援事業は、日本海沿岸の4市町（下関市、長門市、萩市及び阿武町）におけるボランティアによる清掃活動を支援するため、各市町の清掃活動実行委員会と業務委託契約を締結し、住民ボランティアによる清掃活動及び海岸漂着物の発生抑制につながる普及・啓発活動の実施を委託するものである。清掃活動は主に住民ボランティアによって委託期間内に複数回実施され、当該活動に係る費用を委託料として清掃活動実行委員会に支払っている。</p> <p>委託料については実績報告書に内訳書が添付され内容の報告を受けているが、4市町の実績報告書によると、主なものは参加者へ配布する飲料、ゴミ袋及び回収したごみの運搬・処理費用である。例えば萩市では消耗品の中にセーバソー・同替刃（計109,483円）、LED投光器（28,875円）、高圧洗浄機（17,800円）等が含まれており、他の市町の内訳書には見られない項目であった。これらは消耗品の中でも高額な物品であり、他の消耗品が清掃活動当日に費消される物品であるのに対し、清掃活動以外の目的にも使用可能な物品である。一方、阿武町では委託料はゴミ袋及びゴミ処理費用のみであり、他市で計上されている参加者に配布する飲料は計上されていなかった。</p> <p>委託契約書には「本業務の実施に要した経費」が委託契約に適合すると認めるときは確定額として確定すると記載されている。ボランティアによる清掃活動は地域の実情に即して実施されており、委託対象経費を一律に定義することは各委託先の活動を制約してしまう可能性もあることから、委託対象経費の範囲に幅を持たせることには一理ある。しかし地域の実情に即するとはいえ、活動内容は同じ「清掃活動」であることから、予</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課）</p> <p>予算の適正な執行及び公平性の観点から、受監後直ちに、各市町の委託対象経費について内容を比較するとともに、令和6年度事業分については、令和6年4月にヒアリング等を実施し、使途に関する詳細事項や代替手段について確認を行った。</p>	<p>措置済み</p>

算の適正な執行及び公平性の観点から各市町の委託対象経費について内容を比較し、他の市町では計上されていない費用や他の市町では計上されているが、当該市町では計上されていない費用があれば、それらの用途に関する詳細事項や代替手段についてもヒアリングを行う等、より踏み込んだ内容確認し、適切かつ有効な業務の執行に努めていただきたい。

【意見】業務判断過程及び判断結果の記録について（有効性、経済性・効率性）

委託対象経費の内訳書は、委託料を積算・決定するために極めて重要な資料であることから、その確認作業においては誰が行っても同様の結果となるよう金額・項目による基準を設定し、基準を超える購入物品に関しては書類審査のみならず、ヒアリング等による事実内容確認を行うこと、一方でその基準が画一的で住民の活動を制約するものとならないように柔軟な判断を行うことも必要である。ゆえに委託料を決定する際の判断過程及び判断結果について記録として残しておくべきである。

【意見】海洋ごみに関する事前対策について（有効性）

山口県は3方を海に囲まれ、海岸線延長距離が全国でも上位に入る。地形の特色上、県内の海岸には、国内外から海洋ごみが漂着し、漂流ごみ・海底ごみが多く、現状として漁業（船舶航行の障害等を含む）や観光に対し、深刻な影響を及ぼしている。

県としては業者に委託し、県内の各地点における海洋ごみの種類、量を調査し、ボランティア等の協力により県内の各海岸で定期的にごみを回収している。また海岸漂着物等の発生抑制対策事業にて日韓海峽海岸漂着ごみの一斉清掃を実施し、ボランティアによる清掃活動等を支援しているが、ごみの回収はあくまで事後対策に過ぎない。

ごみの削減は、「出さない」、「捨てない」、「回収」のシンプルな日常の行動で達成される。県民レベルでの対策は、「ポイ捨て防止」、「見つけたら拾う」、その意識の定着のためにも、事後対策であるゴミ回収に県民にも参加してもらうことは有効である。事前対策としては、県民一人ひとりに山口県の海洋ごみの現状を理解してもらい、海洋ごみを減らすことのPR活動に取り組むことも有効である。

さらに、海洋ごみ、特に海岸漂着ごみの約7～8割は、陸上で発生したものが河川等にて最終的に海に運ばれるといわれている。そのため、より日常生活に密接している河川掃除の方が地域住民の意識改革には有効ではないかとも考える。海洋ごみの発生は、人類の経済活動（大量生産、大量消費、大量廃棄）の結果であることに鑑みれば、海洋ごみの発生源を究明し、ごみの発生そのものを削減するメカニズムや具体的な対策の構築が重要かつ急務であるため、そのような意識を持って、更に有効な事業となるよう引き続き業務遂行に努めていただきたい。

（主務課・室 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課）

令和6年度より、ヒアリングの実施記録等について、委託料を決定する際の判断過程や判断結果に係る重要な記録として残すこととした。

（主務課・室 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課）

令和6年度県予算において、河川から海域に流出するごみの実態調査を実施するとともに、令和7年度以降に、流出実態を踏まえた発生抑制対策を展開することとした。

措置済み

措置済み

<p>12. 資源循環型社会形成推進事業</p> <p>【意見】補助金の交付要綱記載内容について（合規性）</p> <p>山口県廃棄物 3R 等推進事業補助金における補助金上限額 3,000 万円及び AI（人工知能）等を搭載した選別施設等リサイクル高度化施設に対する補助上限額 5,000 万円については、募集チラシには記載されているものの、交付要綱には全く記載が無い。「要綱」とは行政内部における規律であり、法的拘束力は持たないとされているが、職員が事務処理を進めていく上での指針・基準を要約したものであり、一般的には法的拘束力を持つ「規則」に準ずるものとして取扱われている。山口県においても、平成 18 年に「山口県補助金交付規則」において補助金の根幹を定め、「要綱」において個別の取扱いを定めるよう位置づけ、整理して補助事務を適正に執行するように通知されている。</p> <p>上記の前提を踏まえ、その経緯に関する詳細を担当課に確認した結果、補助金の上限金額は物価や補助対象事業により変動が見込まれるため、要綱では補助率のみを定め、上限金額については予算で決定した金額を募集チラシで案内しているということであった。</p> <p>補助金申請者は募集チラシを見て補助金申請を意思決定するが、申請手続については交付要綱に則りなされることが通常である上、交付事務も要綱にて実施される。今回の事例は必ず「チラシ」とセットでなければ適正な申請手続及び交付の執行は不可能となる。したがって、申請者が混乱をきたさないためにも、また、補助金執行額の上限を明確にし、保存文書の範囲を明瞭化するためにも交付要綱に補助上限を明記することが必要であり、別表の活用も有効であると考ええる。</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課）</p> <p>意見を踏まえ、令和 6 年 3 月 27 日付けで「山口県廃棄物 3 R 等推進事業補助金交付要綱」を改正し、山口県廃棄物 3 R 等推進事業補助金に係る補助限度額を明記した（令和 6 年 4 月 1 日に募集案内した令和 6 年度事業から対応済み）。</p>	<p>措置済み</p>
<p>13. 野生鳥獣管理対策強化事業</p> <p>【意見】(6)-6 アンケートの活用について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>鳥獣捕獲の担い手確保・育成事業では、取組として仕様の 4 回に対して年 7 回の研修会を実施している。さらに、委託業者である一般社団法人山口県猟友会（以下「猟友会」という。）は受講者に対するアンケートを実施しており、担い手確保・育成事業に意欲的に取り組んでいると評価できる。実際には県内の狩猟免許所持者数は年々減少しているが、若年者（60 歳未満）の免許所有者数は 100 人以上も増加している（上記補助金の効果測定より計算・令和 2 年度比令和 4 年度）。この増加理由については当該研修による成果なのか、否かについては県として猟友会が実施したアンケートを分析・検証等は行っていないので不明である。</p> <p>ここで事業として研修会を行う以上成果に関する検証は当然に必要と考えられるが、その成果の一端として受講者が研修会を有益であったと感じることは重要であり、また受講者が研修会に何を求め、何を学んだかを把握するためにもアンケートは</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 自然保護課）</p> <p>令和 6 年度委託契約から、仕様書において、研修会アンケートの実施とその結果報告を受託者に求めることとした。</p> <p>また、アンケート結果については、県において分析・検証の上、適宜、事業内容に反映することとする。</p>	<p>措置済み</p>

非常に有用な判定材料となる。

県の目指す担い手の確保に向け、真に役立てる事業とするなら、研修会後に県として独自に受講者に対してアンケートを実施、または猟友会の実施したアンケートを駆使し、成果の一端として受講者にとっての有益性について検証し、次の事業内容に反映することを繰り返すことによって、より有用な事業に昇華させる努力をすべきである。

【意見】(6)-6 事業目的達成のための効果的な指標の設定について (有効性、経済性・効率性)

鳥獣捕獲の担い手確保・育成事業では、現在明確な事業目的の達成指標はない。確かに目的が減少・高齢化する鳥獣捕獲の担い手の確保・育成に取り組むものであり、現在は取組として年7回の研修会を実施しているが、その具体的な成果が明確な形で見えておらず、その結果、事業目的の達成指標を明確に設定することの困難さは理解できる。しかし事業目的の達成指標を設定しなければ、事業の明確な評価が行えず、予算配分の適切性を判断できないと考えられるため、相当程度の明確な事業目的の達成指標を設定し、評価することが必要である。

ここで当事業においての成果とは、最終的に減少・高齢化する鳥獣捕獲の担い手が確保・育成されることにどれだけ貢献できるかであることを考慮すると、研修会の参加者数は重要な成果の指標の一つと考えられる。そのため、例えば研修会への参加者数を事業目的の達成指標として評価するなどの対応が考えられる。また研修会の内容の有益性なども成果指標として考えられるが、アンケートを実施し、その結果を利用して、「説明がわかりやすかった」、「満足できた」及び「理解できた」等の取組が評価された項目の選択割合を事業目的達成指標にして、その割合が一定以上を占めることを目標とする等の対応も考えられる。

【意見】(6)-4 研修後のアンケートの実施について (有効性)

アンケートの有効性については、前述の「【指摘事項】(6)-6 アンケートの活用について (有効性・経済性)」で述べた通りであり、一般的に研修を行った場合には当該研修の内容が分かりやすかったのか、分かりにくかったのか、どの程度役に立ったのか、研修場所や時間配分はどうかというアンケートを集計して次回の研修に役立てるのが通常である。しかし、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者研修事業で行った「認定鳥獣捕獲等事業者講習 (技能知識講習、安全管理講習、救急救命講習)」、「射撃技能研さん研修」、「銃器によるシカ捕獲技能向上研修」及び「わなによる捕獲技術向上研修」の計4つの講習・研修ともアンケートを実施していない。

上記のように講習・研修後のアンケートは事後に様々な波及効果を有し、講習・研修とアンケートとは『ワンセット』と捉える認識が必要と考える。

(主務課・室 環境生活部 自然保護課)  
令和6年度から、研修アンケートにおける参加者の満足度を事業目的の達成指標に設定し、事業の受託者と連携の上、達成に努めることとした。

措置済み

(主務課・室 環境生活部 自然保護課)  
令和6年度委託契約から、仕様書において、研修会アンケートの実施とその結果報告を受託者に求めることとした。また、アンケート結果については、事業内容の充実化や成果指標の設定のために活用することとする。

措置済み

【意見】(6)-4 プロポーザル審査による最低ライン（合格基準）について（有効性、経済性・効率性）

認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者研修事業は、研修事業者である一般社団法人山口県猟友会と随意契約をしているが、研修レベルを担保するため、指定管理鳥獣捕獲等事業プロポーザル応募要領の審査基準に基づき審査を実施している。それ自体は、非常に良い制度設計と言える。

審査結果は以下の通りである。

審査項目	A 配点総計（配点）	B 山口県猟友会	C: B/A(%)
実施体制	75(15)	59	78.7
業務内容	125(25)	97	77.6
安全管理計画	75(15)	58	77.3
工程計画	50(10)	40	80.0
合計	325(65)	254	78.1

※点数は、委員 5 名の合計点数である。

ここで総配点の内、何点獲得すれば、審査結果が合格となるのか全く明らかにされていない点が課題である。総配点は 325 点であるのに対し、山口県猟友会は 254 点（78.1%）である。この点数は仮に合格基準が 80% とすると不合格となるが、合格基準を 60% とすると合格となる。すなわち、本来であるならば、『審査結果の最低合格ライン』を事前にきちんと設定し、万が一、その合格基準に満たない事業者は、『不合格』となるのが通常のプロポーザル審査と言える。しかし選定業者が 1 者の場合、獲得点数が何点であろうと必ず審査結果は、『合格』となってしまう点に問題がある。

したがって、プロポーザルによる審査を行う場合には、研修における最低限の品質を確保するために事前に必要な基準点数を定め、1 者であれば尚更、点数に満たない項目については改善要求を出す、または適切な指導を実施する等の委託事業が継続して有効に実施されるための施策が不可欠である。

現在のシステムでは、わざわざ 5 名の委員に参集頂き、審査する趣旨が曖昧かつ目的が不明瞭なため、時間のみならず、労力および経済的な無駄と取られ兼ねず、非常に非効率的である。県の要求水準を明確にし、さらに一層、有効な事業となるよう改善されたい。

【意見】(6)-5 研修後のアンケート回収率について（有効性）

わな免許取得者へ向けた捕獲・処理技術の向上研修業務において株式会社野生動物保護管理事務所に委託して、「山口県わな捕獲・解体マニュアル」を用いて長門市、周南市、下関市及び山口市の各会場で研修を行い、研修後にアンケートを実施したが、下記のように下関会場と山口会場のアンケート回収については 1 名分ずつ、計 2 名分のアンケートが未回収であった。

（主務課・室 環境生活部 自然保護課）  
令和 6 年度から、合否に関する基準点数をプロポーザル応募要領に明記の上、審査を実施することとする。

措置済み

（主務課・室 環境生活部 自然保護課）  
令和 6 年度から、本研修の委託先に対し、研修参加者への呼びかけや、研修時間内での回収等により、アンケートの 100% 回収に努めるよう依頼している。

措置済み

会場	参加人数	アンケート回収数(件)	アンケート回収率(%)
長門	7	7	100
下関	27	26	96
山口	24	23	96
周南	11	11	100

アンケートはその研修の内容が分かりやすかったのか、分かりにくかったのか、どの程度役に立ったのか、研修場所や時間配分はどうかという意見を集計して次回の研修に役立てる事後の波及効果がある。その時はささいな意見であったとしても後の研修に多大な影響を及ぼす意見もありうるので研修後のアンケートの役割は極めて重要であると考えます。

研修後のアンケート回答はあくまでも任意と考えるが、研修を行った場合には参加者には極力アンケートを提出するよう依頼し、100%の回収率の達成に努めていただきたい。

【意見】 狩猟免許等取得支援事業補助金の周知について (有効性)

野生鳥獣管理対策強化事業では、狩猟免許等取得支援事業補助金の実施について、交付対象者(上記補助金等の概要参照)全員に当該補助金の案内を行っている他、県のHPに掲載する等の活動を通して周知に努めている。交付対象者全員に案内を行っているため、対象者にとって公平であり、有効性は高いと評価できる。

しかし、当補助金の目的が新たな鳥獣の捕獲の担い手を確保することであるにも関わらず、結果として近年の免許所持者数の合計は減少傾向にある(上記補助金等の概要参照)ことを鑑みると、交付対象者である狩猟者登録を受けた者に対して周知を図ることはもとより、現状狩猟免許を取得していない者に対しても当補助金について広く周知を図ることが重要と考える。このように考えると、現状の周知方法は県のHPに掲載することのみであり、広く周知を図るという観点からは十分とはいえない。

そのため今後、免許所持者数を増加させ、鳥獣の捕獲の担い手をより積極的に確保するためには、猟友会と協力して他のイベントなどで当該補助金につき積極的に広く周知を図る等の工夫や適切な対応を取ることが望ましいと考えられる。また、SNSやYouTubeの活用等、若者への訴求効果がある通知媒体を取り入れることも有効ではないかと考える。

14. 自然公園等施設整備事業

【意見】 公園整備計画に基づく公園施設の維持・管理について (有効性、経済性・効率性)

国立公園及び国定公園内に県が整備した施設については3~5年の整備計画を策定し、国の補助金を活用して順次改修・更新を行っている。また各設備の日常管理については、施設が所在する市町が行っている。さらに整備計画の策定に関しては各市

(主務課・室 環境生活部 自然保護課) 措置済み  
包括外部監査受監時には、令和5年度狩猟免許試験は全て終了していたため、令和6年度から措置を行った。

令和6年度から、県猟友会に対し、各支部で狩猟免許試験の相談を受けた時に本補助金の紹介するよう依頼するとともに、自然保護課の公式Instagramにて補助金の周知を行った。

(主務課・室 環境生活部 自然保護課) 改善途中  
自然環境整備計画策定に際し、市町等関係機関に対し自然環境整備交付金交付要綱等について周知することにより、自然公園施設の計画的な改修・更新を図る。

町からの要望を集約し、利用状況等を総合的に判断して整備実施順位を決定し、本整備計画へ落とし込んでいるとのことであるが、資産に関する費用は長期視点に立ち減価償却費と維持補修費を合わせて検討することが重要であることにも留意された。

当該事業は日常の保守管理・修繕が目的ではなく、比較的規模の大きい施設の改修及び修繕を予算対象としている。日常の保守管理については、各施設の状態について常に様々な情報や意見を収集し、経年劣化や自然災害、天候等による施設の損傷・変化について詳細に把握し、常に利用者が安全かつ快適に利用できる状態にしておく必要がある。これについては、県が独自に各公園へ自然公園管理員を1~2名配置し、日々、公園内の巡視を行わせており、施設に異状が生じた際には直ちに各地域の農林事務所を經由して自然保護課にも直ちにその情報が共有される体制を整備しているとのことである。

公園利用者が安全・快適に自然と触れ合うためにも公園内の施設管理は極めて重要である。自然公園管理員、農林事務所、各市町及び自然保護課が相互に密な連携を取り合い、中・長期的な視点と日々の安全を考慮した施設の計画的な改修・更新を行うことで、施設の不具合による事故等が起きることがないように今後も努めていただきたい。

#### 15. 次世代産業イノベーション推進体制整備事業

【指摘事項】委託料の積算根拠となっている人件費の取扱いについて（合規性）

当事業は、医療、環境・エネルギー、バイオ関連産業の育成・集積に向け、（地独）山口県産業技術センター（以下「センター」という。No15-1、No.16、No.16-1、No.17、No.17-1においても同様）に設置した「イノベーション推進センター」の支援体制の充実を図り、県内企業の研究開発や新事業展開の育成を図る目的で行われているものであり、イノベーション推進センターに所属する職員の人件費が県からの委託料によって賄われている。

イノベーション推進センターに在籍する職員は、当事業と密接な関係がある他の事業（No.16 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業、No.17 次世代産業イノベーション推進事業）にも携わっているが、当該職員の人件費は他の事業に按分されず、全て当事業の経費として集計され、委託料の積算対象となっている。仮に3事業をそれぞれ別の事業者へ委託した場合、現状での委託料の積算方法では人件費が反映されていない事業もあることから、事業が円滑に推進されないことが見込まれる。

本来、委託契約は契約ごとに実施内容が完結するように内容を決める必要があることから、委託料の積算についても委託契約（委託事業）ごとに行うものとする。この考え方に立てば、各事業に関連する人件費を按分して各委託契約における委

（主務課・室 産業労働部 イノベーション推進課）

措置済み

指摘を踏まえ、3事業の実施内容を精査して令和6年度より事業の統廃合を行うことにより、委託業務について1件に統合した。

託料の積算に反映することが必要である。

なお、イノベーション推進センターで実施している 3 事業が密接不可分の事業であれば、人件費の按分を行うのではなく、3 事業を一体として 1 つの委託契約として事業を実施することも考えられることから、3 事業を一体とした委託契約及び事業の実施ができるか否かについても併せて検討することが望まれる。

上述に関連する No. 16、17 (No. 16 と同視点のため内容掲載は省略) の【指摘事項】については、視点を明確にする目的で監査結果を掲載している。

【意見】委託事業の評価について (有効性)

委託料の決算額が当初予算と比較して約 1,400 万円減少している。このことについては (2) 予算額と決算額の 3 期間推移に記載のように、プロジェクト プロデューサー (以下「PP」という。) 及びコーディネーターの着任遅延による人件費の減少が主たる原因である。仕様書では、各分野推進チームに PP を 1 名配置するよう明記され、委託契約開始日である 4 月 1 日より配置することが求められていたが、PP の 3 名のうち、医療推進チームの PP は 7 月 1 日、環境・エネルギー推進チームの PP は 10 月 1 日着任と、2 名の着任が遅れる結果となった。

様々な分野において人材不足が叫ばれる昨今、高度民間人材の確保が難しいことは想像に難くないが、県は、委託先であるセンターと緊密に連携を取りながら人材確保に尽力しており、令和 5 年度については契約開始日から PP 等を確保したうえで事業を継続することができている。しかし、令和 4 年度事業においては、PP の役割としてプロジェクト全体のマネジメントを行うことを第一に掲げているなかで、最長 6 か月の不在期間が生じた点に触れた事業評価が行われた文書を確認することはできなかった。高度民間人材が要となる事業でありながら、その点に触れていない事業評価が果たして適切であったか、否かを評価することは難しい。担当課内での情報共有が適時適切に行われ、その評価や対応に問題がなかったとしても、想定外の事態が生じた場合には今後、何らかの形で記録に残すことが強く求められる。

15-1. 次世代産業イノベーション推進体制整備事業

(地独) 山口県産業技術センター

【意見】情報資産の管理について (合规性)

当事業に係る支出のうち需用費に iPad の購入額が含まれていたが、購入額が 10 万円未満の消耗品費であるため、備品としての管理は行われていない。

センターは、情報セキュリティ規程及び情報セキュリティポリシーを作成し運用している。情報セキュリティ規程第 2 条によると、同条の「(2) 情報資産」において情報資産には「行政情報を利用するためのソフトウェア、サービス、機器」が含ま

(主務課・室 産業労働部 イノベーション推進課)

当該委託事業の実施にあたっては、委託先・課内での緊密な連携の下での遂行に努めるとともに、実施体制や実施手法の変更等が必要となる想定外の事態が生じた際には、委託先との協議をはじめ、所要の報告や資料の提出を求め、事業成果との整合性等も評価しながら、適時適切に検査調書等への反映を行い、記録に残すこととした。

措置済み

(主務課・室 産業労働部 イノベーション推進課)

運用に当たっては、適宜、使用方法や使用状況等を確認するとともに、行政情報の記録が見込まれるような用途の変更がある場合は、速やかに当該端末を情報資産として管理すべきかについて調査することとした。

措置済み

れる旨規定されている。コンピュータや USB メモリについては、情報資産としてセンターにおいて一定の管理が行われているとのことであったが、当該 iPad についてはそのような管理は行われていなかった。

担当者の説明によれば、iPad は支援予定企業の技術支援に向けて遠隔モニタリングシステムの事前検討・検証目的用に購入した機器であり、クラウドにアクセスし、当該クラウド上のデータを表示するものである。本使用においては、iPad に何らかのデータを蓄積する要素はなく、表示されたデータをモニタリングすることに専ら使用しているとのことであった。

現状の使用状況であれば、行政情報の記録を行う目的で使用しない限り、iPad を直ちに情報セキュリティ規程における情報資産として管理する必要はないが、運用に際しては行政情報が iPad に記録されていないことを適宜確認することが必要と考える。

#### 16. 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業

【指摘事項】委託事業における人件費の取扱いについて（合規性）

次世代産業イノベーション推進事業委託業務は、業務委託仕様書によれば、

略
2 事業内容
中小企業等の製品開発・技術開発・試作・評価等の研究開発・事業化に対する補助金の交付等に関する業務
(1) 補助金の申請等に係る業務
① 補助金について県内中小企業等への幅広い周知と勧奨
② 企業ニーズの把握
③ 申請企業に対する補助金の採択・不採択の決定（審査委員会の開催）
(2) 補助金採択後に係る業務
① 補助金の交付手続き
② 進捗管理、完了検査等
③ 事業の進捗管理
④ 企業訪問、情報提供、支援後のフォローアップ

となっている。

実際の契約内容には補助金申請や審査・交付業務等の事務手続きの人件費は計上されておらず、委託業務を実施できる体制とは全く言い難い。

本件の随意契約による委託業者であるセンターは、同様のイノベーション推進関連事業として2事業（No. 15 予算額65,251千円、No. 17 予算額15,910千円）を県から受託している。人件費はこれら2事業に含まれているのか、またはそれ以外の委託事業も数本あるため別の事業に入っているのか、明らかではない。

センターは地方独立行政法人であり、その収入は、大別すると①県からの「運営費交付金」および②「自己収入」に分けることができる。センターにとって本委託料収入は、外部から獲得した収益である「自己収入」に該当し、センターの存在意義の根幹を成す「収入」の額は明確に区分経理されるべきものと

（主務課・室 産業労働部 イノベーション推進課）

措置済み

指摘を踏まえ、3事業の実施内容を精査して令和6年度より事業の統廃合を行うことにより、委託業務について1件に統合した。

考える。従って、委託事業は単独で実施できるものではなくてはならない。

当初予算設計から、本事業の件費は他で賄うこととし、随意契約前提で事業が設定されており、単独で成り立たない委託事業を設定することは大いに問題があり、事業の在り方を見直す必要がある。

なお、当該指摘事項については、No. 17 についても同視点からの指摘であるため、事業別の頁では内容の記載は省略している。

#### 16-1. 次世代産業イノベーション推進ネットワーク支援事業

(地独) 山口県産業技術センター

【指摘事項】 (公財) やまぐち産業振興財団との共同出展に係る手続について (法規性、経済性・効率性)

センターの環境・エネルギー推進チームが出展した第 2 回国際水素・燃料電池展 (FC EXPO 秋 2022) は (公財) やまぐち産業振興財団 (以下「財団」という。) との共同出展であった。共同で出展することで相乗効果が見込まれる可能性があり、費用面でも単独出展に比べ負担が少なくなることから、共同出展自体には問題無いと考えるが、共同出展に関するセンター内での稟議が無く、財団との書面による取り決め等も行われていなかった。また本出展に関しては小間装飾業者への業務委託料が発生しているが、業者の選定及び契約手続については財団に一任しており、センターの負担金額は共同出展の装飾費用総額を財団とセンターの使用小間数で按分した金額を直接小間装飾業者へ支払っていた。

展示会出展においては不測の事態が発生する場合もあり、また、財団とセンターの双方において出展企業や来場者に関する情報の管理も必要になる。小間装飾費用についても、適切に選定された業者であるか、支出額は合理的であるかについてセンターとして確認する必要がある。この点、医療関連推進チームが出展した再生医療 EXPO は宇部市との共同出展であったが、宇部市と業務委託契約を締結し、出展に関して必要となる事項について双方の合意がなされていた。

共同で展示会へ出展する際には業務委託契約を締結する等をし、責任の所在を明確にし、費用負担についても業者の選定及び金額の決定の過程に関与すべきである。

【意見】 委託料の契約額と実績額の乖離に関する情報共有について (経済性・効率性)

本業務の委託料は 25,505 千円であったが、最終的な実績額は 9,948 千円となり、当初の委託料を 15,556 千円下回る結果となった。この差額について内容を確認したところ、主な理由は①新型コロナウイルス感染症拡大の影響による商談会企画の中止、②セミナーWEB 配信実施にて会場を外部会場からセンター内ホールへ変更したことによる借上料の減少、③センターが支援する

(主務課・室 産業労働部 イノベーション推進課)

今後、やまぐち産業振興財団等、他の団体と共同で展示会に出展するに当たっては、必要事項の決定について相手方と十分協議するとともに、契約の締結又は実施内容や費用負担等の合意に係る文書の作成により、責任の所在を明確にすることとする。

(主務課・室 産業労働部 イノベーション推進課)

意見を踏まえ、令和 6 年度以降の事業執行においては、事業の進捗状況及び予算の執行状況について、四半期ごとに委託元(イノベーション推進課)に報告するとともに、センターの事務担当者間においても適宜情報共有を図ることとした。

措置済み

措置済み

企業が研究開発の過程で外部研究機関の機器を利用したことで調査を委託する際の費用について令和4年度には利用がなかったこと、④展示会共同出展にて出展費用が低額となったことであり、いずれもやむを得ない理由によるものと考えます。

ここで、本事業は医療、環境・エネルギー、バイオ関連の3分野で構成され、分野ごとに予算が設定されており、イノベーション推進課とセンターの各分野担当者間では支援企業の研究開発やイベント企画の実施・進捗状況について共有し、連携を取っているとのことであるが、それらの情報はイノベーション推進課及びセンターの事務担当者には十分に共有されていなかった。事務担当者は各分野の予算執行状況について把握し、予算額と執行見込額に乖離が生じる場合には委託者であるイノベーション推進課とも連携をとり、予算の補正等に対応してもらうことが有効と考える。いずれかの分野で執行見込額が予算を上回る場合でも他の分野で余剰が発生していれば事業内で調整可能な場合もある。各分野担当者と事務担当者間、同時にイノベーション推進課とセンターの事務担当者間でも定期的に情報共有を行い、事業の実施状況に応じて予算についても適切な対応をしていただき、効率的かつ経済的な運営をしていただきたい。またその場合にも、必ず記録に残し、次なる事業へ活かす必要がある。

17. 次世代産業イノベーション推進事業

【指摘事項】委託事業における人件費の取扱いについて（合规性）

No. 16 の同表題における指摘事項と同じ

【意見】補助金交付要綱及び実施要領について（有効性）

本事業における補助金は、やまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びやまぐち産業イノベーション促進補助金実施要領（以下「要領」という。）に基づき運用されているが、補助対象経費のうち「機械装置費」とは要領によると、

第7条  
略  
(3)「機械器具設置費」のうち「機械装置費」とは、以下のものをいう。  
ア 当該研究開発等に必要機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。  
2 補助対象経費については、次の内容に留意すること。  
(2)「機械装置等」を取得する場合には、備品台帳を整備、保管するとともに、要綱別記第8号様式により取得財産等管理台帳を整備、保管すること。  
なお、「機械装置等」は、補助事業以外の目的には使用しないこと。

とある。

上記要綱別記第8号様式所得財産等管理台帳は、補助事業者保管で現状は、実績報告時の添付資料として求めている。し

また、これらの状況については書面により記録を残し、今後の事業執行に活用する。

（主務課・室 産業労働部 イノベーション推進課）

指摘を踏まえ、3事業の実施内容を精査して令和6年度より事業の統廃合を行うことにより、委託業務について1件に統合した。

（主務課・室 産業労働部 イノベーション推進課）

令和6年度より、事業完了時において、補助事業者から実績報告書に併せて取得財産等管理台帳の提出を求めるとした。

措置済み

措置済み

かし財産処分や生産転用の規定もあることから、担当課としては把握しておく必要があると思われ、添付資料等なんらかの形で入手しておく必要がある。

【意見】消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書について（有効性）

本補助金における要綱及び要領には、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除する旨の記述が複数箇所記載され、注意を促していることがわかる。

また、要綱によれば、

第11条 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。⓪  
2 前項の報告書は、別記第9号様式によらなければならない。⓪

とある。

しかし、補助対象経費は税抜で記載することとあり、補助事業者のうち、これまでに上記第9号様式による報告書は提出されていない。

第9号様式による報告書は、補助金返還が発生する場合のみ、提出することになっているとのことだが、そもそも税抜で補助金額を算定するのだから、返還が発生することは無い。

以上のことから、要綱第11条第1項及び第2項の記載は必要なく、要領等とも併せて見直しを検討されたい。

#### 17-1. 次世代産業イノベーション推進事業

(地独) 山口県産業技術センター

【指摘事項】補助対象経費の認定基準について（合規性）

本事業における補助金はやまぐち産業イノベーション促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びやまぐち産業イノベーション促進補助金実施要領（以下「要領」という。）の定めによっているが、補助対象経費のうち「旅費」とは、

要綱別表3（第3条関係）⓪

略⓪

旅費 1 専門家からの技術指導を受ける際の専門家旅費⓪

2 研究開発における研究者等の旅費⓪

要領第7条⓪

略⓪

(7)「事業費」とは、(1)から(6)以外で、研究開発等の実施に必要な経費をいう。⓪

略⓪

イ「旅費」とは、研究開発等を行う上で、大学、企業等との調整が必要な場合における当該研究開発等に関する者の旅費をいう。⓪

となっている。

また、令和4年度やまぐち産業イノベーション促進補助金[チャレンジ][公募要領]（以下「公募要領」という。）では

(主務課・室 産業労働部 イノベーション推進課)

補助対象経費の算定については、税抜きを原則としているところ、税法上の理由から、一部例外的に税込み算定を認めている者があり、当該例外対象者において消費税相当額の事後返還が想定される。(例：要領10条4号の者)

このため、要綱・要領は現行のままとすることが適当であると考える。

措置済み

(主務課・室 産業労働部 イノベーション推進課)

指摘のあった事業については、既に廃止されているため、今後、同種の補助事業を実施するに当たっては、補助対象経費を「要綱」、「要領」及び「公募要領」等により明文化するとともに、補助対象経費の範囲や妥当性に疑義が生じる場合には、当該事業の委託元である県と協議することとする。

措置済み

2 補助対象経費

対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

略

旅費 1 専門家からの技術指導を受ける際の専門家旅費

2 研究開発における研究者等の旅費

略

※ 本事業を行うにあたり、他事業との区分経理を行ってください。

※ 補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

とある。

この内容を踏まえ、実績報告書を確認したところ、要領及び公募要領に記されている旅費と認められない対象外経費をセンターは補助対象経費として認定していた。

具体的には、A社から提出された実績報告書における補助対象経費の計が1,577,431円で、うち、旅費として、246,072円が計上されていた。補助金額は対象経費の3分の2(1,000,000円を上限)として1,000,000円が確定交付された。

しかし、計上されている旅費の内容を確認したところ、研究開発とは直接関係しないセミナー参加や本事業の対象として明確に区分できないその他の業務に要する旅費が含まれていた。

さらに、消費税抜きで補助対象経費を計上すべきところ、消費税込みで計上していた。これらを精査した結果後、補助金対象旅費として(公募要領による他事業との区分経理や本事業の対象として明確に区分できるものという条件について対象経費を按分する等によって最大限計上できるよう考慮しても)認められる額は、48,393円となり、197,679円過大に認定されていると判断した。その場合、補助金額は919,834円となり、80,166円過大交付となる。

監査担当者が精査した旅費は、以下のとおりである。

①

日付	出張者	項目	経費計上額	精査後計上額	
12/21, 22	A	日当 宿泊費	21,000	※4	
		6,000 15,000		※1	2,728
		ETC		7,627	7,627
		燃料		3,666	3,666
		4,032		32,293	14,021

②

日付	出張者	項目	経費計上額	精査後計上額	
1/11	C	日当	4,500	※2	
		4,500		※1	0
		燃料 軽油引取税		7,937	0
6,805 1,926	12,437	0			

③

日付	出張者	項目	経費計上額	精査後計上額
1/31, 2/1	A	日当 宿泊費	21,000	※4
		6,000 15,000		※1
			21,000	2,728

④

日付	出張者	項目	経費計上額	精査後計上額	
12/7, 8, 9	B	日当 宿泊費	39,000	※4	
		9,000 30,000		※1	2,728
		旅費		26,879	16,536
29,566	65,879	19,264			

⑤

日付	出張者	項目	経費計上額	精査後計上額	
1/11, 12, 13	B	日当 宿泊費	39,000	※4	
		9,000 30,000		※1	2,728
		旅費		17,408	9,652
19,148	56,408	12,380			

⑥

日付	出張者	項目	経費計上額	精査後計上額	
2/8, 9, 10	B	日当 宿泊費	39,000	※2	
		9,000 30,000		※1	0
		旅費		19,055	0
20,960	58,055	0			

- ※1：税込み額で計上している。 246,072 48,393  
 ※2：対象外旅費。  
 ※3：軽油引取税を含めた額を10%で割り戻している。  
 ※4：対象外旅費が含まれている（他業務、セミナー参加等）。  
 ※5：他業務等分1日控除。  
 ※6：他業務等分2日控除。  
 ※7：他業務日数分按分控除。

この指摘に対し、センターの見解は以下のとおりである。  
 (理由が示されているが、内容については、企業の特定に繋がる恐れがあるため不掲載とする。)

①

日付	出張者	項目	経費計上額	精査後計上額	項目	修正後計上額		
12/21, 22	A	日当 宿泊費	21,000	※4	2,728	※5		
		6,000 15,000		※1		5,456	13,637	19,093
		ETC		7,627		7,627	ETC	7,627
		燃料		3,666		3,666	燃料	3,666
		4,032		32,293		14,021	3,666	30,386

②

日付	出張者	項目	経費計上額	精査後計上額	項目	修正後計上額	
1/11	A	日当	4,500	※2	0	※2	
		4,500		※1		4,091	4,091
		燃料 軽油引取税		7,937		0	燃料
6,805 1,926	12,437	0	6,186	10,277			

③

日付	出張者	項目	経費計上額	精査後計上額	項目	修正後計上額
1/31, 2/1	A	日当 宿泊費	21,000	※4	2,728	※5
		6,000 15,000		※1		2,728
			21,000	2,728		2,728

【修正理由・根拠】  
特になし

④

日付	出張者	項目	経費計上額	精査後計上額	項目	修正後計上額		
12/7, 8, 9	B	日当 宿泊費	39,000	※4	2,728	※6		
		9,000 30,000		※1		8,184	27,274	35,458
		旅費		26,879		16,536	※7	26,879
29,566	65,879	19,264			62,337			

⑤

日付	出張者	項目	経費計上額	精査後計上額	項目	修正後計上額		
1/11, 12, 13	B	日当 宿泊費	39,000	※4	2,728	※6		
		9,000 30,000		※1		8,184	27,274	35,458
		旅費		17,408		9,652	※7	17,408
19,148	56,408	12,380			52,866			

⑥

日付	出張者	項目	経費計上額	精査後計上額	項目	修正後計上額		
2/8, 9, 10	B	日当 宿泊費	39,000	※2	0	※2		
		9,000 30,000		※1		8,184	27,274	35,458
		旅費		19,055		0	※7	19,055
20,960	58,055	0			54,513			

②及び③については監査担当者及びセンター側の双方に異論はなく、計上額 10,277 円を加算した結果、補助対象経費は 58,670 円となり、その他の旅費 (①、④、⑤及び⑥) については、センター側からの追加説明を受けてもなお補助対象経費と判断できるには至らず、187,402 円過大認定であると判断した。

この判断に対しセンターの主張は、当該補助金は具体的研究開発に向けた事前検討 (FS) ステージを補助するものであり、その趣旨を踏まえると「事前調査」や「研究協力依頼」についても事業の遂行に直接必要な経費であると判断したということであるが、「要綱」、「要領」及び「公募要領」からは「直接経費」とは読み取ることができない。「公募要領」は本「チャレンジ」専用であり、具体例が列挙されているにもかかわらず、である。復命書を閲覧する限り、「研究協力依頼」は具体的な依頼ではなく、営業及び近況報告に近い内容としか判断できないものであった。

令和4年度の補助事業申請事業者12者中、旅費を補助対象経費として申請している事業者は5者あったが、本事例のような営業及び近況報告に近い内容の旅費を補助対象経費として申請してきた事業者はこの1者だけである。ここに、センターが考える「趣旨」と監査人含む広く一般的な事業者が考える当該補助金の「趣旨」に齟齬があると捉えることができる。対象経費の妥当性については、交付者にある程度裁量権があるとしても、公金を交付する補助事業である以上、その対象や範囲については明確にされ、交付については公正かつ公平でなければならない。

センターは、補助対象経費の範囲や妥当性について整理し、明確な基準を要綱等に記載する必要がある。また、公募要領には、県民から見ても公正といえるように、対象経費について限定列挙することも考慮されたい。

**【指摘事項】 補助金事務の統制について (合規性)**

上述の旅費について、センターと認識が一致した補助対象外経費や、消費税等が含まれていたことについては、本来、決裁の過程で発見され、修正される必要があった。したがって、センター内での内部統制を再整備し、整備された内部統制を適切に運用する必要がある。

18. 瀬戸内産業低炭素化加速事業

**【意見】 予算要求額の適切性について (経済性・効率性)**

県が執行する財源は主として県民からの納税であり、ここに県は予算の執行に対する受託責任を負う。すなわち、予算は法的拘束力を持ち、事業に配分された予算については、担当課がこれに従って実際に事業を遂行することでのみ、受託責任を果

(主務課・室 産業労働部 イノベーション推進課)

受監後の令和6年3月に、県の取組に準じて内部統制に係るチェックリストを作成し、令和6年度から運用を開始している。また、令和6年度は、整備状況及び運用状況について自己評価を行うこととしている。

措置済み

(主務課・室 産業労働部 産業脱炭素化推進室)

意見を踏まえ、予算要求においては、事業の進捗及び見通しを考慮しながら、事業遂行に必要な適正額を要求するよう

措置済み

<p>たすと言える。</p> <p>当該事業は、令和3年度から実施されており、その事業の内容から、当初、外部委託を予定していた業務について、県が中心となって企業構想をまとめることとした。したがって、決算額は会議等に係る実費のみとなり、その結果、令和3年度は予算額5百万円に対して決算額107千円、令和4年度は同じく予算額5百万円に対して決算額347千円となっている。その後、補正予算が組まれたとはいえ、令和4年度については令和3年度時点での計画変更によって実行額の大幅な減額可能性のある程度予測できたと判断できる。</p> <p>限られた資源を適切に配分することで、より効果的かつ効率的に県全体の政策を具現化させるためにも、資源配分のプロセスは重要であり、実行し得ない予算配分を受けるべきではない。</p> <p><b>【意見】</b> 県のリーダーシップに対する期待について（有効性）</p> <p>当該事業については、令和3年及び令和4年の連携会議を経て、令和5年度新設の補助事業として採択され実証段階に突入したことが、日本経済新聞（令和5年11月13日電子版）にも、『山口・宇部コンビナートで脱炭素始動 世界初の試みも』として取り上げられた。</p> <p>産業部門及びこれに関連する工業プロセス部門におけるCO<sub>2</sub>排出割合が、県全体の約7割を占める（やまぐちコンビナート低炭素化構想P4）山口県にとって、カーボンニュートラルと技術革新による産業成長の両立は、間違いなく安心・安全で住みよい山口県と国際競争力を持つ魅力ある山口県を実現させる一助となるものであり、その成功については期待の高まる場所である。実行するのは県内コンビナート企業であるが、それぞれ利害関係のある営利企業を調整し、まとめ上げ、そして加速度的に事業を遂行させるためには県のリーダーシップが必須であり、引き続きロードマップとマイルストーン毎の目標を明確にし、着実にしっかりと達成していかれることを大いに期待する。</p> <p>19. 「水素先進県」実現促進事業</p> <p><b>【指摘事項】</b> 再委託手続の適正性について（合规性）</p> <p>県は当事業の実施のために日本環境技研(株)（以下、当項目において「受託者」という）との間で委託契約を締結し、受託者に対して水素関連機器の社会実装拡大事業業務を委託している。</p> <p>業務仕様書に記載の委託内容は、①FCフォークリフト及び水素充填機の貸出による試験運用、②試験運用によるデータ収集・分析、③水素関連機器（FCフォークリフト含む）の社会実装に向けての課題抽出・解決策の提示の計3項目となっている。</p> <p>ここで、令和4年6月13日付で作成されている委託契約書の</p>	<p>努める。</p> <p>（主務課・室 産業労働部 産業脱炭素化推進室）</p> <p>引き続きロードマップとマイルストーン毎の目標を明確にし、期待に沿えるようリーダーシップを発揮しながら、カーボンニュートラルに向けた取組を具現化していく。</p> <p>（主務課・室 産業労働部 産業脱炭素化推進室）</p> <p>「水素関連機器の社会実装拡大事業業務」については、令和4年度で終了したところであるが、指摘を踏まえ、今後、業務の委託に際しては、委託先の事業者の業務実施体制を予め確認し、再委託に該当する場合には、委託契約書の規定に基づき、予め書面にて再委託の承認を行うこととする。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
---	---	-------------------------

第12条（再委託の制限）において、受託者は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならないが、予め書面により県の承認を得たときはこの限りではない旨が規定されている。

受託者が公募型プロポーザルの応募時に県に提出した提案資料（業務計画書）を閲覧したところ、業務実施体制の説明図において、受託者からパートナーを組む関連機関に対して業務を外注する内容の記載となっていた。併せて、受託者が委託業務の完了時に県に提出している報告書を閲覧したところ、試験実施体制の説明箇所においても、受託者から他の事業者へ業務が再委託されているように見える図表が記載されていた。

上記を鑑みれば、当事業において委託された事業は、再委託が行われていたものと考えられ、そうであれば委託契約書第12条の規定に基づき、県は受託者に対して予め書面にて再委託の承認を行う必要があった。しかし県は受託事業の実施に際して、受託者とパートナーを組む関連機関から機器等の貸出しを受けたに過ぎないという認識であり、再委託の認識がなかったことから、書面による事前承認は行われていなかった。

業務の委託に際しては、委託先の事業者の業務実施体制を予め確認し、再委託に該当する場合には委託契約書の規定に基づき、予め書面にて再委託の承認を行う必要がある。

【指摘事項】 予定価格の算定方法について（合规性、経済性・効率性）

当事業における委託業務は公募型プロポーザルによる事業者の選定が行われているが、結果として公募型プロポーザルに応募した事業者は1者のみであり、予定価格は当該事業者から徴取した参考見積書に基づき決定されており、また契約金額は当該事業者から徴取した見積書（参考見積書と同内容）の金額に基づき決定されている。

山口県業務委託プロポーザル方式実施要領の第8条（契約相手方の決定方法）第1項において、契約担当者は、最優秀提案者から見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内で契約を締結する旨規定されており、予定価格については業務委託契約事務取扱要領の第2「4 予定価格の決定（1）算定の方法」のなお書きにおいて、「原価（予算単価等）による積算が困難なものについて、参考見積書（積算の内訳がわかるものであること）を徴取する場合は、原則として複数の業者から徴取すること」とされている。

経済性の観点からは、公募型プロポーザルであるとはいえ応募した事業者が1者のみであり、金額に関する情報が1者しかないことから、業務委託契約事務取扱要領の記載通り予定価格の決定に際しては参考見積書を複数の業者から徴取する等の対応を行い、予定価格が複数の情報に基づき比較検討され、算定されるよう努めるべきである。

【意見】 業務仕様書における予算時の内容からの変更について

（主務課・室 産業労働部 産業脱炭素化推進室）

「水素関連機器の社会実装拡大事業業務」については、令和4年度で終了したところであるが、指摘を踏まえ、今後、予定価格の決定に際して、原価による積算が困難な場合においては、業務委託契約事務取扱要領に従い、参考見積書を複数業者から徴取する等、複数の情報に基づき比較検討の上、予定価格を算定する。

措置済み

（主務課・室 産業労働部 産業脱炭素

措置済み

<p>(有効性)</p> <p>当事業の予算段階では、FC フォークリフト及び水素充填機の貸出による試験運用は 3 事業所で実施する前提で予算額が算定されていたが、予算作成後の事業者へのヒアリングの際に予算額の算定内容に実装事業として水素供給費用が必要であることが判明した。</p> <p>その結果、委託業務に係る予算額の範囲内で事業を実施するために、予算時に想定されていた 3 事業所での試験を仕様書では 2 事業所程度としている。</p> <p>予算額はあくまでも概算での計算とはいえ、事業の内容・規模・結果に対して影響を生じる可能性がある予算内容については、可能な限り精緻に委託業務の内容を反映させることができるよう留意されたい。さらに、今回の場合、3 事業所から 2 事業所に変更しても社会実装事業の信頼性に影響を及ぼさないのであれば、そもそも 2 事業所での実施予算で足りていたとの疑念も浮上し、その点からも予算計画は事業の目的を達成するための実態に即したものでなければならない。</p> <p>【意見】 県環境基本計画に掲げる環境指標の数値目標について (有効性)</p> <p>山口県環境基本計画 (第 4 次計画) において、環境指標である水素ステーションの設置については目標年度である令和 6 年度において 8 か所となっているが、令和元年度を基準年とする現状値では 1 か所となっており、令和 5 年度においても設置数は増加していない。現状の進捗状況では目標年度において目標数値の達成は現実的に不可能な状況にある。</p> <p>水素ステーションの設置数目標については、日本水素ステーションネットワーク合同会社が 2018 (平成 30) 年に策定した「中長期 ST 整備計画方針」の中で記載されている各地域・都道府県別の整備推奨地において、山口県が 8 か所となっていたことに基づいて設定されたものであり、山口県が主体的に設定した数値ではない。</p> <p>環境指標の数値目標については、山口県が主体となり、努力すれば達成し得る期間・水準を考慮し、決定することが望まれる。</p> <p>20. 低炭素技術イノベーション促進事業</p> <p>【指摘事項】 委託業務の実績報告書の記載内容について (有効性、経済性・効率性)</p> <p>当事業の 2 件の業務委託の契約は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) を始め、経済産業省等の国の機関や県外大手企業・商社からの情報収集及び技術的なニーズの把握、県内企業の技術的な支援やヒアリング等を実施することによる情報収集等が含まれており、これらから得られる知見こそが、今後、カーボンニュートラルに向けて加速度的に実績を上げていくべき県の重要な情報資源と言える。</p>	<p>化推進室)</p> <p>「水素関連機器の社会実装拡大事業業務」については、令和 4 年度で終了したところであるが、意見を踏まえ、今後、事業の内容・規模・結果に対して影響を生じる可能性がある予算内容については、可能な限り精緻に委託業務の内容を反映するように努めていく。</p> <p>(主務課・室 産業労働部 産業脱炭素化推進室)</p> <p>次期計画の策定時や現計画の改定等がなされる際には、意見を踏まえ、環境指標の数値目標について、山口県が主体となり、努力すれば達成し得る期間・水準を考慮の上、設定するように努める。</p> <p>(主務課・室 産業労働部 産業脱炭素化推進室)</p> <p>「低炭素技術イノベーション促進事業業務」については、令和 4 年度で終了したところであるが、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後、類似事業を行う際は、実績報告書に具体的な実績を記載するなど、得られた知見を次なる新しい事業に展開・反映できるよう、適切に検収評価を行っ</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	--	-------------------------

しかし、まず「令和4年度低炭素技術イノベーション促進事業業務」においては、合計32の公的機関及び民間企業を対象に累計77回のヒアリングを実施したことに関しては実績報告書上、確認することができるが、それらの内容について実績報告書に記載されているヒアリング案件数は、僅か5件（公的機関及び民間企業）に過ぎず、他のヒアリングについてはその具体的な内容すら、全く窺い知ることが出来ない。

次に「低炭素技術イノベーション促進事業におけるグリーンイノベーション基金等の獲得に向けた県内企業支援業務」の実績報告書についても、12回の面談先については記載されているが、各々の面談内容については「低炭素化に向けた取組についてヒアリング、ニーズ確認」、「低炭素化関連技術についてヒアリング、ニーズ確認」、「自家発電における水素燃料の利用に向けた検討状況のヒアリング」等といった極めて簡素かつ単純な記載に留まっており、実際に行われた具体的なヒアリング内容やニーズを知ることは、全く不可能な状態である。

本来、委託業務とは、県が実施する事業を専門知識・技術を有する民間企業に依頼し、県自体が実施するのに比べ、効率的かつ経済的に効果の実現を図るために実施する業務である。したがって、委託業務から得られる知見は県に帰属し、さらに県はそれら得られた知見を次なる新しい事業に展開・反映させ、最終的に県民への還元を行い、初めて事業目的が達成されると言える。

当該事業は、県におけるカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けての重要な一歩と考えられ、その知見の蓄積を怠って果たして2030年における2013年度比46%削減及び2050年のカーボンニュートラル実現をどのような段階・プロセスを経て達成していくのか、疑念を抱かざるを得ない。

当該事業の目指すべき将来像は、「県内企業が革新的な技術開発を成し遂げることで県内の脱炭素社会に向けた取組を急速に前進させると共に新たな雇用の創出等に対し、大きく寄与する」である。従って、個別委託事業における実績件数は、ある程度、目安レベルにはなりうるとしても到底、目標にはなり得ない。

県は、実績報告書の存在理由について強く再度、認識を改めると共に今後の事業に①有効利用できる内容、②具体的な実績、③利活用できる成果をもって検収評価する必要がある。

**【意見】委託料の精算について（経済性・効率性）**

当該事業の2件の契約については、委託契約ではあるものの、最終的には予定した業務の一部が実施できなかったことから精算が行われている。しかし、業務委託契約書には委託料を精算する旨の記載が無く、また、どのようにして精算計算が行われるかについても記載がなく不明であった。実際には実費精算を行っているが、もしそうであるならば、契約書に実費精算する旨を明確に記載する必要がある。

ていく。

（主務課・室 産業労働部 産業脱炭素化推進室）

「低炭素技術イノベーション促進事業業務」については、令和4年度で終了しているが、令和5年度以降の同様の事業については、契約書に実費精算する旨を明確に記載済。

措置済み

<p>21. 国指定文化財保存活用事業（特別天然記念物八代のツルおよびその渡来地 天然記念物再生事業）</p> <p>【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>国指定文化財保存活用事業における県費補助金においては、事業目的を生息環境、給餌方法、ツルの誘引、ツルの移送・飼育・放鳥に関する調査研究等を行うとともにその研究結果に基づいた整備・取組を行うことで渡来数の回復及び渡来地の保護を目指すとしている。本事業の実施主体は周南市であり、県が独自に目標値を設定し、その達成に向けて県単独で推進できる事業ではない。また、国も国庫補助事業において、「羽数」の数値設定を要件とはしていない。</p> <p>しかし、事業目的にツルの渡来数の回復を目指すことを掲げ、事業としてツル渡来地の整備を実施している範囲面積から最大収容量 60 羽を想定している以上、その効果測定指標の目標値として年度渡来ツル数も加え、天然記念物であるナベヅルが山口県に一羽でも多く渡来するよう、例え実施主体は周南市であるとしても、同時に我が県のプロジェクトでもあるという認識を持ち、更なる高みを目指し、本事業を実施することで、さらに一層、効果的な調査研究成果が具現化されることを期待する。</p>	<p>（主務課・室 観光スポーツ文化部 文化振興課）</p> <p>意見を踏まえ、効果測定指標の設定について、外部の鳥類専門家で構成される周南市ツル保護協議会専門委員会において意見聴取した。専門家からの「事業対象が野生の渡り鳥であり、留鳥同様のコントロールは難しい」、「年によって、個体群が例年と別の場所へ移動する場合もあるが、要因の特定はできない」、「科学的根拠に基づいた指標の設定は困難」等の意見を踏まえて検討した結果、効果測定指標を数値で設定しても適正に事業評価ができないことから、引き続き、実績報告書及び調査研究データ等をまとめた事業報告書等により、事業の効果測定を行うこととする。なお、事業主体は周南市であるが、県としても同専門委員会による外部評価・意見を参考にしながら助言を行い、より効果的な調査研究成果が具現化されるよう努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>22. ぶちうま！維新推進事業</p> <p>【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>ぶちうま！維新推進事業では、意識して県産農林水産物を購入する者の割合の向上を事業目的として、当該割合目標 45.0%を掲げている。しかし 45.0%という数値は近年の割合実績値より向上させるという意図はあるものの、明確な根拠は無いとのことであった。</p> <p>ここで本事業は県民の税金をもとに事業として行う以上、予算に対して適切な成果があるのか、否かについて検証することは予算配分の適切性を判断するうえで極めて重要であり、そのうえで適切な事業目的の達成指標を設定することは極めて重要であると考えられる。そのように考えると明確な根拠のない事業目的の達成指標を設定し、その値が単に達成したとしても、最終的に事業目的が達成されたとはいえず、予算配分の適切性を判断することはできない。</p> <p>そのためこれまで県が様々な事業により得られた情報をもとに、地産・地消が進み、意識して県産農林水産物を購入する者の割合が向上することによる経済効果等を分析し、当該予算に見合う成果として根拠のある適切な事業目的達成の指標数値を設定することが望ましい。</p> <p>22-1. ぶちうま！維新推進事業</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">やまぐちの農林水産物需要拡大協議会</p>	<p>（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）</p> <p>ぶちうま！維新推進事業において需要拡大を図る農林水産物は多岐にわたり、直ちに明確な指標を設定することは困難であるため、今後、適切な指標の設定を検討してまいりたい。</p>	<p>改善途中</p>

<p><b>【指摘事項】助成金の実施主体との契約について（合規性）</b>  山口県産和牛肉販売促進支援助成金は、県産和牛の統一ブランドである「やまぐち和牛燦（きらめき）」をはじめとする県産和牛肉をPRする取組に対し、経費の一部助成を行う事業である。当該助成金は、本来、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会（以下「需要拡大協議会」という。）が県の助成金をもとに実施する事業であるが、実際は山口県農業協同組合、食肉事業者、関係団体及び県で構成する、「山口県産和牛ブランド推進協議会」（以下「ブランド推進協議会」という。）が代行していた。</p> <p>この事実について県に対し質問したところ、「需要拡大協議会にとってブランド推進協議会は負担金収入団体であり需要拡大協議会の構成員という認識に基づき、協働と判断し、別組織として業務を委託するという認識はなかった」との回答を受けた。</p> <p>しかし両協議会はあくまで別団体であり、実際の業務はブランド推進協議会が実施主体となっていることを考慮すると、経済活動の合理性から判断して委託業務とすることが極めて妥当であると考ええる。</p> <p>そのため需要拡大協議会にて、通常の委託業務としての手続きを事前に適切に取る必要がある。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課）</p> <p>意見を踏まえ、ブランド推進協議会と事業のあり方について協議し、令和5年11月に、ブランド推進協議会との業務委託契約を締結した。</p>	<p>措置済み</p>
<p><b>【指摘事項】助成金交付要綱について（合規性、有効性）</b>  助成金交付要綱第6条において「参加店舗は、イベントを完了した日時から7日を経過した日までに、実績報告書兼助成金請求書を協議会長に提出しなければならない」と定められているが、実際には提出期限を過ぎた報告についても問題にすることなく受理し、助成金が交付されていた。報告にあたって実績報告額の証明書類を添付する必要があることから、提出期限に間に合わない事例が発生することがあることは理解できるが、提出期限を過ぎたにも関わらず、その遅延に関して何らのコメントも残されていない以上、交付要綱第6条が形骸化している可能性を否定できない。</p> <p>ブランド推進協議会の独自事業ではなく、県からの間接補助である以上、交付要綱に従って事業を運営することが強く求められる。提出期限が実態に即していないのであれば、交付要綱自体を見直す必要がある。ブランド推進協議会の事務局として県も参画していることから、適切な運用が行われるように今後、指導・監督機能が発揮されるよう改善されたい。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）</p> <p>意見を踏まえ、令和5年11月にブランド推進協議会との業務委託契約を締結し、仕様書及び契約書により業務内容を明確化するとともに、委託者（県）として委託契約に基づく業務の検査等を行い、報告書の受理も含めた業務の執行状況について、適宜、受託者（ブランド推進協議会）に対し指導・監督を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p><b>【意見】助成事業の実績評価について（有効性、経済性・効率性）</b>  ブランド推進協議会は、「実績報告書に基づき、山口県産和牛肉の販売促進に係る事業が適切に行われていることを確認した」として、その内容を適当と認めためたうえで助成金を交付している。提出された実績報告書等を閲覧したところ、実際の取組</p>	<p>（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）</p> <p>意見を踏まえ、令和5年11月にブランド推進協議会との業務委託契約を締結し、仕様書及び契約書により業務内容を明確化するとともに、委託者（県）とし</p>	<p>措置済み</p>

状況が写真で報告されている事例はあったものの、取組内容の概要（例：広告掲載、原料購入等）を把握できるとどまる事例がほとんどであった。実績報告は「実績報告書兼助成金請求書」としてブランド推進協議会が用意した様式に基づいて行われており、助成金交付要綱やパンフレットにおいても詳細な報告は求められていない。

この報告によって、広告作成や県産和牛の購入等の事実を確認することはできるが、これだけでは通常の営業活動との違いは判然としない。当事業は県産和牛のPRを行うことに対する助成事業であるため、そのコストをかけて具体的にどのようなPR活動を実施したのかについて把握しなければ、事業の適切性を評価することはできない。加えて、それらを記録に残さなければ、担当者による評価の適切性も判断することができないため、不適切な助成金交付となりうる可能性がある。

当該助成事業は間接補助であり、県に対して事業の実績を適切に報告することが求められる。今後も、需要拡大協議会の中で同様の事業が行われると思われるが、必要な情報が得られるような事業設計となっているか、今後、見直しを行うとともに、事業を実施するなかで得られた知見を蓄積することで、「地産・地消」の促進をより加速できる事業に育っていくことを期待する。

### 23. やまぐち県産木材建築物等利用拡大推進事業

#### 【意見】変更契約時の添付書類について（有効性）

本委託事業において、令和5年3月14日に協議があり、さらに令和5年3月31日に契約期間の延長及び委託金額の変更の契約が行われている。その際、変更契約額見積書内訳が添付されているが、変更契約前の委託額内訳が当初の委託額の状態で記されている。これは、原契約に対する金額の変更であるため、添付する内訳書は原契約時の委託額と変更契約後の額を対比して掲載することが妥当との考えからとのことであった。しかし、令和4年10月20日付で費目間の予算流用の申請が出されており、令和4年10月21日に予算流用が承認されている。そのため、当初の委託額だけではなく、流用後の委託額が分かる添付書類として変更契約額見積書内訳の提出が必須と思われ、流用後からの増減を確認して変更契約の決裁をすることが必要である。

#### 【意見】補助金交付の効果について（有効性）

本事業の住宅・事業用建築物における県産木材利用促進を目的とした補助金について、事業目的及び達成時期との関連性を鑑みると、本事業の目的は、民間建築物を中心とした木造化を促進し、さらなる県産木材の利用拡大を促進することであり、やまぐち未来維新プラン（令和4年12月）によれば、バイオマス向け供給量を除いた県産木材供給量は現状の22.1万m<sup>3</sup>から30.1万m<sup>3</sup>（令和8年）となっている。

て、委託契約に基づき、適宜、受託者（ブランド推進協議会）に対し指導・監督を行うこととした。

意見のあった実績報告についても、事業者からより詳細な報告を得られるよう、受託者に対して報告様式の変更や提出資料の追加を求めるとともに、受託者から集積した情報を活用し、地産・地消の加速化を一層進めることとする。

（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）

措置済み

意見を踏まえ、令和6年3月以降、委託契約の変更契約を締結する際には、原契約に係る内訳書だけではなく、承認済みの予算流用に係る内訳書も添付し、審査を行っている。

（主務課・室 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課）

措置済み

令和6年度より、県産木材利用促進コーディネーター業務を地域の建築関連団体に業務委託し、より効果的に県産木材の利用促進や人材育成に取り組むことができるよう体制を整備した。

この点、目標値に対する補助金交付の効果として、補助金交付に係る優良県産木材を利用した住宅及び非住宅の県産木材使用量を算出すると、予算上、住宅は135棟、非住宅は4棟が交付予定となっている（令和4年度の実績：住宅は66棟、非住宅は3棟）。

予算上、全額交付した場合の木材使用量は推定で住宅 2,454 m<sup>3</sup>、非住宅 164 m<sup>3</sup>の計 2,618 m<sup>3</sup>となる。これらの使用量は30.1万m<sup>3</sup>（令和8年目標値）に対して、0.87%という割合であり、本補助金自体の活用にて、当初の目標を達成できるというレベルですらない。

この点について、担当者も認識しており、本補助金対象の建物は県産木材を使用したモデル的な建物としての波及効果を期待するものである。県産木材利用促進コーディネーターを中心として、本補助金交付の効果が現れるような県産木材の利用促進や人材の育成を図り、効果的に県産木材の使用拡大に努めて頂きたい。

24. 安心・安全農作物づくりサポート事業

【指摘事項】契約事務の統制について（新規性）

当事業の実施主体は、県の組織である農林総合技術センター（以下「センター」という。）であり、農業振興課（以下「担当課」という。）からの令達に基づき事業を行うものである。センターの決裁文書を閲覧したところ、委託事業の予算額合計は4,000,000円であり、担当課からの令達額3,875,000円と比べ125,000円過大となっている。この点について理由を質問したところ、センター担当者の確認ミスによるものであるとの回答を得た。

また、6-(2)河川水水質（農薬類）検査業務については、消費税等を含まない金額で予定価格が算定されていた。業務委託契約事務取扱要領第2-4(1)において、予定価格は「消費税及び地方消費税分を含む総額について予算の範囲内で算定すること」とされており、消費税等を含めた場合の予定価格は予算金額を38,760円超過する。したがって、予定価格の算定は業務委託契約事務取扱要領から逸脱している。

これら予算金額及び予定価格のいずれも問題無いものとしてセンター内で承認されており、担当者のミスは発見されていない。

（単位：円）

事業名	当初予算・令達額	予算金額	予定価格	予定価格（あるべき）	契約金額
6-(1)	1,868,000	1,100,000	1,057,100	1,057,100	1,057,100
6-(2)	2,007,000	2,900,000	2,871,800 （税抜）	2,938,780 （税込）	2,508,000
計	3,875,000	4,000,000	3,728,700	3,995,880	3,565,100

内部統制には限界があるとしても、一つの契約事務において担当者のミスが複数見逃されている現状からは、内部統制が有効に機能しているとは言い難い。当然ながら、担当者が自身の仕

（主務課・室 農林水産部 農業振興課）

措置済み

指摘を踏まえ、令和6年3月に、センター内で、今回の事例を主題とする職員研修（ケースメソッド）を行い、会計事務に係る危険要因（リスク）の洗い出しを行うとともに、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握や今後の改善策について、センター職員に対し、文書通知等により周知徹底を図った。

なお、職員に指示した具体的な改善策は、以下のとおり。

①組織的なチェック体制の実施

ヒューマンエラーのリスクを最小限とするため、日常の組織内のコミュニケーションの円滑化を図るほか、事業担当者（正、副）による「ダブルチェック体制」を実施した。

②適正かつ効率的な会計事務の運用

現在、運用を行っている「会計事務チェックリスト（令和元年5月通知）」について、適正かつ効率的な運用が図れるよう、再度見直しを行うとともに、所属長自らが最終決裁者として、チェックリストに基づく会計事務決裁を行うこととした。

事に責任を持つことと、担当者任せにすることは同義ではない。単なるヒューマンエラーと位置付けて終わらせるのではなく、ミスが発生した背景や見逃された原因を適切に評価し、組織としての体制に問題がないか、見直しを行う必要がある。問題が顕在化する前に、事務処理ミスによる追加コストが発生しないよう組織的なチェック体制を強化し、効率的な運用を行うことが求められる。

25. 環境にやさしい安心・安全な農業推進事業

【指摘事項】 訂正後の申請書の取扱いについて（合規性）

環境保全型農業直接支払交付金を各市町に交付する際に、審査項目毎に4つの〇×形式でチェックする審査チェックリスト（A4判1枚）を使用している。審査項目の1つに「事業の目的（変更の理由）は適正か」があり、宇部市のチェックリストでは〇が付されているが、県が保管する宇部市の交付申請書（收受印あり）では事業の目的が空欄になっており、両書類間で整合性が取れていない状態であった。この点について担当者に確認を行ったところ、申請書提出後にメールで届いた訂正済申請書にて審査を実施したということであった。電子媒体で送付された訂正文書を保管書類として更新する手続に遺漏があり、この度の監査で指摘されていなければ、不備がある申請書類を公式書類として保管したままの状態であった。

また、このことについて担当者は監査実施時、「山口県公文書取扱規程において電子媒体で入手した訂正文書の保管ルールは定められておらず、手続的な瑕疵はない」と主張している。後日、ルールは定められている旨説明があったが、電子媒体で入手した訂正文書の取扱いに関してのみでなく、担当課は、全ての県のルールについて再度確認を徹底していただきたい。

【意見】 審査チェックリストについて（有効性、経済性・効率性）

各市町に環境保全型農業直接支払交付金を交付するにあたり、県では4つの審査項目に対して〇×形式で記入するチェックリスト（A4判1枚）を策定し、使用している。審査項目は、①「事業の目的（変更の理由）は適正か」、②「交付の内容及び計画は適正か」、③「経費の区分、交付率は適正か」、④「その他（特記事項）」から構成されているが、適正と判断する基準が審査チェックリストを見ても判然としない。このように〇×形式の審査でかつ各審査項目の評価基準が曖昧なチェックリストを容認すると、審査自体の形骸化を招き、ひいては、交付すべきでない申請について交付される可能性があるため、審査チェックリストの項目については〇×の判定基準を明確にした上で、全ての項目が〇にならなければ合格としない旨を記載するなど、審査項目の細分化・判定基準について明確化し、補助金交付の公平性を図る必要がある。

（主務課・室 農林水産部 農業振興課）

本事業の適正な執行に向けて、申請書類の保管手続きに関する取扱いを含め、業務の執行に関する規定や要領等についても改めて確認を徹底するよう、令和6年4月に課内において周知を図った。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 農業振興課）

意見を踏まえ、チェックリスト項目の細分化や判定基準の明確化について検討し、適切に審査を行う予定としている。

改善途中



払交付金交付要綱は国の日本型直接支払推進交付金交付等要綱及び日本型直接支払推進交付金実施要領に準拠し、同様の書類を求めている。上記の別紙 3-1 別添についても、対象経費は旅費、諸謝金、委託費及び事務費の大きな項目に分かれた記載のみで、細目についての記載はない。

国の日本型直接支払推進交付金実施要領第 4 の 2 項には交付対象経費として費目及び細目が記されている。確かに国の添付書類は別紙 3-1 別添の対象経費は 4 費目の記載のみだが、県としてはより精緻な内容確認として細目まで求める必要があると考える。

令和 4 年 10 月 13 日付で多面的機能支払推進交付金において、500,000 円の追加交付を受けるために変更承認申請書が出されているが、その事業計画内容は当初の交付申請書の事業計画と全く同内容で、経費の配分についても委託費が 550,000 円の増加、事務費が 50,000 円の減少と記されているのみであり、なぜ 500,000 円の追加交付が必要であったかは一切不明である。細目まで増減内容を確認し、その理由を求める必要がある。

実績報告書においても同様に、4 費目のみの記載で細目は不明である。通常総会議案書を確認して初めて細目の内容が分かる。細目の提出があれば上記指摘事項のような数値の齟齬はないと思われる。

例年のこととして、毎年ほぼ同額の交付金が支払われている現状において、手続が形骸化しているのではないかと推測され、その妥当性及び信頼性にも疑義が生じる。交付金における費用も推進協議会の母体団体への委託料が大部分を占めている。本交付金は全額が国からの補助金であるため、県の財政に影響はないとはいえ、委託料や事務費等の妥当性の確認は必須と考える。当初の申請段階から補助金の額の確定作業時において、さらに一層の注意を払って手続きを行って頂きたい。

【意見】農地の保全について（有効性）

今後、高齢化で農地の担い手は急激に少なくなることが確実視され、農地の保全、担い手の確保は非常に重要かつ急務である。県は県全体の計画のもと、国及び市町と綿密な連携を取り、上記「指摘事項」及び「意見」についての改善を図り、リーダーシップを発揮して着実に取組を推進して頂きたい。

27. 畜産経営スマート化促進事業（うち良質堆肥の製造・利用拡大、畜産環境整備機構受託事業）

【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性・効率性）

当該事業で実施した「山口県畜産振興対策補助金」の事業実施主体は、県内の各農業協同組合（以下「農協」という。）と（一社）山口県配合飼料価格安定基金協会（以下「基金協会」という。）に限定されている。令和 4 年度における補助金申請は 1 者、基金協会のみであった。当該補助事業を実施する畜産

請時は、県の日本型支払交付金交付要綱に基づき、変更の理由、事業計画及びその内容の変更に係る部分の記載を指導するとともに、チェックを徹底する。

実績報告については、令和 5 年度の実績報告から、収支決算（見込）書抄本の添付を求めることとし、チェックリストも活用することで金額の整合性を確認した。

（主務課・室 農林水産部 農村整備課）  
農地の保全等は本県農業の重要課題であるため、引き続き国及び市町と連携し、国交付金を活用した農地保全等の取組を推進する。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 畜産振興課）  
本事業のうち堆肥の成分分析支援については令和 5 年度をもって廃止しているが、今後、同様の取組を実施する際には、意見の趣旨を踏まえ効果指標の設定を行う。

措置済み

振興課が直接働きかけできる対象は、実施主体であり、目標とすべきは、1件も申請がなかった各農協からの申請を増加させることである。その結果、構成員である各組合員からの申請が増加し、最終目的である「需要に応じた良質堆肥の製造・利用拡大」が促されることに繋がる。実施主体の参加なくして当該事業の目的達成はありえない。

しかし、畜産振興課は、効果測定指標として、基金協会における当該補助事業の実績数9件を用いており、これでは、県の目標が実施主体任せとなっていると見られても致し方なく、事業の成果は実施主体にかかっていると考えられる。実施主体の申請件数を目標値とした上で、畜産農家や耕種農家の実施件数も目標として、その件数を把握し、分析・検証し、次年度以降の事業に有効活用する必要があることは言うまでもない。

効果指標が定まっていなければ、事業の効率性は悪く、かつ経済性も期待できない。そのため、畜産振興課は、自身の影響の範囲を考慮し、事業目的達成のための効果指標を再整理し、効果的かつ効率的な補助事業を実施する必要がある。

【意見】補助金の趣旨に適合した事業であるか、否かについて（経済性・効率性）

当該事業で実施された補助事業は、畜産農家に対する堆肥の成分分析の支援である。目標の達成度の説明として明記されている通り、今年度事業の対象者は、「追加のコストをかけることが叶わず」といった事情のある畜産農家からの申請は0件であり、比較的大規模な営利法人等であり、到底、25千円の補助金がなければ当該事業が達成できないとは考えられない、十分、独自で事業を実施することが可能な者のみであった。そのため、①事業規模の上限を設ける、②上限を設けた上で全額の補助に切り替える等、さらに一層、有効かつ効率的な事業となるよう再検討されたい。

28. 木材利用加速化事業（うち、「森林バイオマス生産施設等整備」）

【意見】起案書（電子決裁）の様式について（有効性）

起案書（電子決裁）の様式は、役職なし、主査、課長、主幹、部長、主任、次長及び所長となっており、承認日は各々が承認した日時が確認時に記録される。しかし、一部の起案書において、例えば、役職なし、主査、課長及び主幹の承認日が空欄のままとなっていた。最終決定者である決裁者は、部長、次長および所長であるため、部長、次長および所長の承認日（決裁日）が記入されていれば、起案書として問題はないとも言えるが、役職なし、主査、課長、主幹および主任でも起案書について説明する場合もある。その際、起案書における承認日が空欄のままの場合、起案書の内容を確認しなかったのではないかという疑義が生じるおそれがある。そのような疑義を完全に排除するためにも起案書に氏名が記載されている本人が、起案書

（主務課・室 農林水産部 畜産振興課）  
本事業のうち堆肥の成分分析支援については令和5年度をもって廃止しているが、今後、同様の取組を実施する際には、意見の趣旨を踏まえ、補助事業の目的に沿った事業要件の設定を行う。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 森林企画課）  
文書管理システムの仕様上、最終決裁者が承認した時点で起案書の内容が保存され、それ以降にその他の職員が承認した場合でも承認日は空欄のままとなる。  
そのため、システムから出力する起案書の承認日は修正できないが、起案書の内容を確認した証明が取れるよう、意見後直ちに出力後の起案書に承認日を追記した。

措置済み

今後も同様の対応を行い、起案書の内容を確認した証明が取れるよう文書を整理する。

の内容を確認したことを証明するためにも承認日を空欄としないことが強く望まれる。

### 29. 県民参加の森林づくり推進事業

【意見】事業目標達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性・効率性）

県は、当事業の目指すべき将来像として、県政世論調査における周知率の維持を掲げている。当該周知率は、やまぐち森林づくり県民税について「知っている」「聞いたことはある」「知らない」の三択に対し、「知っている」と「聞いたことはある」を合計した比率と定義されている。県は、平均 30%の周知率の維持を目標としているが、調査開始年度である平成 18 年度から令和 4 年度の周知率の平均は 33.9%（中央値 34.4%、最小値 24.8%、最大値 41.3%）であった。周知率が目標 30%を下回った年度は 2 事業年度のみであったが、40%を超えた年度も含め、増減要因についての詳細分析は行われていない。

周知率を目標にするのであれば、周知率に何がどのような影響を与えているのかを詳細に分析し、評価する必要がある。周知率の維持に全く寄与しない対策を行っているとは考え難いが、効果の乏しい対策については、より効果的・効率的な事業となるように見直しを行うことが強く求められる。一方で、周知率は様々な要因が絡んだ結果であるため、事業を行うにあたっては、その事業年度内でコントロール可能かつ具体的な目標を別に設定して取り組むことが極めて有用と考える。

また、事業の必要性からすると、単に当該税の存在を認識しているかどうかではなく、当該税について県民からの理解を広く得ることの方が重要である。県政世論調査の結果では、当該税とその事業内容について知っていると回答された県民の割合は、令和 3 年度が 11.0%、令和 4 年度が 8.7%であったが、これらについても全く評価が行われていない。令和 4 年度時点で既に 18 年間に及ぶ事業年度が経過した税であることから、目標とする指標の妥当性について再度、深く検証する意義は十分にあると考える。今後、令和 6 年度に行われる「やまぐち森林づくり県民税事業」の延長についての判断が、適切な事業評価のもとで行われることを強く期待する。

### 30. 地域森林づくり活動強化対策事業

【指摘事項】ボランティアリーダーに係る目的外予算の使用について（合规性、有効性）

県の事業内容の説明資料では、森林ボランティアリーダーについて、「森林ボランティア団体のスキルアップを目的としたグループ内での技術指導や、活動を活性化するための新たな参画者の勧誘、行政からの必要な情報の収集や要望を伝えるパイプ役としての役割を期待」と記載されている。しかし、募集の段階においては、「リーダーの養成」といった記載は無く、「森のプランナー養成講座」として募集を行っている。過年度

（主務課・室 農林水産部 森林企画課）  
当事業は、財源として「やまぐち森林づくり県民税」を活用しており、その事業内容等については、「やまぐち森林づくり推進協議会」等の意見を聞いた上で実施している。

令和 6 年度は、5 ヶ年を 1 期とする事業最終年度となっており、令和 7 年度以降の次期対策に向けて、「やまぐち森林づくり推進協議会」等の意見を伺いながら、効果的な指標の設定についても合わせて検討していく。

改善途中

（主務課・室 農林水産部 森林企画課）  
令和 6 年度の事業実施に当たっては、森林や山林の機能維持や整備に関心がある者の応募を受け、「新たな」ボランティアリーダーの養成を行う。

当事業は、財源として「やまぐち森林づくり県民税」を活用しており、その事業内容等については、「やまぐち森林づくり推進協議会」等の意見を聞いた上で

改善途中

の事業で、ボランティア団体に属する者のボランティアリーダー養成は一巡した、とのことであり、森林や山林の機能維持に関心がある人を広く募集することを目的として募集を行っている旨の説明を受けた。

森林や山林の機能維持や整備に関心がある者に多く応募してもらい、講座受講者を中心に、県民の関心を高めるという視点では、必要な対応であると考えられる。しかし、当事業の目的がボランティアリーダー育成であれば、目的に適合した募集を行う必要がある。事業自体がボランティアリーダー育成に重きを置くものでなければ、事業内容を変更し、事業の目的と受講者の対象を明確にする必要がある。

【指摘事項】 資材購入費 竹炭窯一式の取扱いについて（合規性）

当初、当事業補助対象経費として、資材購入費「竹炭窯一式 30 万円」が計上されていた。しかし、交付要綱別表 2 において、補助対象経費の資材購入費については、1 機あたり上限額は 15 万円とされており、さらに括弧書きで市町は除くと規定されている。この資材購入費に補助金を充てるため、森林企画課が実施した事業者への現地ヒアリング業務報告書には「一式 30 万円で補助要件の 15 万円以内に抵触するため、部材を分けて記載すること、（申請段階で可）窯は多くの部材（外窯、内窯、煙突、中敷ほか）で構成されるため、見積書等も含め分けて整理する」と記載されていた。

当該記載事項は、通常竹炭窯一式 30 万円でその機能が最終的に発揮され、本来資産の認識単位としては竹炭窯一式 30 万円とすべきであると県も認識している証明となる。このたびのように資産の認識単位を歪めた補助金交付は、補助金交付に県の恣意性が介入し、ひいては当該事業の公平性や信頼性を担保できなくなる可能性がある。この点で、適正な交付事務会計手続が行われていなかったものとする。

ところで当事業の募集要領の運用を見ると「4 採択要件」に「資機材は 5 年間以上適正に管理・運営すること」「事業採択後、一定期間（概ね 5 年間）、森林環境教育や体験交流活動等を行うことができること」と記載があることから、事業を 5 年継続させるためには耐久性がある物品である必要があり、補助金で購入した資機材について 1 機材 15 万円を超える可能性も考えられる。市町以外の事業者については、補助金の上限額は 50 万円であり、当事業の活動趣旨に立ち返り、物価や実情にあった機動的な活用ができるよう要綱を改定する必要がある。

加えて、当交付要綱第 4 条 (5) において「当該事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できない団体」については、交付の対象外と規定されているが、資産の総額を歪めることは、「明朗な会計業務」とは言えず、適切な指導を実施されたい。

実施している。

また、令和 6 年度が、5 ヶ年を 1 期とする事業最終年度となっており、令和 7 年度以降の次期対策については、「やまぐち森林づくり推進協議会」等の意見を伺いながら、指摘事項の内容も踏まえ、今後検討していく。

（主務課・室 農林水産部 森林企画課）

令和 6 年度事業においては、出先機関と連携しながら、資機材の見積書等の作成に当たっては資機材一式の金額を記載するよう、事業者に対し適切な指導を行っている。

当事業は、財源として「やまぐち森林づくり県民税」を活用しており、その事業内容等については、「やまぐち森林づくり推進協議会」等の意見を聞いた上で実施している。

また、令和 6 年度が、5 ヶ年を 1 期とする事業最終年度となっており、令和 7 年度以降の次期対策については、「やまぐち森林づくり推進協議会」等の意見を伺いながら、指摘事項の内容も踏まえ、物価高騰を加味した 1 機材当たりの補助上限額の見直し等、今後検討していく。

改善途中

31. 森林機能回復事業

【指摘事項】補助金額の確定検査事務の統制について（合規性）

補助事業者から提出された実績報告書を確認したところ、経費内訳表の項目中、間接費の計上金額が誤って報告されていた。

経費の計上は、森林機能回復事業の実施について（令和2年4月15日制定：令和4年4月12日一部改正）、（別表）対象経費に基づき計上される。

（別表）対象経費

区分		費目
1 間伐	(1) 直接費	① 労務費
		② 資材費
		③ 機械経費
	(2) 間接費	① 共通仮設費 ・ 上記 (1) の実施に要した経費の 5.4%
		② 現場管理費 ・ 上記 (1) に (2) の①の経費を加えた額の 42.63%
		③ 一般管理費 ・ 上記 (1) に (2) の①②の経費を加えた額の 23.57%

補助事業者から提出された経費内訳表によれば

- ・ 当初提出された経費内訳表（税込）

下記表中の (1)、(2) は、上記（別表）(1) 直接費、(2) 間接費に対応、以下同じ。

(1) 人件費	(2) 間接費(諸経費)			計	請負契約額	実行事業費計	決定補助金額
	① 共通仮設	② 現場管理費	③ 一般管理				
87,000	16,000	143,000	112,000	358,000	232,000	590,000	581,640
43,500	8,000	69,000	54,000	174,500	111,000	285,500	279,720

実際の請負契約額(税込)

290,820円

139,860円

となっており、間接費が（別表）対象経費に基づく割合以内になっていない。なお、請負契約額に計上されている額は、請負金額に含まれる人件費相当額を計上しているとのことである。

この金額を監査人が「（別表）対象経費」に基づき再計算を行うと、下記ようになる。

請負契約額は上記実際の請負契約額の税抜金額を計上している。

- ・ （別表）対象経費に基づく計上額（税抜）

(1) 人件費	(2) 間接費(諸経費)			計	請負契約額(税抜)	実行事業費計	決定補助金額
	① 共通仮設	② 現場管理費	③ 一般管理				
87,000	4,698	39,090	30,826	161,614	264,382	425,996	581,640
43,500	2,349	19,545	15,413	80,807	127,146	207,953	279,720
	5.4%	42.63%	23.57%				

このように実行事業費が決定補助金額を下回ることになり、今回交付の補助金は過大交付となる。

当初提出された経費内訳表の記載内容はどのような計算に基づくものか岩国農林水産事務所に確認したところ、請負契約額のうち、人件費相当額を含めた額で間接費の計算を行っていたとのことであった。

補助事業者から実績報告書が提出され、補助金額の確定決裁

（主務課・室 農林水産部 森林整備課）  
この度の指摘を踏まえ、適正な補助金額の確定検査を執行するため、作業日誌等の関係書類の確認時の証跡資料を作成し保管しておくことや、補助金額の額の確定に際し、複数の職員による確認を徹底するよう通知文書による指導を行った。

措置済み

の時点で計算間違いを指摘するべきである。当初の計算によれば、補助金の過大交付となっている。

監査人の指摘後、補助事業者に岩国農林水産事務所が確認したところ、作業日数について実際には26人日かかっていたが、当初の経費内訳表では16人日として計上しても実行事業費が決定補助金額を上回るため、少ない人件費を計上していたとのことである。正しい人件費を計上して再計算した経費内訳表は下記のとおりである。

・人件費再確認後の経費内訳表（税抜）

(1)人件費	(2)間接費(諸経費)			計	請負 契約額(税抜)	実行 事業費計	決定 補助金額
	①共通仮設	②現場管理費	③一般管理				
174,000	9,300	78,100	61,600	323,000	264,382	587,382	581,640
101,500	5,400	45,500	35,900	188,300	127,146	315,446	279,720

実際はこの金額で実行事業費が決定補助金額を上回るため、補助金の過大交付とはならないとのことである。

結果的に、補助金の過大交付とはならないとはいうものの、重大な事務的計算ミスである。実績報告書の内容精査、補助金確定決裁における複数人による決裁業務の内部統制が機能していない現れでもある。

別の補助事業者の実績報告書を確認したところ、当該事業者は令和4年度に3回実績報告書を提出しているが、2回目及び3回目は収支予算書の数字に間違いがあり、そのままの間違いの状態ですり受領されている。さらに3回目は経費内訳表すら添付されていない。また、人件費計上額について検査職員による書類検査時の確認が行われているとのことであるが、後日の確認ではその計上額の正確性の確認ができないため、一部の人件費だけでも労務単価と実績日数の確認時の証跡資料等を検査資料として保管しておくことを検討されたい。

本事業の申請は、ほぼ毎年同業者者に限定されており、実績報告書の内容を都度、精査している痕跡がうかがえない。

改めて、県民の貴重な税金を使つての補助金業務にあたっては、再認識を強く持って業務を遂行して頂きたい。

### 32. 繁茂竹林整備事業

【指摘事項】稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）

稟議書等について、決裁日の記載がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できないものがあった。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、稟議書等には決裁日を適切に記入すべきである。

【意見】当初予算額と決算額の乖離について（有効性、経済性・効率性）

令和4年度の当初予算額は196,425千円となっていたが、決算額は157,833千円であり、38,592千円の多額の差異が生じている。当初予算の設定は、翌年度の繁茂竹林の伐採箇所を前年

（主務課・室 農林水産部 森林整備課）  
指摘後、直ちに決裁日を記入するとともに、決裁日を確実に記入するように関係部署あてに通知文書を発出し、周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 森林整備課）  
意見を踏まえ、前年度の事業地の調査段階で竹林所有者との調整を綿密に行い、事業の早期発注・早期執行に努めるよう関係部署に周知徹底を図った。

措置済み

度に予め調査した結果で決定される。しかし、実際に繁茂竹林を伐採する段階になると、例えば、筍を採取するために当該繁茂竹林の伐採を拒否する竹林所有者も一定数存在する。このような場合には当初予算通りに執行されないことになる。

そこで、当初予算額と決算額の差異を少しでも低減するために、確実に伐採に賛同する者だけが対象となるよう、前年度の調査時点で対象者（該当箇所の竹林所有者）とのコミュニケーションを緊密に行うことが重要と考える。

【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性・効率性）

繁茂竹林整備事業では、事業目的達成のために、効果測定指標の目標値として繁茂竹林の伐採目標計画量 70ha/年を掲げており、令和4年度には効果面積 92.5ha を達成し、その達成率は 132%となっている。しかし繁茂防止竹林の対象は県内において竹林面積約 12,000ha のうち、9,871.14ha（令和2年4月13日現在の森林計画樹立データより）である。この算出された竹林面積を基に 70ha/年のペースで伐採すると、伐採が完了するまでには、140年近くもの年数が必要となる。

そもそも 70ha/年という数値は、達成可能な現実的な目標であるという意図はあるものの、その数値自体に明確な根拠は無く、また将来的な事業目的達成の指標も明確には無いとのことである。確かに現在、繁茂防止竹林は伐採しなければ、年々増加していく状況にあり、また大部分が私有林であるため、限られた予算の中で繁茂防止竹林の対象面積を急速に減少させることは困難であるという厳しい現状の中、繁茂防止竹林の対象の竹林面積を少しでも減少させるために、予算内でできることを行うという状況はある程度は理解できる。

しかし本事業は税金を基に行う以上、予算に対して適切な成果があるのか、否かを常に検証することは予算配分の適切性を判断する上で極めて重要であり、その判断には、適切な事業目的達成指標を設定することも重要となる。現実的に達成できそうとはいえ、明確な根拠のない数値目標を設定し、例え達成したとしても、本来の事業目的を達成したとは考えられず、予算配分の適切性を判断するに値しないと考えられる。

そのため、事業目的達成のための具体的な数値目標を明確にし、予算に見合う成果として根拠のある事業目的の達成指標を再設定することが望ましい。

### 33. 地域が育む豊かな森林づくり推進事業

【指摘事項】補助事業における目標設定に対する様式について（有効性、経済性・効率性）

令達先事務所については、美祢農林水産事務所を対象に監査を実施した。

補助事業に対する効果について、「中山間地域対策」事業では目標値として具体的な経済効果を金額で設定しているが、一

（主務課・室 農林水産部 森林整備課）  
本事業の指標は「やまぐち森林づくり県民税」の第4期対策（令和2年度～令和6年度）の5年間における目標計画量であり、第4期対策が令和6年度までとなっていることから、次期対策の見直し作業の中で本意見を踏まえ、指標の再設定について検討したい。

改善途中

（主務課・室 農林水産部 森林整備課）  
本事業は「やまぐち森林づくり県民税」の第4期対策（令和2年度～令和6年度）の5年間において実施されており、第4期対策が令和6年度までとなっていることから、次期対策の見直し作業

改善途中

方、「地域課題対策」事業は、具体的な定量目標が設定されておらず、「生産量の増加」としているに過ぎないことを確認した。

このことは、令達先の権限や判断によるものではなく、森林整備課側で作成している提出必須書類である計画（実績）書類の様式中に「中山間地域対策」には設定されている「目標指標」項目が「地域課題対策」事業に関しては設定されていないためである。この点について担当者に質問したところ、「中山間地域対策」事業については一定規模以上の組合等の法人を対象としているが、「地域課題対策」事業については、小規模な個人を対象としているため要求が低くなっているという回答を得た。

しかし、特に住民税均等割の超過課税（地方自治体が自主的に地方税の税目や税率を定めて課税できる課税自主権に基づく税金）である「やまぐち森林づくり県民税」を財源とする事業について、当該事業が有効であったと県民に理解してもらうためには、補助事業の効果を図り、できる限り客観的かつ定量的な目標値を設定すべきである。そのためには、森林整備課は、事業計画（別記第3号様式）地域課題対策計画（実績）においても目標指標の項目を設定し、具体的な金額による効果を測定する必要がある。また、森林整備課においては、令達先全体の目標と結果の分析を継続して行い、次年度の事業にも活かし、発展的な事業として継続されることを望む。

【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性、効率性）

地域が育む豊かな森林づくり推進事業では、効果測定指標の目標値として地域が育む豊かな森林づくり推進事業補助金の交付件数19市町/年を掲げており、令和4年度は17市町に対して交付し、達成率は89.5%であった。この結果は令和2年度および3年度とも全く同じである。

当該事業の交付対象は市町であり、採択は市町の手挙げ方式による。県内全ての市町が中山間地域対策及び地域課題対策に本気で取り組むことで多様かつきめ細かな森林整備が進み、森林の有する機能が発揮される可能性が高まることは事実であり、効果測定指標を補助金交付市町数とすることに一定の理解はできる。しかし、単に全ての市町に当該補助金を交付できれば事業目的が達成される訳ではなく、重要なことは、適切な予算に基づき、適切な市町に適切な額の補助金を交付することで、事業目的を達成することである。そのように考えるならば、現状の効果測定指標の設定が適切であるとは言い難い。

現状では、事業の将来的な成果ビジョンが具体的になっておらず、事業目的達成に向けたロードマップも明確にされていない。上記指摘事項でも述べたが、特に住民税均等割の超過課税を財源として事業を実施する以上、予算に対する適切な成果を検証することは予算配分の適切性を判断するうえで重要であ

の中で本意見を踏まえ、指標の設定について検討したい。

（主務課・室 農林水産部 森林整備課）  
本事業は「やまぐち森林づくり県民税」の第4期対策（令和2年度～令和6年度）の5年間において実施されており、第4期対策が令和6年度までとなっていることから、次期対策の見直し作業の中で本意見を踏まえ、指標の設定について検討したい。

改善途中

り、その判断を行うためには、年度単位での進捗のみならず、適切な事業目的達成指標を設定することが重要かつ効果的であると考える。

まずは事業目的達成のための将来的な成果ビジョンを明確にし、県全体として具体的な目標を設定し、その目標達成に向け、市町と協働して年単位のロードマップを明確にする必要がある。その前提の下に予算に見合う成果として、例えば、ロードマップに対する①荒廃森林の整備進捗率、②繁茂竹林の整備進捗率、③観光周辺等の修景伐採による経済効果等、事業目的に照らして根拠のある具体的な指標を設定し、県民が事業の有効性や経済的合理性を客観的に判断出来る事業へ発展させていきたい。

#### 34. 内水面漁業振興対策事業

【指摘事項】補助金実績報告書の様式について（合規性、経済性・効率性）

実績報告書に添付された収支精算書の支出の部には、項目ごとに本年度精算額欄に本事業のために支出された費用の合計額、また備考欄には代表的な項目が記載されているのみで、各項目の詳細については当該書類では確認することができなかった。これらについては、水産振興課担当が令和5年7月に内水面漁業協同組合連合会にて証憑の閲覧や質問にて既に内容確認を行っており、適切であることが確認されたとのことであった。

補助金交付額の妥当性の審査は実績報告書及びその添付書類に基づき行われる。したがって補助金交付対象経費については支出費用の内訳書が無ければ対象経費か、否かについて正確に判断することは極めて困難となる。実際にはヒアリングにて内容を詳細に把握しているとのことであるが、審査の過程は特に記録として残しておく必要があることから、収支報告書に関しては支出の内容と金額を一覧できる内訳書を様式として直ちに備えることが不可欠である。

内訳書があれば、内水面漁業協同組合連合会を訪問して内容確認を行う際、事前に内容を把握できるだけでなく、重点的に内容確認を行う項目を決めておくこともでき、極めて効率的である。例えば内訳書の中で、金額的に重要な項目や質的に重要だと考えられる項目について事前に抽出しておき、訪問した際にそれらについて領収書や請求書等の根拠証憑により、内容・金額を重点的に確認する。またカワウ対策費及び外来魚対策費に含まれる作業賃金であれば、内訳書に「単価×時間数」の記載を求め、審査では単価の妥当性、時間数の適切性について検証し、訪問時は時間数について出勤簿と照合する。また外来魚対策費に含まれている外来魚買取費については内訳書に支払日・支払先の記載を求め、訪問時に現金出納簿や通帳の記録との整合性を確認することで支払の事実を確認する。以上のように内訳書を事前に入手することでより実効性のある確認作業が

(主務課・室 農林水産部 水産振興課)

指摘を踏まえ、令和5年度の実績報告書分からは、事業実施主体である内水面漁業協同組合連合会に対し、実績報告書提出の際に各支出の内訳書（各漁協ごとの賃金、消耗品費等を記載）を添付するよう求めることとしたので、今後は、提出された資料を活用・分析し、適切な事業実施に向けて指導してまいりたい。

措置済み

可能となる。

また支出内容の確認作業の効率化のみならず、前年度と比較し、大幅な予算額の増減がある項目の把握もでき、例えば、賃金であれば単価・時間数いずれに変化があったのか、消耗品であれば高額なものを購入したのか、購入単価が上昇しているのか等、内容についての分析も可能となり、短時間で効率良く異常項目の発見にもつながる。また数年間の推移を見ることで、①必要な項目や不要な項目、②補助の対象項目、③非対象項目等を考慮する場合の資料にもなる。

以上より、実績報告書提出の際には収支精算書の内訳書を様式として設定し、その作成・提出を求め、さらには提出された内訳書を活用し、作業の効率化、多面的な分析を実施する必要がある。

**【意見】** 溪流魚資源増大対策事業におけるマニュアル活用及び成果の測定方法について（有効性）

本事業では令和4年度事業として人工産卵場造成技術の普及を目的とした人工産卵場造成ノウハウを取りまとめたマニュアルを作成しているが、本事業の最終的な目的は良好な漁場環境を保全し、溪流魚を増やすことである。作成したマニュアルが十分活用されるよう漁協等の関係機関への働きかけを引き続き行うこと、またマニュアルに沿って産卵場造成を行う事業者からの意見や情報を積極的に収集し、それらを活用してマニュアルの改訂にも取り組み、より実態に即した「使える」マニュアルとなるようにする必要がある。

また溪流魚は尾数のカウントが困難であるとのことであるが、事業の成果を測るにはやはり何らかの客観的な指標が必要である。尾数のカウントの代わりに、カウント可能な卵の数を定期的に数え、その推移を記録する、漁業者から尾数に関する具体的な証言を入手する（例えば「去年と比較して1㎡当たりの尾数が3割増加した」等、何と比較し、どれくらい増減したのかをより具体的に観察してもらう）、尾数が増えると遊漁者も増加傾向となることから遊漁者数・遊漁料の推移を記録する等、尾数そのものでなくとも尾数に比例し、増減するような様々な指標や証言とを組み合わせ、前年度と比較し、可能な限り尾数の推移を推定し、溪流魚の増加という目的に対する成果について継続して測定していただきたい。

### 35. 漁業生産増大推進事業（うち藻場干潟域の再生保全）

**【指摘事項】** 稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）

稟議書等について、決裁日の記載がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できないものがあった。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、稟議書等には決裁日を適切に記入すべきである。

（主務課・室 農林水産部 水産振興課）  
意見を踏まえ、令和5年度においては、産卵場造成の要望を受けた玖北漁協、阿武川漁協に対して、マニュアルを基にした人工産卵場造成の指導を行った。今後も、マニュアルを用いながら各漁協へ指導し、より実態に即したマニュアルとなるよう、現状に合わせて改訂を行う。

また、溪流魚の生息実態を調査するため、環境DNAの反応が出た一部の河川では、電気ショッカーを用いた溪流魚の生息の有無の確認と産卵調査を行っている。事業の成果指標の一つとして、このようなデータを蓄積し現状を把握していくことで、溪流魚の資源増加を支援していくこととする。

（主務課・室 農林水産部 水産振興課）  
指摘後、直ちに決裁日を記入するとともに、決裁日を確実に記入するよう、課内会議において周知徹底を図った。

措置済み

措置済み

【意見】事業目的（藻場干潟域の再生保全）達成のための効果的な指標の設定について（有効性）

漁業生産増大推進事業において、漁業者の減少等による管理能力の低下、地球温暖化等の自然環境の悪化、食害生物の増加等にて、本来有する能力が極端に低下し、水産資源の維持・増殖に大きな支障となっている。将来にわたり県民に対し、安全かつ新鮮な水産物を安定的に供給していくためにそれらへの対策が急務であることから、事業目的を漁業者や地域の住民が行う河川・沿岸域等の環境・生態系を維持・改善する取組を支援し、本来有する機能を回復させ、水産物の生産増大を図るとし、基準年(平成 29 年度)から対象生産量を 5%以上増加（令和 4 年度）と設定している。そして令和 4 年度の成果としては、以下のとおりとなっている。

○各活動項目の対象生物の増加率

活動項目	モニタリング対象	増加率(%)	対象活動数※
藻場保全	藻場の被度	26.5%	16
サンゴ礁保全	サンゴの被度	-27.6%	1
干潟保全	アサリ等の生物量等	-7.8%	7
ヨシ帯保全	アユの生息密度	-94.2%	1
内水面保全	魚類等の生物量	209.5%	1
海洋汚染対策	ニシの生息密度	-25.0%	1
平均/合計		13.6%	27

※平成 29 年度から活動を継続している組織と比較

上表の成果を評価すると全体活動の増加率の平均値は 13.6% であり、あたかも当初の目標である増加率 5%の数値目標を達成しているかのように見える。しかし、個々の活動を見ると増加率が大きくプラスとなった活動もあれば、一方で大きくマイナスとなった活動も存在する。さらに注意深く個々の活動を評価すると増加率が極めて大きい特定の一つの活動（内水面保全：魚類等の生物量）の値に引っ張られ、他の多くのマイナス評価となった活動が結果的に相殺され多大な影響を受けている。

本来、本事業は個々の活動自体が、目標とする増加率 5%を各々クリアし、達成することである。活動内容も活動規模も全く異なる活動項目の評価値を単に平均化し、算出された増加率が 5%をクリアしてもそこに何ら本質的な意味は成さない。むしろ各活動項目の活動自体が増加率 5%を各々でクリアすることに意味が有るのではないかと思われる。その為には引き続き、しっかりと各活動をモニタリングし、マイナスとなった活動の根本原因の解明に努め、注視することにより、さらなる効果を期待する。

【意見】補助金（藻場干潟域の再生保全）の効果測定指標について（有効性）

当該事業の補助金の効果測定指標は現在各活動項目の対象生物の増加率(5%)となっている。そして過去 5 年間の測定結果は以下の通りである。

（主務課・室 農林水産部 水産振興課）  
本事業においては、毎年の活動終了後に、各活動組織ごとの自己評価表による事業評価の報告を義務付けているが、報告書において成果実績が目標値を下回った場合は、その理由と次年度に向けた改善方策の記入を求めている。

各活動には出先事務所の普及指導員等が立ち会うため、各活動組織の報告に基づく改善方策を実行し、各活動における目標値達成に向けて事業を展開するため、令和 6 年 7 月に県内 3 箇所当該事業の説明会でマニュアル等の再周知を図り、普及指導員による技術的指導の一層の強化を図った。

措置済み

（主務課・室 農林水産部 水産振興課）  
あくまで当該事業の目的は対象生物（資源）の増加であり、ウニ駆除や母藻設置はそのための手段である。また、国の要綱において、効果（成果）指標は

措置済み

◇	平成 30 年度◇	令和 1 年度◇	令和 2 年度◇	令和 3 年度◇	令和 4 年度◇
増加率(%)◇	6.5+	13.2+	31.7+	-1.7+	13.6+

この結果からわかることは令和3年度を除き、5%の目標を達成している。しかし当該増加率は周辺環境により大きく変動するものといえる。よって周辺環境に左右されないような客観的な指標の設定を考慮することも必要と考える。例えば、増えすぎたウニを駆除することで海の生態系や環境が改善するのであれば、「ウニの駆除数」も指標になりうるし、また藻場を原状回復させるのであれば、「母藻設置数」も指標になりうると思われる。

また、上述の【意見】でも言及したように、全体での目標値では個体のバラツキを評価していないことになり、その結果改善対策が曖昧になる恐れがあるため、補助金の効果の測定指標についても個別の内容に変更すべきである。

### 36. 内海東部地区水産環境整備事業

【指摘事項】 稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）

当事業に関連する各種「伺」を閲覧したところ、決裁年月日が未記入となっていたものが散見された。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日を「伺」にも記入すべきである。

【意見】 予定価格及び最低制限価格の算定について（経済性・効率性）

当事業は平成30年度からの継続事業であり、初年度の翌事業年度である令和元年度以降、毎年度指名競争入札による工事請負契約の発注先が選定されている。

令和元年度から令和4年度までの各年度における工事の入札状況の推移は、下表のとおりである（令和元年度は第1工区から第8工区について単価誤りがあったため、第8工区までが入札中止となっている）。

内海東部地区水産環境整備工事 入札状況の推移（平成30年度～令和4年度）  
（単位：円）

「対象生物（資源）の増加量を用いること」と規定されているため、効果（成果）指標を変更することは難しいが、意見の趣旨を踏まえ、今後は、個々の活動の増加率が目標値を達成しているかについても注視するとともに、普及指導員等による技術的指導の強化を図り、目標値の達成に努める。

（主務課・室 農林水産部 漁港漁場整備課）

措置済み

指摘後、直ちに決裁日を記入するとともに、「伺」の決裁日について、確実に記載するよう、課内会議により課内での周知徹底を図った。

（主務課・室 農林水産部 漁港漁場整備課）

措置済み

予定価格や最低制限価格の設定、入札方法の算定に当たっては、公共事業に関する法令や各種関係通知、県土木建築部の関係通知に従い、競争原理が機能するか、入札審査会において十分に検証を行うよう、課内会議により共有を図った。

	令和元年度				令和2年度			
	第9工区	第10工区	第11工区	第12工区	第1工区	第2工区	第3工区	第4工区
予定価格（税込）	57,315,500	57,315,500	59,430,800	53,584,300	59,354,900	56,444,300	58,768,600	59,349,400
入札書比較価格（税抜）	52,105,000	52,105,000	54,028,000	48,713,000	53,959,000	51,313,000	53,426,000	53,954,000
最低制限価格（税抜）	47,969,000	47,969,000	49,802,000	44,863,000	49,686,000	47,267,000	49,196,000	49,655,000
業者名称	入札価格							
A社	辞退	辞退	辞退	辞退	49,686,000	辞退	49,595,000	49,655,000
B社	辞退							
C社	辞退	辞退	辞退	辞退	49,629,000	47,344,000	49,188,000	辞退
D社	辞退	辞退	49,802,000	44,863,000	49,686,000	47,267,000	49,221,000	49,655,000
E社	辞退	辞退	辞退	辞退	49,686,000	47,267,000	49,196,000	49,655,000
F社	47,969,000	47,969,000	49,802,000	44,863,000	49,686,000	47,267,000	49,196,000	49,655,000
G社	47,969,000	47,969,000	49,802,000	44,863,000	辞退	47,267,000	辞退	49,655,000
H社	47,969,000	47,969,000	49,802,000	44,863,000	49,686,000	47,267,000	49,196,000	49,655,000
I社	47,969,000	47,969,000	49,802,000	44,863,000	49,686,000	47,267,000	49,196,000	49,655,000
J社	47,969,000	47,969,000	49,802,000	44,863,000	辞退	47,267,000	47,946,000	49,655,000
K社	49,584,000	49,584,000	51,495,000	46,328,000	49,686,000	47,267,000	49,196,000	49,655,000
L社	49,584,000	49,584,000	51,495,000	46,328,000	49,686,000	47,267,000	49,196,000	49,655,000
M社	50,057,000	50,057,000	51,980,000	65,113,000	入札書不着	入札書不着	入札書不着	入札書不着
N社	53,000,000	52,500,000	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退
O社					辞退	辞退	辞退	辞退
P社					53,600,000	50,900,000	辞退	辞退
Q社								
R社								
S社								
T社								
U社								
V社								
W社								
X社								
	第9工区	第10工区	第11工区	第12工区	第1工区	第2工区	第3工区	第4工区
落札業者名	H社	I社	I社	D社	K社	D社	H社	A社
落札価格（税抜）	47,969,000	47,969,000	51,980,000	44,863,000	49,686,000	47,267,000	49,196,000	49,655,000
最終契約額（税込）	55,007,700	57,654,300	56,238,600	58,918,200	54,662,300	51,750,600	64,095,900	55,467,500
最終契約額（税抜）	50,007,000	52,413,000	51,126,000	53,562,000	49,693,000	47,046,000	58,269,000	50,425,000

	令和3年度				令和4年度	
	第1工区	第2工区	第3工区	第4工区	第1工区	第2工区
予定価格（税込）	58,569,500	58,946,800	59,288,900	59,288,900	59,595,800	59,535,300
入札書比較価格（税抜）	53,245,000	53,588,000	53,899,000	53,899,000	54,178,000	54,123,000
最低制限価格（税抜）	49,076,000	49,299,000	49,611,000	49,611,000	50,700,000	50,600,000
業者名称	入札価格	入札価格	入札価格	入札価格	入札価格	入札価格
A社	辞退					
B社						
C社	辞退					
D社						
E社						
F社						
G社		49,299,000	49,611,000	49,611,000	辞退	辞退
H社		49,299,000	49,611,000	49,611,000		
I社		49,299,000	49,611,000	49,611,000	50,700,000	47,900,000
J社		辞退	辞退	辞退	50,700,000	50,600,000
K社						
L社						
M社						
N社	49,076,000					
O社						
P社	49,076,000					
Q社	辞退					
R社	辞退					
S社	49,076,000					
T社					辞退	辞退
U社					50,700,000	50,600,000
V社					50,700,000	50,600,000
W社					50,700,000	47,300,000
X社					50,700,000	48,300,000
	第1工区	第2工区	第3工区	第4工区	第1工区	第2工区
落札業者名	N社	H社	I社	G社	W社	U社
落札価格（税抜）	49,076,000	49,299,000	49,611,000	49,611,000	50,700,000	50,600,000
最終契約額（税込）	51,055,400	67,081,300	56,255,100	56,255,100	61,573,600	61,017,000
最終契約額（税抜）	46,414,000	60,983,000	51,141,000	51,141,000	55,976,000	55,470,000

過去の入札では、いずれの指名競争入札も入札参加事業者の大半が最低制限価格での入札を行っており、くじ引により落札者が決定されている（ただし、当事業において年度内に同一事業者の落札は禁止されている。）。

担当者に対する質問の回答によれば、このような状況の背景には、工事内容がそれほど複雑ではなく、仕様書の内容に基づき見積計算システムにおいて見積計算を行えば、入札参加事業者の多くが同じ見積結果になるとのことである。

なお、担当者によれば、県においては、適正な競争原理が働くよう、次のような対応を実施している。

①最低制限価格の適時見直し

県では、就業者数の減少や高齢化の進行に加え、近年の受注競争の激化など、建設産業が直面する厳しい状況を踏まえ、将来に渡って担い手の確保に必要な経費を確保できるよう、適正な競争環境を整備する観点から、国の動向にも注視しながら、工事の最低制限価格制度を制定し適時見直しを行っている。

②予定価格の適時見直し

予定価格の元となる工事費の算定は、県が公表している歩掛や単価に加え、記載のない歩掛や単価については、受注者やメーカー等から聴取したうえで、予定価格の適切な設定を行っており、また、登録単価についても適時改定を行っている。

③入札情報の漏洩防止

県としては、「山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」を制定し、発注事務の公正性及び透明性のより一層の向上を図っている。また、工事の発注にあたっては、設計図書などの保管等入札情報の取扱いには十分留意しており、工事関係者からの問い合わせにも応じないこととしている。

しかしながら、このように最低制限価格での入札が継続している場合、結果として指名競争入札が本来予定している競争原理が十分に機能していない状態になってしまうと考えられる。したがって、このように最低制限価格での入札が継続することに対して、適正な競争と請負契約の観点から課題が生じていないかどうか、適時確認することが必要と考える。

【意見】工期延長の防止に向けて（有効性、経済性・効率性）

令和4年度内海東部地区水産環境整備工事第1工区の工事については、「工事技術検査（完成）復命書」によれば工事着手日が令和4年11月8日、検査実施日が令和5年4月21日となっていた。契約当初における工事期間は令和4年11月8日から令和5年3月31日となっていたが、工期変更の手続が行われ、工期が4月まで延長された。

工事は何らかの理由で工期が延長となる場合があり、正当な理由がある場合には必要なことである。しかし、契約手続を早める等の対応で当初の予定どおり工事が完成できるように気を付けられたい。

37. 流域下水道事業（施策分）

【意見】同内容の2事業における委託事業の予定価格について（経済性・効率性）

本事業における委託事業は、周南流域下水道（以下「周南」という。）及び田布施川流域下水道（以下「田布施」という。）事業計画変更策定業務委託であり、仕様書では周南における事業計画区域の縮小（2,593.4ha→2,592.6ha（縮小0.8ha））、田布施における事業計画区域の追加（836.7ha→

（主務課・室 農林水産部 漁港漁場整備課）

異常気象や関係機関との調整の難航など、当初予期し得なかった事由によりやむを得ず工期を延長することもあるが、意見を踏まえ、可能な限り工期内に工事を完成するため、早期着手と適切な進捗管理に一層努めるよう、課内会議により、担当職員に対し周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 土木建築部 都市計画課）

意見を踏まえ、令和6年3月から、本事業の委託事業に係る予定価格の算定において、業務内容に応じた適切な歩掛を判断できるよう、他県の方法等も参考にするなど、公平・公正といえる方法について検証することとした。

措置済み

851.3ha（追加14.6ha））以外は同一内容である。

両者の成果書を確認したところ、ほぼ同内容であり、予定価格と計画概要（現在設定の事業施行期間は令和4年度に満了し、それを最長設定となる7年間延長した令和11年度末までの事業施行期間を設定する）は以下のとおりとなっている。

令和11年度<sup>※</sup>

	周南 <sup>※</sup>	田布施 <sup>※</sup>
予定価格（円） <sup>※</sup>	18,785,800 <sup>※</sup>	29,257,800 <sup>※</sup>
処理区域面積（ha） <sup>※</sup>	2,583.6 <sup>※</sup>	843.0 <sup>※</sup>
計画汚水量（㎥/日） <sup>※</sup>	29,390 <sup>※</sup>	6,090 <sup>※</sup>

事業規模からは、周南の金額が高くなることが予想されるが、実際は田布施が高くなっている。これは、事業規模自体は小さいものの、田布施は事業計画区域追加のため、計画汚水量及び処理能力の再計算が必要なため、とのことである。

事業計画区域の追加（1.7%増加）の影響の度合いは不明だが、見積書提出事業者19社の平均値は田布施が11,793,132円に対し、周南7,896,731円となっているため、追加の影響が見積書に反映されているとはいえ、田布施の予定価格が高くなるのは問題無いといえる。

ここで、両事業の設計書の各項目における歩掛を確認したところ、おおむね田布施が多いが、その中でも差がある一例として「8-2 施設の機能の維持に関する方針」に係る歩掛は以下のとおりである。

	周南 <sup>※</sup>	田布施 <sup>※</sup>
主任技師 <sup>※</sup>	0.10 <sup>※</sup>	1.00 <sup>※</sup>
技師（A） <sup>※</sup>	0.10 <sup>※</sup>	2.00 <sup>※</sup>
技師（B） <sup>※</sup>	0.10 <sup>※</sup>	2.00 <sup>※</sup>
技師（C） <sup>※</sup>	0.10 <sup>※</sup>	1.50 <sup>※</sup>
技術員 <sup>※</sup>	0.10 <sup>※</sup>	- <sup>※</sup>
直接人件費（円） <sup>※</sup>	21,320 <sup>※</sup>	293,400 <sup>※</sup>

ほぼ同内容の委託業務に対して、このように差が出る原因は、「現状の設計書における人数等の歩掛数量の決定方式は、一連の業務であるため各社から提出された総価の見積値（直接人件費）から平均値を算出し、上下30%超の見積値を除いた見積値の平均を算出し、その値の直下の見積値を提出した事業者の歩掛を採用する」ためとのことである。

ここで見積書提出事業者19社のうち採用社を含む5社を抽出し、「8-2 施設の機能の維持に関する方針」に係る歩掛を見ると、以下のとおりである。

周南	A社	B社	C社	D社	E社(採用)
主任技師	1.00	0.10	0.10	0.66	0.10
技師(A)	2.00	0.10	0.10	1.32	0.10
技師(B)	2.00	0.20	0.10	1.65	0.10
技師(C)	1.50	0.20	0.10	0.99	0.10
技術員		0.10	0.10	0.33	0.10
直接人件費	293,400	28,760	21,320	217,599	21,320
人件費合計	12,609,447	5,165,170	4,526,760	12,376,703	7,090,230

田布施	A社(採用)	B社	C社	D社	E社
主任技師	1.00	0.50	0.10	0.66	0.20
技師(A)	2.00	1.00	0.10	1.32	0.20
技師(B)	2.00	1.00	0.10	1.65	0.20
技師(C)	1.50	0.50	0.10	0.99	0.20
技術員		0.25	0.10	0.33	0.20
直接人件費	293,400	145,750	21,320	217,599	42,640
人件費合計	11,077,999	16,159,270	9,653,310	10,122,231	9,287,950

今回は、採用した2社における該当項目の歩掛りに大きな差があったため、採用された設計書の各項目の歩掛りに差が出ることになったと考えられる。

採用する予定価格は、総額からの平均値から計算した金額から異常値を除いた平均値の直下の価格を提出した事業者の金額となり、おおむね各社の見積金額に沿った金額となるが、中身の歩掛りは個々に検討せず採用した事業者の歩掛りをそのまま採用するため、その内容は各社でかなり差が出る場合もあるため、今回のようにそれぞれの作業における歩掛りの内容に差が出ることになる。

現状の算定方法は長年の試行錯誤の末たどり着いた最良の方法であると考えられるため、この結果をもって歩掛算定方法の再検討という訳ではない。機械的に歩掛を出しているため職員の判断の余地は無いことから公平とも言えるが、ほぼ同一とみえる業務に対して、予定価格に差が出るのも現実である。内容に踏み込むと職員の恣意性が生じる点に注意が必要だが、現状でも個別の項目レベルではこのような差が出るということを知り、高度化複雑化する業務に対して、職員のノウハウの蓄積も重要である。金額だけを見るのではなく、業務内容の中身を確認し、ヒアリング等の実施を通して、県としての標準業務等を認識し、適切な歩掛を判断できるようになればさらに良いと考える。他県の方法等も参考にすると、さらに公平・公正といえる方法について、検証を続けて頂きたい。

### 38. 県営住宅建設事業

**【指摘事項】** 稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）

稟議書等について、決裁日の記載がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できないものがあった。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、稟議書等には決裁日を適切に記入すべきである。

**【意見】** 建替手続の妥当性について（合規性、経済性・効率性）

近年、県営住宅の老朽化が加速度的に進んでおり、そのため、順次、県営住宅の建替工事が行われている。なお建替にあ

（主務課・室 土木建築部 住宅課）

指摘後直ちに決裁日を記入するとともに、決裁日を確実に記入するよう、班長会議により課内に周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 土木建築部 住宅課）

意見を踏まえ、県営住宅団地建替・改善事業推進マニュアルについて、令和6年1月に建替事業に関する内容を改正

措置済み

たつては、入居者に対する事前説明会等を行い、全ての入居者から「事業同意書」を入手した上で事業を進めている。しかし退去について既に同意していたはずの入居者が、退去予定時期を過ぎても退去しなかった事案が発生している。この事実について、監査時に質問したところ、事情については何らの説明も受けることが出来なかった。さらに県は、通常、想定されない事案であるとして全く本退去手続の見直しを行っていない。

また、本来、当事案の退去予定時期は令和2年9月中であったが、県が「借地借家法第27条に基づく解約の申入れ」を行ったのは同年12月25日であり、この時点で事前に計画していた退去期限日時から既に約3か月も超過している。この間、指定管理者と県は入居者に対して随時対応していたとするが、指定管理者が具体的に入居者に対し、どのような対応を行っていたのかについての記録についても、監査時には提示されなかった。

対処が遅れた要因には、問題発生時の手順が定まっていない点と、建物解体後の土地の利用方法が定まっておらず、令和5年9月時点においても遊休状態のままとなっている点が挙げられる。他の入居者が退去した後の共同住宅は、不法占拠や放火等の空き家問題を抱えることとなる。本来であれば、①必要のないコストが発生している事に加え、②生じえないリスクを負っていること、さらには③県有財産の有効活用の観点からも、問題が無かったのか、適切に検証を行うことが強く求められる。すなわち、単に家賃の滞納がないことをもって容認すべきではないと考える。入居者の理解を得た後に当該事業を進めることは重要だが、目の前の入居者だけでなく、広く県民の理解が得られる事業であることが必要である。

手続に不備があったとしても、問題が顕在化しないために気づかないことはままあるため、特に今回のように課題が生じた場合には、具体的な手続に関し、何らかの不備があったのではないかと振り返る姿勢が重要である。加えて問題が発覚した後の対応が適切であったか、否かについても、同様に振り返る必要がある。今後も県は県営住宅の建替を予定しており、同様の事態が発生しないとは言えないことから、効率的な事業運営を行うためにも具体的な対策を直ちに講じる必要がある。そして、イレギュラーな事態が発生した場合に備え、県は適切に記録を残し、事後評価を行う体制を急ぎ構築することが必要である。

【意見】工事遅延等に伴う単価更正業務について（経済性・効率性）

工事に係る単価については、契約時に見積もられる。しかし、上述した「入居者の退去遅れによるための業務遅延」等の理由により具体的に発生する追加費用の一つが、毎年改定される単価を再計算するための「単価更正業務」である。令和4年度は委託業務(6)-7及び(6)-11が該当し、その契約金額は合計

し、問題発生時には速やかに指定管理者と連携して対応するとともに、適切に記録を残し、事後評価を行うという体制を構築した。

(主務課・室 土木建築部 住宅課)  
意見を踏まえ、県営住宅団地建替・改善事業推進マニュアルについて、令和6年1月に建替事業に関する内容を改正し、事業の遅延等を発生させないよう、指定管理者と県の連携体制や、県での確認体制の構築を図った。本マニュアルに

措置済み

<p>3,710千円となっている。大規模工事や、個人の住生活権が絡む場合は、「遅延」や「延長」にやむを得ない理由があることは否定しない。しかし、厳しい財政事情により年々予算が削減されている現状において、計画の甘さ、手続の失念や不備等が原因で遅延が発生せぬよう、今後も努力いただきたい。</p> <p>【意見】脱炭素社会の実現に資するための木材の利用促進について（有効性）</p> <p>令和3年10月1日、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が定められ、山口県においても令和4年3月に「建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」が制定された。この中で、県が整備する公共建築物等における木材利用について、「コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として木造化を図るとともに、全ての公共建築物について内装や外構等の木質化を推進する」と目標を掲げている。</p> <p>令和4年度に実施された県営住宅については、内装（玄関、トイレ、洗面所の天井及び和室押入の内部、畳下地板）の木質化を実施している。県営住宅ほどの大規模住宅では、耐震及び防火の観点から木造にすることは容易ではないとのことであるが、今後は、内装だけでなく外構等にも木質化を図り、一日でも早い脱炭素社会の実現に向けてより一層の取組を進めてもらいたい。</p> <p>39. 平瀬発電所建設</p> <p>【指摘事項】稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）</p> <p>「工事請負変更契約の締結について（令4企業電工第594-2号）」「変更契約予定工事通知書について（令4企業電工第594-1号）」「工事変更設計書第1回（令4東部発電第46号）」の稟議書について決裁日付が未記載のままの状態であった。また全てではないが、令和4年度以前の稟議書においても決裁日付が未記載のまま文書が保管されている事例が散見された。</p> <p>責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、稟議書等には決裁日を適切に記入すべきである。</p> <p>40. 水力発電魅力発見事業</p> <p>【意見】水力発電メカニズム学習会実施高校の選定範囲について（有効性）</p> <p>水力発電魅力発見事業では、電気事業（水力発電）の取組やその役割をPRし、理解促進を図るという目的のために、水力発電メカニズム学習会として県内電気科を有する6工業高校のうち3工業高校への出前授業を実施した。工業高校電気科の生徒に対して学習会を行うことは、当該分野に興味関心を持ち、日々研鑽している生徒層への啓発活動であると共に、効果的な</p>	<p>則り、事業の計画的執行に努めて参りたい。</p> <p>（主務課・室 土木建築部 住宅課）</p> <p>「建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、県営住宅の整備においては、可能な限り木質化に努めているところであるが、意見を踏まえ、令和5年度に県営住宅の木造化に関する検討を実施し、一層木材の活用推進が図られるよう取り組んだ。</p> <p>（主務課・室 企業局 電気工水課）</p> <p>指摘を受けて、直ちに決裁日を記入するとともに、今後、決裁日を確実に記入するよう、課内会議により、課内職員に周知徹底を図った。</p> <p>（主務課・室 企業局 電気工水課）</p> <p>令和5年11月の出前授業において、電気科以外の学科の生徒にも対象を拡大して実施した。今後も、対象を幅広く選択することも視野に入れて、計画的に実施していく。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
--	--	-------------------------------------

選択と効率的な資源の集中といえる。さらに、目指すべき将来像として掲げる「2050年脱炭素社会の実現を目指す」人材育成への効果も期待できる。

しかし事業の目的に鑑みると、啓発活動の実施範囲を工業高校電気科のみに限定する必要性よりも、むしろ普段の学習で日常的に電気に関して学んでいない工業高校以外の生徒や高専・県立大学の学生を対象とすることも必要と考えられる。当該学習で興味をもち、進学や就職に影響を与える可能性は十分にあると考えられ、工業高校以外の高校等も含め、様々な背景、将来性を有する生徒・学生（次世代）に対して幅広く学習会を開催したほうが学習会の有効性や効果はさらに一層、高まり、目的達成についてより広く貢献できると考える。また、公平性の観点からも専門分野を限定することなく、異なるバックグラウンドを有する数多くの生徒・学生等へ将来の選択肢を増やす機会を与えることには十分な意義があると考えられる。そのため、今後の学習会の実施に関しては電気科を有する工業高校に限定することなく、幅広く選択することも視野に入れ、計画的に実施していただきたい。

【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性・効率性）

水力発電魅力発見事業に関しては現在、明確な事業目的の達成指標は設定されていない。確かに目的が電気事業（水力発電）の取組や役割をPRし、電気事業のさらなる理解促進を図るという内容であり、具体的な成果が明確な形で見えないため、事業目的の達成指標を明確に設定することは困難であるという一面があることは十分に理解できる。しかし、事業目的の達成指標を設定しなければ、事業の明確な評価ができず、さらには予算配分の適切性を判断できないと考えられるため、相当程度の明確な事業目的達成指標を設定し、それら进行评估することが望ましいと考えられる。

ここで本事業における成果とは、県民が電気事業（水力発電）の取組や役割を理解することであることを考慮すると、ツアーや学習会の参加者の理解の程度及び満足度（例えば事後アンケート）はその成果の指標のひとつと考えられる。そのため実施後に行われるアンケートを利用して、「説明がわかりやすかった」、「満足できた」や「理解できた」などの取組が評価された項目の選択割合を事業目的達成指標にして、その割合が一定以上を目標とするなどの積極的な対応が考えられる。

#### 41. 未利用落差を活用した小水力発電所の開発

【指摘事項】稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）

稟議書等について、決裁日の記載がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できないものがあった。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化

（主務課・室 企業局 電気工水課）

意見を踏まえ、令和6年度から、出前授業の参加者を対象としたアンケートの結果を事業目的達成指標に設定し、事業に取り組んでいる。今後は本指標に基づく評価を行い、達成度に応じて事業内容の改善を図っていく。

措置済み

（主務課・室 企業局 電気工水課）

指摘を受けて、直ちに決裁日を記入するとともに、今後、決裁日を確実に記入するよう、課内会議により、課内職員に周知徹底を図った。

措置済み

<p>は重要な統制業務であり、稟議書等には決裁日を適切に記入すべきである。</p> <p>【意見】川上ダム地点水力発電所修正設計について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>当初、令和2年度に詳細設計及び測量を行い、その後、令和4年度に詳細設計の修正を行なった。修正に至る要因について、監査実施日に担当課から「現地条件への対応のため、詳細設計後の建築確認において周南市の建築指導課が、昭和55年の嵩上げ事業の図面を調べたところ、発電所設置の斜面が30度を超え、また実際の測量結果でも傾斜が30度を超えており、建築基準法第19条4項に基づき、崖地対応を行うことになったためである。」との説明を受けた。このことについて、後日、その説明は誤りであり、令和2年度の詳細設計作成時に上記説明事項については対応済であることの資料を提示され、確認した。</p> <p>修正設計に起因し、発電所の完成時期も令和6年度から令和7年度に延期された。修正設計の理由は、担当課の説明によると「詳細設計完了後、発電所躯体の位置及び構造を修正することにより躯体敷地及び背後斜面の法面保護工を最小限に抑えると共に、水車発電機工事で水車発電機の設計内容を反映させて建物の内部構造や工事計画等をより具体的に設計したものである。」とのことである。これは一層の安全性を重視しての必要な対応であったと認められる。</p> <p>上述のように、特に安全性への配慮のためには、躊躇することなく修正や延期を決断していただきたい。しかし、一方で特に大規模工事において修正や延期が生じることは、携わる多くの関係者に時間的・金銭的影響を始め、多大な不利益が及ぶため、当初の段階から計画的に事業を実施するよう今後も心掛けていただきたい。</p>	<p>(主務課・室 企業局 電気工水課)</p> <p>意見を踏まえ、特に大規模工事等の実施に当たっては、当初の段階から計画的な事業の実施に努めるよう、課内会議により、担当職員等に対し周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>42. 佐波川発電所リニューアル推進事業</p> <p>【指摘事項】執行計画の変更額について（法規性、経済性・効率性）</p> <p>本事業は、令和4年度当初予算執行計画書（令和4年3月18日）及び令和4年度当初予算配当通知書（令和4年3月18日）によると、41,008千円の予算が設けられていた。その後、発注手続きに伴い、設計参考見積を徴取し、積算を行ったところ、予定価格が予算限度額を超過したため予算措置を講じ、「令4企業総務第8-10号（令和4年7月20日）令和4年度電気事業の予算執行計画変更について」及び「令4企業総務第9-6号（令和4年7月20日）令和4年度電気事業配当予算の変更について」にて変更額21,000千円とされ、計62,008千円となった。</p> <p>令和4年7月4日起案の起工設計書では、各社の設計参考見積により山口県土木工事設計積算システムによる概算工事費は57,400千円とされ、令和4年8月5日起案の予定価格決定調書は57,366,100円である。変更後予算額62,008千円は、予定価</p>	<p>(主務課・室 企業局 電気工水課)</p> <p>指摘を踏まえ、令和5年12月以降の執行計画の変更においては、適正な見積もり等による明確な根拠数字に基づき金額を決定するよう、課内会議において担当職員への周知徹底を図るとともに、副担当職員による確認体制の強化を図った。</p>	<p>措置済み</p>

格 57,366 千円に対して 4,642 千円過大なものとなっている。監査当日は予定価格に対して、過大な予算計上を講じる理由として、「余裕をもたせるため」との説明のみで、明確な根拠理由は得られなかった。

その後、本事業は令和 4 年 10 月 21 日の河川管理者との協議により、発電所リニューアル工事施工中にダム選択取水設備から取水した水を発電所から放流するための設備（維持放流設備）を検討することとなったため、維持放流設備の概略設計業務を追加することとなり、同時に工期を令和 6 年 3 月 31 日まで延長され、令和 5 年 3 月 16 日に業務委託変更契約書にて委託料が 61,538,400 円となった。結果的に、最終補正後予算額にほぼ一致することとなっている。この点については、日付の関係でも執行計画の変更時点で追加業務分を含めていた訳ではないとのことである。

後日、変更後予算額を 62,008 千円とした根拠は、発電所建屋を改修で見積もった業者 2 者と新築で見積もった業者 4 者が混在したことによる参考見積の概算金額が 62,000 千円となったためであると確認できた。その後、新築想定か改修想定かは統一する必要があるとのことで、改修想定で見積もりを再提出してもらったところ、積算金額は 57,366,100 円となった。しかしながら、起工時の特記仕様書においては改修としているものの、請負業者が業務の中で行う設計の結果、取り壊し範囲次第では新築となる可能性も見込まれることから、執行計画の変更にあたっては、新築への変更を考慮して当初の概算金額 62,000 千円相当とし、執行計画の変更額は 21,000 千円の増額とした。

後日の設計業務の追加とは関連が無いとしても、執行計画の変更額はその時点での変更理由に基づく金額による必要があり、新築になる可能性があるかもしれないからといって、余裕を持った金額で決定されるべきものではなく、明確な根拠数字によって決定されなければならない。執行計画の変更に係る金額根拠の徹底が必要である。

【指摘事項】稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）

稟議書等について、決裁日の記載がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できないものがあつた。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、稟議書等には決裁日を適切に記入すべきである。

企業局においては、監査対象 4 事業のうち、3 事業で多数の決裁日記入漏れが指摘されている。その事実を踏まえ、決裁日の記入の必要性について改めて言及すると、稟議書等は意思決定過程が示され、起案日の明示にて起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され、終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載が無ければ、その起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や

(主務課・室 企業局 電気工水課)

指摘を受けて、直ちに決裁日を記入するとともに、今後、決裁日を確実に記入するよう、課内会議により、課内職員に周知徹底を図った。

措置済み

<p>時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となることから、統制業務として極めて重要な意味を持つ。したがって、当該部局においては、文書管理に対する内部統制の見直しを図られ、適切に運用していただきたい。</p>		
---	--	--